



市 章

彦根市公報

令和6年(2024年)4月15日

号 外 第 1 号

月 曜 日

定日発行 毎月 1 日、15 日 2 回

目 次

○ 規則

5	彦根市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則	4
6	彦根市水泳場管理規則を廃止する規則	4
7	彦根市立東山児童遊園の管理運営に関する規則を廃止する規則	4
8	彦根市財務規則の一部を改正する規則	5
9	美しいひこね創造条例施行規則の一部を改正する規則	5
10	彦根市役所支所および出張所処務規則の一部を改正する規則	5
11	彦根市契約規則の一部を改正する規則	5
12	彦根市財務規則の一部を改正する規則	6
13	彦根市市税規則の一部を改正する規則	8
14	彦根市病院事業における地方公営企業法第 39 条第 2 項の規定に基づき市長が定める職 に関する規則の一部を改正する規則	23
15	職員の懲戒の手續および効果に関する規則	23
16	彦根市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則	24
17	彦根市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則	24
18	彦根市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規 則	24
19	彦根市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則	26
20	彦根市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正 する規則	26
21	彦根市地域体育館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	27
22	彦根市立認定こども園管理運営規則の一部を改正する規則	28
23	彦根市国民健康保険条例施行規則等の一部を改正する規則	28
24	彦根市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則等の一部を改正する規則	30
25	彦根市介護保険料の減額賦課に関する規則の一部を改正する規則	32
26	彦根市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則	32
27	彦根市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則	33
28	彦根市消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規 則の一部を改正する規則	33
29	彦根市消防吏員服制規則の一部を改正する規則	33
30	彦根市児童福祉法に基づく障害児通所支援および障害福祉サービスの措置に関する規 則	34
31	彦根市市民交流センターの設置および管理に関する条例施行規則の一部を改正する規 則	40
32	彦根市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	40
33	彦根市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	41
34	彦根市事務分掌規則の一部を改正する規則	41
35	彦根市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則	42
36	彦根市下水道事業会計規則の一部を改正する規則	42
37	彦根市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則	42
38	職員の級別職務に関する規則の一部を改正する規則	45
39	彦根市職員の分限に関する規則の一部を改正する規則	45

40	彦根市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	45
41	彦根市第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当および費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則	49
42	彦根市第 2 号会計年度任用職員の給与および旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....	49
43	彦根市障害児通所給付費等の支給に関する規則の一部を改正する規則	50
44	彦根市おむつ等購入費の給付等に関する規則の一部を改正する規則	51

○ 告示

25	指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定 .	51
26	彦根市特定教育・保育施設等整備運営補助金交付要綱の一部改正	52
27	屋外広告物等の保管	52
28	予算の要領の公表	53
29	予算の要領の公表	53
30	予算の要領の公表	53
31	彦根市視覚障害者点字新聞購読料助成金交付要綱の一部改正	54
32	彦根市結婚新生活支援補助金交付要綱の一部改正	54
33	認可地縁団体の告示事項の変更	57
34	彦根市障害福祉職場人材確保・定着事業補助金交付要綱の廃止	57
35	都市計画の変更(彦根長浜都市計画公園)	58
36	近隣景観形成協定修景対策事業補助金交付要綱の一部改正	58
37	市道路線の廃止	58
38	市道路線の認定	59
39	市道区域の決定または変更	60
40	市道の供用の開始	62
41	認可地縁団体の告示事項の変更	65
42	公共下水道の供用および下水の処理の開始	65
43	彦根市農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱の廃止	65
44	彦根市予防接種事故災害補償要綱の一部改正	66
45	彦根市予防接種健康被害調査委員会設置要綱の一部改正	66
46	彦根市建築物の耐震改修の促進に関する法律事務処理要綱の一部改正	67
47	彦根市介護職員初任者研修受講補助金交付要綱の廃止	67
48	彦根市介護福祉士育成応援補助金交付要綱の廃止	67
49	彦根市高額介護サービス費等支払資金貸付要綱の廃止	68
50	彦根市城山観覧料の徴収事務の委託	68
51	令和 6 年度(2024 年度)一般廃棄物処理実施計画.....	68
52	認可地縁団体の規約変更の認可	68
53	認可地縁団体の告示事項の変更	69
54	指定納付受託者の指定	71
55	指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定 .	72
56	指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定 .	73
57	保育料の収納事務の委託	73
58	彦根市養育費に関する債務名義取得費用補助金交付要綱の一部改正	74
59	彦根市城山観覧料の徴収事務の委託	74
60	彦根市在宅重度障害者住宅改造事業費助成金交付要綱の一部改正	75
61	彦根市身体障害者自動車改造費助成金交付要綱の一部改正	75
62	彦根市こんにちは赤ちゃん事業実施要綱の廃止	75
63	彦根市不妊治療費助成事業実施要綱の廃止	76
64	令和 6 年度における利便性係数	76
65	彦根市介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業者の指定に関する要綱の一部改正 .	76
66	指定納付受託者の指定	77

67	指定納付受託者の指定.....	77
68	指定納付受託者の指定.....	78
69	指定納付受託者の指定.....	78
70	指定納付受託者の指定.....	78
71	指定納付受託者の指定.....	79
72	認可地縁団体の規約変更の認可および告示事項の変更	79
73	指定納付受託者の指定.....	80
74	指定納付受託者の指定.....	80
75	彦根市営中央駐車場の使用料の徴収事務の委託	80
76	彦根市営河瀬駅前西口駐車場、彦根駅前第1自転車駐車場、彦根駅前第2自転車駐車場、河瀬駅前東口自転車駐車場および河瀬駅前西口自転車駐車場の使用料の徴収事務の委託.....	81
77	彦根市身体障害者自動車運転免許取得奨励事業補助金交付要綱の一部改正	81
78	健康診査手数料の徴収事務の委託	82
79	健康診査手数料の徴収事務の委託	82
80	健康診査手数料の徴収事務の委託	82
81	健康診査手数料の徴収事務の委託	83
82	指定居宅介護支援事業者の指定.....	83
83	指定居宅介護支援事業者の指定.....	84
84	介護予防支援事業者の指定.....	84
85	介護予防支援事業者の指定.....	84
86	介護予防支援事業者の指定.....	84
87	犬の登録手数料および狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収事務の委託	85
88	認可地縁団体の規約変更の認可および告示事項の変更	85
89	彦根市24時間対応型利用制度支援事業実施要綱の一部改正	86
90	彦根市リフォーム事業助成金交付要綱	86
91	彦根市在宅重度障害者等支援事業補助金交付要綱の一部改正	93
92	彦根市近江鉄道線輸送安全確保事業費補助金交付要綱	94
93	彦根市災害対策本部規程の一部改正	102
94	彦根市産後ケア事業実施要綱の一部改正	103
96	彦根市介護予防ケアマネジメント事業実施要綱の一部改正	104
97	彦根市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防通所介護相当サービスの事業の人員、設備および運営ならびに介護予防通所介護相当サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準ならびに介護予防通所介護相当サービスに要する費用の額を定める要綱の一部改正.....	105
98	彦根市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防訪問介護相当サービスの事業の人員、設備および運営ならびに介護予防訪問介護相当サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準ならびに介護予防訪問介護相当サービスに要する費用の額を定める要綱の一部改正	110
99	彦根市介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービスAの事業の人員、設備および運営に関する基準ならびに通所型サービスAに要する費用の額を定める要綱の一部改正.....	114
100	彦根市介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービスAの事業の人員、設備および運営に関する基準ならびに訪問型サービスAに要する費用の額を定める要綱の一部改正.....	118
101	彦根市地域生活支援事業実施要綱の一部改正	121
102	彦根市重症心身障害者通園施設運営費補助金交付要綱の一部改正	122
103	彦根市国民健康保険一部負担金の徴収猶予および免除に関する要綱の一部改正	125
104	彦根市都市公園における防犯カメラの設置および運用に関する要綱の一部改正	126
105	彦根市風しん予防接種費用助成金交付要綱の一部改正	126

106	彦根市まちづくり推進事業総合補助金交付要綱の一部改正	127
107	彦根市レンタサイクル事業実施要綱の廃止	130
108	彦根市出産・子育て応援給付金支給事業実施要綱の一部改正	130
111	彦根市予防接種事業実施要綱の一部改正	130
112	彦根市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の一部改正	131
113	彦根市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱の一部改正	131
113 の 2	彦根市特定教育・保育施設等整備運営補助金交付要綱の一部改正	132
113 の 4	彦根市人権問題通信講座運営委員会設置要綱の廃止	138

規 則

彦根市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 22 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市規則第 5 号

彦根市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則
彦根市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則(令和 2 年彦根市規則第 66 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 13 号を第 14 号とし、第 12 号を第 13 号とし、第 11 号の次に次の 1 号を加える。
(12) 農業用ため池の管理及び保全に関する法律(平成 31 年法律第 17 号)第 8 条第 1 項の許可

第 5 条中第 9 号を第 10 号とし、第 6 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 農業用ため池の管理及び保全に関する法律第 4 条第 2 項の規定による届出に係る土地の埋立て等(第 11 条に規定する形状および構造上の基準を満たす土地の埋立て等に限る。)

第 12 条第 2 号中「宅地造成等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)第 8 条第 1 項」を「宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)第 12 条第 1 項」に改める。

付則第 2 項第 5 号中「宅地造成等規制法第 8 条第 1 項」を「宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

彦根市水泳場管理規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 26 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市規則第 6 号

彦根市水泳場管理規則を廃止する規則

彦根市水泳場管理規則(昭和 40 年彦根市規則第 37 号)は、廃止する。

付 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

彦根市立東山児童遊園の管理運営に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 26 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市規則第 7 号

彦根市立東山児童遊園の管理運営に関する規則を廃止する規則

彦根市立東山児童遊園の管理運営に関する規則(昭和 63 年彦根市規則第 44 号)は、廃止する。

付 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

彦根市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市規則第 8 号

彦根市財務規則の一部を改正する規則

彦根市財務規則(平成 5 年彦根市規則第 11 号)の一部を次のように改正する。

第 79 条第 1 項中「7 月 20 日までに」を削り、同条第 2 項中「の 6 月 30 日まで」を削り、同条第 3 項中「7 月 20 日までに」を削る。

第 142 条中「第 243 条の 2 の 2 第 1 項後段」を「第 243 条の 2 の 8 第 1 項後段」に改める。

第 143 条第 1 項中「第 243 条の 2 の 2 第 1 項前段」を「第 243 条の 2 の 8 第 1 項前段」に改め、同条第 2 項中「第 243 条の 2 の 2 第 1 項後段」を「第 243 条の 2 の 8 第 1 項後段」に改める。

付 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

美しいひこね創造条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市規則第 9 号

美しいひこね創造条例施行規則の一部を改正する規則

美しいひこね創造条例施行規則(平成 18 年彦根市規則第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「4 月 1 日」を「5 月 1 日」に改める。

第 11 条中「2 年」を「1 年」に改める。

別表第 2 中第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とし、第 5 項から第 7 項までを 1 項ずつ繰り上げる。

付 則

1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の第 11 条の規定は、この規則の施行の日以後に発行する彦について適用し、同日前に発行した彦については、なお従前の例による。

彦根市役所支所および出張所処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市規則第 10 号

彦根市役所支所および出張所処務規則の一部を改正する規則

彦根市役所支所および出張所処務規則(昭和 43 年彦根市規則第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「、支所等に主幹、副主幹および主査」を削る。

第 4 条第 4 項を削る。

付 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

彦根市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市規則第 11 号

彦根市契約規則の一部を改正する規則

第 1 条 彦根市契約規則(昭和 44 年彦根市規則第 33 号)の一部を次のように改正する。

別記様式第 6 号(その 1)彦根市工事請負契約約款第 32 条中「令和 6 年 3 月 31 日」を「令和

7年3月31日」に改める。

第2条 彦根市契約規則の一部を次のように改正する。

第29条の2の見出し中「準用」を「準用等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前条第4項第2号の保証事業会社の保証を契約保証金に代わる担保として提供させる場合は、前項において読み替えて準用する第6条の2第4項の規定に規定する当該保証を証する書面の提出は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)(当該保証事業会社が定め、市長が認めた措置が講じられたものに限る。)に代えることができる。この場合においては、当該書面の提出があったものとみなす。

第65条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による保証事業会社の保証書の提出は、電磁的方法(当該保証事業会社が定め、市長が認めた措置が講じられたものに限る。)に代えることができる。この場合においては、当該保証書の提出があったものとみなす。

第66条の見出し中「前払金」を「前金払」に改める。

第66条の3第4項中「第65条第2項」の次に「および第3項」を加える。

別記様式第6号(その1)彦根市工事請負契約約款第4条の2第1項中「第4号の」を「第2号から第4号までの保証を付す」に改め、「履行保証保険契約の締結後」を削り、「その保険証券」を「当該保証を証する書面」に改め、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える

2 乙は、前項第2号の保証を証する書面の寄託を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)(当該保証事業会社が定め、甲が認めた措置を講じたものに限る。)に代えることができる。この場合において、甲は、保証を証する書面の寄託があったものとみなす。

別記様式第6号(その1)彦根市工事請負契約約款第30条の2中第10項を第11項とし、第4項から第9項までを1項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の1項を加える。

4 乙は、第1項または前項の保証証書の寄託を、電磁的方法(当該保証事業会社が定め、甲が認めた措置を講じたものに限る。)に代えることができる。この場合において、甲は、保証を証する書面の寄託があったものとみなす。

別記様式第6号(その1)彦根市工事請負契約約款第31条に次の1項を加える。

3 乙は、前2項の保証証書の寄託を、電磁的方法(当該保証事業会社が定め、甲が認めた措置を講じたものに限る。)に代えることができる。この場合において、甲は、保証を証する書面の寄託があったものとみなす。

付 則

1 この規則は、令和6年3月31日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年7月1日から施行する。

2 第2条の規定による改正後の彦根市契約規則の規定は、令和6年7月1日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結された契約については、なお従前の例による。

彦根市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

彦根市長 和田裕行

彦根市規則第12号

彦根市財務規則の一部を改正する規則

彦根市財務規則(平成5年彦根市規則第11号)の一部を次のように改正する。

目次中「第34条」を「第34条の2」に改める。

第1条中「第173条の3」を「第173条の6」に改める。

第2条第4号を次のように改める。

(4) 主管課長 次に掲げる者をいう。

- ア 彦根市事務分掌規則(平成 9 年彦根市規則第 38 号)第 2 条に定める課および室の長
- イ 彦根市会計管理者の補助組織設置規則(昭和 40 年彦根市規則第 41 号)第 1 条第 1 項に定める室の長
- ウ 彦根市役所支所および出張所処務規則(昭和 43 年彦根市規則第 8 号)第 1 条に定める支所および出張所の長
- エ 彦根市教育委員会事務局組織規則(昭和 31 年彦根市教育委員会規則第 3 号)第 2 条に定める課および彦根城博物館の長
- オ 彦根市消防本部組織規則(昭和 47 年彦根市規則第 33 号)第 3 条第 1 項に定める消防総務課の長
- カ 彦根市議会事務局規程(平成 10 年彦根市議会訓令第 1 号)第 2 条第 1 項に定める課の長
- キ 選挙管理委員会事務局、監査委員事務局および農業委員会事務局にあつてはアからカまでに準ずる者
- ク その他アからキまでに準ずる者

第 25 条第 3 項第 2 号中「第 165 条の 6 第 2 項」を「第 165 条の 5 第 2 項」に改める。

第 34 条第 1 項中「施行令第 158 条第 1 項」を「法第 243 条の 2 第 1 項」に、「歳入」を「公金」に、「収納の」を「収納に関する」に、「収入事務委託契約書(別記様式第 22 号)」を「次に掲げる事項を記載した契約書」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 委託事務の内容
- (2) 委託期間
- (3) 徴収または収納の方法
- (4) 指定金融機関等への払込み
- (5) 委託手数料および支払の方法
- (6) 危険負担等
- (7) その他必要と認める事項

第 34 条第 2 項中「次に掲げる事項を告示し、かつ、公表しなければ」を「、法第 243 条の 2 第 2 項の規定により告示しなければ」に改め、同項各号を削り、同条第 3 項中「前 2 項」を「第 1 項」に、「者(以下「収入事務受託者」という。)」を「指定公金事務取扱者(法第 243 条の 2 第 1 項に規定する指定公金事務取扱者をいう。以下同じ。)」に改める。

第 3 章第 3 節中第 34 条の次に次の 1 条を加える。

第 34 条の 2 法第 243 条の 2 の 5 第 1 項の規定により市長が定める歳入等は、次に掲げるものとする。

- (1) 施行令第 173 条の 2 第 1 項各号に掲げる歳入
- (2) 地方税(当該地方税に係る地方税法第 1 条第 1 項第 14 号に規定する督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金および滞納処分費を含む。)
- (3) 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 129 条第 1 項に規定する保険料(普通徴収の方法によって徴収する保険料に限る。)
- (4) 分担金
- (5) 負担金
- (6) 不動産売払代金
- (7) 過料
- (8) 損害賠償金(第 10 号に掲げる遅延損害金を除く。)
- (9) 不当利得による返還金
- (10) 第 4 号、第 5 号および第 7 号に掲げる歳入に係る延滞金ならびに第 5 号、第 6 号および前 2 号に掲げる歳入に係る遅延損害金

2 法第 243 条の 2 の 5 第 2 項に規定する市長が定める方法は、口頭、掲示その他の方法とする。

第 35 条第 1 項中「第 165 条の 7」を「第 165 条の 6」に改める。

第 68 条第 1 項中「施行令第 165 条の 3 第 1 項」を「法第 243 条の 2 第 1 項」に、「支出の事務」を「公金の支出に関する事務」に、「支出事務委託契約書(別記様式第 48 号)」を「次に掲げる事項を記載した契約書」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 委託事務の内容
- (2) 委託額
- (3) 委託期間
- (4) 支出の方法
- (5) 委託手数料および支払の方法
- (6) 危険負担等
- (7) その他必要と認める事項

第 68 条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に、「者(以下「支出事務受託者」という。)」を「指定公金事務取扱者」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 支出決定権者は、前項の規定による契約を締結したときは、法第 243 条の 2 第 2 項の規定により告示しなければならない。

第 77 条第 1 項中「第 165 条の 5」を「第 165 条の 4」に改める。

第 94 条中「収入事務受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第 105 条第 2 項中「第 165 条の 6 第 2 項」を「第 165 条の 5 第 2 項」に改める。

第 106 条中「第 165 条の 6 第 3 項」を「第 165 条の 5 第 3 項」に改める。

第 129 条第 3 項中「前 3 項」を「前 2 項」に改める。

第 139 条第 1 項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とする。

別記様式第 22 号を次のように改める。

別記様式第 22 号 削除

別記様式第 48 号を次のように改める。

別記様式第 48 号 削除

付 則

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 地方自治法の一部を改正する法律(令和 5 年法律第 19 号)附則第 2 条第 3 項または地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和 6 年政令第 12 号)附則第 2 条第 1 項の規定が適用される場合におけるこれらの規定に規定する従前の公金事務に関しては、なお従前の例による。

彦根市市税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 4 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市規則第 13 号

彦根市市税規則の一部を改正する規則

彦根市市税規則(平成 6 年彦根市規則第 24 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「第 337 条、第 438 条、第 485 条の 7、第 547 条、第 617 条および第 701 条の 24 の規定に基づき、国税犯則取締法(明治 33 年法律第 67 号)に規定する税務署の収税官吏の」を「第 22 条の 3 第 1 項に規定する犯則事件に関する」に改める。

第 3 条第 2 項中「彦根市市税等口座振替依頼書」を「彦根市市税等預金口座振替依頼書」に改める。

第 7 条第 2 項中「証明書交付申請書(別記様式第 54 号)」を「市税証明書交付申請書(別記様式第 54 号)」に改める。

第 8 条の表(3)の項中「市民税、県民税納税通知書」を「市民税・県民税・森林環境税納税通知書」に改め、同表(4)の項中「市民税、県民税普通徴収税額決定(変更)通知書」を「市民税・県民税・森林環境税納税通知書(変更)」に改め、同表(5)の項中「市民税、県民税特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)」を「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)」に改め、同表(6)の項中「市民税、県民税特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)」を「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)」に改め、同表(8)の項中「市民税・県民税減免申請書」を「市民税・県民税・森林環境税減免申請書」に改める。

別記様式第 4 号を次のように改める。



様式第4号(第3条関係)

取扱い金融機関用

彦根市市税等預金口座振替依頼書

(兼還付金口座振込依頼書)

(自動払込利用申込書)

年 月 日

取扱い金融機関 御中

納付義務者

住所

氏名

※生年月日を2枚目に記入してください。

自宅・勤務先・携帯

TEL () -

私が納付すべき次の市税等を下記の口座から振替(払込)の方法で納付したいので依頼します。
※ゆうちょ銀行以外の金融機関またはゆうちょ銀行のどちらか一方に記入してください。

1 指定預貯金口座

金融機関コード	銀行	店	口座番号	振出印
	金庫	支店	フリガナ	
預金種別	組合	出張所	口座名義人	
	農協			
	普通・当座・納税準備			

ゆうちょ銀行用

金融コード	9900	通帳記号	1	0	振出印
種目コード	166	種別コード	下記記載	住所	
払込日	市の指定日	市指定日	市指定日	フリガナ	
払込先加入者名	彦根市会計管理者	フリガナ			
払込先口座番号	00940-2-6993	口座名義人			
払込開始年月	年 月 から				

2 振替(払込)依頼科目 (依頼内容を記入またはO印で選択してください。)

科目	種別	(記入例を参考に記入してください。)			
1 軽自動車税(種別割)	35	全期	納税義務者	※同一名義の軽自動車税すべてが振替(払込)されます。	
2 固定資産税	35	全期前納・各期	納税義務者(名義人名)	共有名義(含む・含まない)	※お問合せ番号
3 市県民税(普通徴収)	35	全期前納・各期	納税義務者(名義人名)	共有名義(含む・含まない)	※お問合せ番号
4 国民健康保険料(普通徴収)	28	全期前納・各期	納付義務者(世帯主)		
5 介護保険料(普通徴収)	28	全期前納・各期	納付義務者(加入者)		
6 後期高齢者医療保険料(普通徴収)	28	全期前納・各期	納付義務者(加入者)		
7 下水道受益者負担金	30	3年・1年	納付義務者(世帯主)	整理番号	
8 保育所等保育料	30	児童氏名	施設名		
9 放課後児童クラブ負担金	30	児童氏名	小学校名		
10 市営住宅家賃	25	住宅名	部屋番号	区画番号	
11 市営住宅駐車場使用料	25	住宅名	部屋番号	区画番号	
12 し尿処理手数料	30	収集先住所	彦根市	お客様番号	
13 農村下水道使用料	30	排水地住所	彦根市	使用者氏名	使用番号

<約定>

1 納付義務者が彦根市へ支払うべき市税等の納付書または口座振替に関するデータの送付があったときは、貴行において振替指定日に上記の指定預貯金口座から指定の金額を振替納付してください。

2 前項の手続きについて、預貯金規定にかかわらず小切手払戻請求書等は一切これを省略しますので、貴行の所定の方法で処理してください。

3 指定預貯金口座残高が振替日において振替金額に満たないときは、当方に通知することなく直ちに納付書または口座振替に関するデータを彦根市に返却されても異議ありません。

4 当方の都合によりこの取扱いを解約する場合は、彦根市へ届出いたします。また、貴行および彦根市が必要と認めた場合には、市税等口座振替扱いを解約されても異議ありません。

5 口座振替決済通知書の発行は省略されても差し支えありません。なお、必要な場合は彦根市に申出ます。

6 納付義務者と口座名義人が異なる場合、口座名義人は料金の口座振替を承諾したものとみなします。

7 この取扱いについて、万一紛議が生じても貴行には迷惑をかけません。

〇上記の約定についてゆうちょ銀行を除く。ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込み規定が適用されます。

金融機関受付印

金融機関使用欄

(ゆうちょ銀行を除く)

(不 備 忘 事 由)

1. 預金取引なし 3. 印鑑相違

2. 記載事項等相違 4. その他

(店名、預金科目)

(口座番号、口座名義)

備考

振出印

受付印

彦根市役所 1/3

年 月 日

彦根市役所 2/3

(申込者控用)

彦根市市税等預金口座振替依頼書
(自動払込利用申込書)(お客様控)

(兼通付金口座振込依頼書)
(ゆうちょ銀行を除く)

年 月 日

納付義務者	住所	生年月日
氏名		年 月 日
	自宅・勤務先・携帯	
	〒() -	

1 指定預貯金口座

私が納付すべき次の市税等を下記の口座から振替(払込)の方法で納付したいので依頼します。
※ゆうちょ銀行以外の金融機関またはゆうちょ銀行のどちらか一方に記入してください。

金融機関コード	銀行	支店	口座番号
預金種別	組合	出張所	フリガナ
	農協		口座名義人
	普通・当座・納税準備		

金融コード	9900	通帳記号	1	通帳番号	
種目コード	166	種別コード		住所	
払込日		市の指定日		フリガナ	
払込先加入者名		彦根市会計管理者		口座名義人	
払込先口座番号		00940-2-6993			
払込開始年月		年 月 から			

2 振替(払込)依頼科目

(依頼内容を記入または○印で選択してください。)

科 目	種別	(記入例を参考に記入してください。)			
1 軽自動車税(種別割)	35	全 期	納税義務者	※同一名称の軽自動車税 すべての振替(払込)されます。	
2 固定資産税	35	全期前納・各期	納税義務者 (名称人名)	共有名称 選択・決まらぬ	※お問合せ番号
3 市県民税(普通徴収)	35	全期前納・各期	納税義務者 (名称人名)	共有名称 選択・決まらぬ	※お問合せ番号
4 国民健康保険料(普通徴収)	28	全期前納・各期	納付義務者 (世帯主)		
5 介護保険料(普通徴収)	28	全期前納・各期	納付義務者 (加入者)		
6 後期高齢者医療保険料(普通徴収)	28	全期前納・各期	納付義務者 (加入者)		
7 下水道受益者負担金	30	3年・1年 前納・前納・各期	賦課年度	整理番号	
8 保育所等保育料	30	児童氏名	施設名		
9 放課後児童クラブ負担金	30	児童氏名	小学校名		
10 市営住宅家賃	25	住居名	区画番号	号	
11 市営住宅駐車場使用料	25	住宅名	区画番号	号	
12 し尿処理手数料	30	収集先住所	彦根市	お客様 番 号	
13 農村下水道使用料	30	排水地住所	彦根市	使用者氏名	使 用 番 号

<約 定>

- 納付義務者が彦根市へ支払うべき市税等の納付書または口座振替に関するデータの送付があったときは、貴行において振替期定日に上記の指定預貯金口座から指定の金額を振替納付してください。
- 約領の手続について、預行金規定にかかわらず小切手払戻請求書等は一切これを省略しますので、貴行の所定の方法で処理してください。
- 指定預貯金口座残高が振替日において振替金額に満たないときは、当方に通知することなく勝手に納付書または口座振替に関するデータを彦根市に返却されても異議ありません。
- 当方の都合によりこの取扱いを解約する場合は、彦根市へ届出いたします。また、貴行および彦根市が必要と認めた場合には、市税等口座振替扱いを解約されても異議ありません。
- 口座振替依頼通知書の発行は省略されても差し支えありません。なお、必要な場合は彦根市に申出ます。
- 納付義務者と口座名義人が異なる場合、口座名義人は料金の口座振替を承諾したものとみなします。
- この取扱いについて、万一紛議が生じても貴行には迷惑をかけません。

○上記の約定についてゆうちょ銀行を除く。ゆうちょ銀行をご利用の場合は、自動払込み規定が適用されます。

(裏面の申込規程をよくご覧ください。)

金融機関受付印

彦根市役所 3/3

彦根市市税等預金口座振替依頼書申込規程(ゆうちょ銀行を除く)

- 1 預金不足の場合
- 振替日に振替納付できない場合は、再度の振替または振替不能通知書等で納めていただくことになります。
全期前納で振替できなかった場合は、その後の再振替を含めて同じ年度内の分を各期で振替します。
- 2 口座振替をご利用できない場合
- 下水道受益者負担金・分担金、市税については、納期変更されたもの、通常の納付月以外に納付するもの(随時分)は、口座振替できませんのでご了承ください。(ただし、収納計画に基づく場合を除きます。)
- 3 口座振替の取扱いを解約、変更される場合
- ①口座振替の申込みをされますと、翌年度以降に係る市税等についても取扱いされます。(ただし、下水道受益者負担金・分担金については取扱いが異なりますので、下記5番をご覧ください。)
②預貯金口座に変更のある場合や全期前納・各期別等に変更のある場合は、市税等預金口座振替依頼書を改めて提出してください。また、解約される場合は、取扱金融機関および市役所の担当課へお申出ください。
- 4 自動的に解約となる場合
- ①既に口座振替依頼書を提出している科目について、さらに口座振替依頼書の提出がなされた場合は、最新の依頼書の内容を優先し、変更前の依頼内容は自動的に解約されます。
②市税に限り、彦根市に納めるべき税が消滅してから5年を経過すれば解約されたものとします。
- 5 その他の注意事項
- ①口座振替の開始は、彦根市が口座振替依頼書を受理した日の翌月以降からです。
②振替日の前日までに入金してください。振替日は納期の最終日(12月のみ28日)です。
最終日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日(12月のみ翌年1月の第1営業日)となります。
③全期前納で振替できなかった場合は、その後の再振替を含めて同じ年度内の分は、各期で振替します。
④年度の途中で全期前納の依頼をしていただくとその年度は各期で振替を行い、翌年度から全期前納で振替します。
⑤国民健康保険料の納付義務者は世帯主です。もし、世帯主を変更された場合は新しい世帯主名での申込みが必要です。
⑥固定資産税については、共有の持分を変更したり、所有者が変わった場合等は新たに申込みが必要です。
⑦市税については、各納付義務者の該当科目に係るすべてが口座振替されます。一部分についての口座振替はできません。
⑧下水道受益者負担金・分担金については、賦課年度ごとに申込みが必要です。
⑨し尿処理手数料、農村下水道使用料は、使用地ごとに申込みが必要です。
⑩保育料については、児童ごとに申込みが必要です。
転園したり、一度退所(園)し再入所(園)する場合も新たに申込みが必要です。
⑪領収通知書をご希望の方は事前に担当課へお申出ください。なお、振替後の発行はできません。
⑫彦根市から転出されても、解約・変更がされない限り市税等預金口座振替依頼書は有効です。
- 6 市税、手数料等に還付が生じた場合
- 市税等預金口座振替依頼書の申込納付義務者に対して市税等に還付が生じた場合は、口座振替申込口座へ還付金を振込みさせていただきます。
- 7 ご利用できる金融機関
- 滋賀銀行、滋賀中央信用金庫、りそな銀行、関西みらい銀行、大垣共立銀行、京都銀行、近畿労働金庫、滋賀県信用組合、滋賀県民信用組合、東びわこ農業協同組合の各本店、支店、出張所
ゆうちょ銀行・郵便局
- 〇ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込み規定が適用されます。

☆詳しくは金融機関の窓口または市役所の各担当課へお問い合わせください。

彦 根 市 役 所 〒522-8501 彦根市元町4番2号 TEL 0749-22-1411(代表)	税関係(税務課)	内線 229
	保険料関係(保険年金課)	内線 191・192
	下水道受益者負担金・分担金(上下水道業務課)	内線 680
	保育料関係(幼児課)	内線 529
	放課後児童クラブ負担金(生涯学習課)	内線 633
	市営住宅関係(住宅課)	内線 267・268
	し尿処理手数料(生活環境課)	内線 171
	農村下水道使用料(農林水産課)	内線 313・323

別記様式第 54 号および別記様式第 55 号を次のように改める。

様式第 54 号(第 7 条関係)

市税証明書交付申請書

ポルトガル語・英語・中国語の申請書が必要なのはお申し出ください。
Temos esse Formulário em Português também. Você pode pedir no Balcão de Atendimento.
Application in English available.
有中文版的申请表。有需要的人士，请告诉职员。

彦根市長 様 申請年月日 年 月 日

請求にはご本人と確認できる書類が必要です。太枠内をご記入のうえ、確認書類をご用意ください。

窓口に来られた人 (申請者)	住 所										
	氏 名	(フリガナ)									
	生年月日	大・昭・平・令	年	月	日	電話番号					
どなたの証明書が 必要ですか	住 所	☐ 申請者と同じ 彦根市									
	氏 名	(フリガナ) ☐ 申請者と同じ (法人の場合はここに押印)									
	生年月日	大・昭・平・令	年	月	日	法人番号					

※法人の場合、代表者印(登記簿)の押印で委任状不要

※該当する項目の□に「レ」チェックしてください。

証明書の必要な人 とあなたの関係	委任状不要	☐ 本人	☐ 同一世帯の親族
	委任状必要	☐ 世帯が異なる親族	☐ 代理人 ()
委任状には委任者の自署または記名・押印が必要です。			
使用目的 (証明書の提出先)	☐ 扶養認定 ☐ 年金 ☐ 就学奨励金・奨学金 ☐ 医療申請 ☐ 融資		
	☐ 住宅申込 ☐ 児童手当 ☐ 裁判所 ☐ 登記 ☐ 補助金・助成金		
	☐ 入札参加資格申請 ☐ 出入国在留管理庁 ☐ その他()		

区 分	証明書の種類	内 容	通 数
所得(市県民税)関係	☐ 課税(非課税)証明書 (所得額・控除額・税額・扶養状況の記載あり)	年度 (年 1 月 ～ 12 月分所得) ※【前年 1 年間の所得が証明されます】	各 通
①各年度の 1 月 1 日現在で 彦根市に住民登録があった人	☐ 所得証明書 (所得額の記載のみ)	年度 ～ 年度 (年 1 月 ～ 年 12 月分所得)	各 通
②各年度の前年 1 年間の所得が 証明されます(年度ごとに 1 枚)	☐ 児童手当用所得証明書 (所得額・控除額・扶養状況の記載あり)	最近、税務署で確定申告等されていたら 事前にお申し出ください。	計 通
固定資産課税台帳 記載事項証明書	☐ 評価証明書 (評価額のみ記載) ☐ 公課証明書 (評価額・税額の記載あり)	年度 ☐ 資産全部 ☐ 土地 ☐ 家屋 〈所在地〉 町 番地	各 通
固定資産課税台帳 (土地家屋名寄帳)の写し	☐ 固定資産課税台帳の写し	町 番地	計 通
納税証明書	☐ 納税証明書 (金額記載あり) ☐ 未納のないことの証明 (金額記載なし) ☐ 滞納処分を受けたこと のない証明書(※)	☐ 最 新 年 度 (申請日時点で発行可能な最新の年度) 年度 ～ 年度 (年 1 月 ～ 年 12 月分所得) ☐ すべて ☐ 資産税 ☐ 市民税 ☐ 法人(事業年度) 年 月 日 ～ 年 月 日 最近納付された場合は領収書を提示願います。	各 通 各 通 計 通
営業証明書	☐ 法人市民税申告書等記載事項証明書		各 通

受付確認欄					(内庫) 件		(内電子決済) 件		円
交付番号	受付	作成	点検	交付	手数料	レシート番号	確認	個力・住力・免・経・旅・身・在/保・後・介・年・学・社・諸 1/ 諸 3	書き取り欄 (前住所・家族構成・家族氏名・家族生年月日)
					円				

様式第 55 号(第 7 条関係)

納 税 証 明 書

納税義務者		住所(所在)	彦 根 市 公 報					第 号
		氏名(名称)						
年 度	税 目	納付すべき額	納 付 済 額	納期未到来額	未 納 額	備 考		
	市民税・県民税・森林環境税	円	円	円	円			
	固定資産税・都市計画税	円	円	円	円			
	軽自動車税	円	円	円	円			
	法人市民税	円	円	円	円			
	税外徴収金	円	円	円	円			
	税外徴収金(法人市民税)	円	円	円	円			

上記のとおり相違ないことを証明します。

過年度滞納 :
共有分滞納 :

年 月 日

彦根市長



別記様式第 62 号から別記様式第 65 号までを次のように改める。

様式第63号(第8条関係)

市民税・県民税・森林環境税・森林環境税 納税通知書

彦根市 納税通知書 2520000

あなた
市民税・県民税・森林環境税額を
本表のとおり 決定 通知
します。

1 市民税・県民税・森林環境税の合計年間額

項目	市民税	県民税	森林環境税	合計
1月				
2月				
3月				
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
合計				

※ 市民税・県民税・森林環境税の合計年間額は、令和6年(2024年)1月1日現在の状況に基づき算出されています。

2 徴収方法ごとの内容

項目	口座振替	現金	クレジットカード
1月			
2月			
3月			
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
合計			

※ 徴収方法は、令和6年(2024年)1月1日現在の状況に基づき算出されています。

項目	口座振替	現金	クレジットカード
1月			
2月			
3月			
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
合計			

※ 徴収方法は、令和6年(2024年)1月1日現在の状況に基づき算出されています。

項目	市民税	県民税	森林環境税	合計
1月				
2月				
3月				
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
合計				

※ 市民税・県民税・森林環境税の合計年間額は、令和6年(2024年)1月1日現在の状況に基づき算出されています。

お問合せ先
彦根市 電話 0749-221411 (代)

彦根市 電話 0749-301640
彦根市 電話 0749-301640
彦根市 電話 0749-301640

彦根市 電話 0749-301640
彦根市 電話 0749-301640
彦根市 電話 0749-301640

様式第 65 号(第 8 条関係)

[illegible]

[illegible]

別記様式第 67 号を次のように改める。

様式第 67 号(第 8 条関係)

年 月 日

彦根市長 様

申請者 住 所

氏 名

市民税・県民税・森林環境税減免申請書

彦根市市税条例第 51 条第 1 項第 号の規定により、下記に係る市民税・県民税・森林環境税の減免について、別記証拠書類を添えて申請します。

年 度	納 税 者 番 号	期 別	納 期 限	減 免 申 請 額

付 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

彦根市病院事業における地方公営企業法第 39 条第 2 項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 4 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市規則第 14 号

彦根市病院事業における地方公営企業法第 39 条第 2 項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則

彦根市病院事業における地方公営企業法第 39 条第 2 項の規定に基づき市長が定める職に関する規則(平成 28 年彦根市規則第 17 号)の一部を次のように改正する。

本則中「医療技術局長」の次に「、医療技術局次長」を加え、「病院総務課長補佐」を「企画経理課長補佐」に、「病院総務課経理係長および職員課職員係長」を「企画経理課経理係長、職員課職員係長および職員課給与労務係長」に改める。

付 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

職員の懲戒の手続および効果に関する規則をここに公布する。

令和 6 年 4 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市規則第 15 号

職員の懲戒の手続および効果に関する規則
(趣旨)

第1条 この規則は、職員の懲戒の手續および効果に関する条例(昭和26年彦根市条例第35号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(書面の交付)

第2条 任命権者は、条例第2条に規定する書面を職員に直接交付しなければならない。ただし、直接交付し難い場合は、配達証明郵便等確実な方法により送達するものとする。

2 前項ただし書の場合において、書面を受けるべき者の所在を知ることができないときは、その旨および当該書面に記載された事項を彦根市公告式条例(昭和36年彦根市条例第47号)第2条第2項に定める掲示場に掲示することをもって交付に代えることができるものとし、掲示した日から2週間を経過したときに書面の交付があったものとみなす。

(その他)

第3条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

彦根市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

彦根市長 和田裕行

彦根市規則第16号

彦根市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則

彦根市建築基準法等施行細則(平成11年彦根市規則第41号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第7号および第2項第8号、第5条第3号、第6条第4号、第19条、第20条第1項、第21条ならびに第22条第1項および第2項中「建築主事」の次に「または建築副主事」を加える。

別記様式第3号の2、別記様式第3号の4、別記様式第3号の5および別記様式第18号から別記様式第22号までの規定中「建築主事」を「建築主事・建築副主事」に改める。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

彦根市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

彦根市長 和田裕行

彦根市規則第17号

彦根市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

彦根市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則(平成21年彦根市規則第28号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)」に改め、「建築主事」の次に「または建築副主事」を加え、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第3項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第3項」に改める。

第5条第2項および第3項中「建築主事」の次に「または建築副主事」を加える。

別記様式第2号および別記様式第7号中「建築主事」を「建築主事・建築副主事」に改める。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

彦根市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則をこ

ここに公布する。

令和6年4月1日

彦根市長 和田裕行

彦根市規則第18号

彦根市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則
彦根市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則(平成28年彦根市規則第25号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

彦根市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則

第1条中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

第3条第2項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

第11条第2項中「建築主事」を「建築主事または建築副主事」に改める。

第13条第1項および第2項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

第15条第2項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

別記様式第1号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

別記様式第2号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の規定による軽微変更該当証明書」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第11条の規定による軽微変更該当証明書」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第3条」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第3条」に改める。

別記様式第3号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別記様式第4号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第3項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第3項」に、「彦根市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則」を「彦根市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則」に改める。

別記様式第5号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別記様式第6号および別記様式第7号中「彦根市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則」を「彦根市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則」に改める。

別記様式第9号中「建築主事」を「建築主事・建築副主事」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別記様式第10号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別記様式第11号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第37条の規定に基づく報告書」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第37条の規定に基づく報告書」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第37条の規定により」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第37条の規定により」に改める。

別記様式第12号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第43条の規定に基づく報告書」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第43条の規定に基づく報告書」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第43条の規定により」を「建築物

のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 43 条の規定により」に改める。

別記様式第 13 号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「建築主事」を「建築主事・建築副主事」に改める。

別記様式第 14 号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別記様式第 15 号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

別記様式第 16 号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第 29 条の規定による軽微変更該当証明書」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 29 条の規定による軽微変更該当証明書」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第 26 条」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 26 条」に改める。

別記様式第 17 号から別記様式第 20 号までの規定中「彦根市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則」を「彦根市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則」に改める。

付 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

彦根市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 6 年 4 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市規則第 19 号

彦根市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

彦根市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則(平成 25 年彦根市規則第 20 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

第 4 条第 2 項中「建築主事」の次に「または建築副主事」を加える。

別記様式第 2 号および別記様式第 6 号中「建築主事」を「建築主事・建築副主事」に改める。

付 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

彦根市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 4 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市規則第 20 号

彦根市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

彦根市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則(平成 18 年彦根市規則第 71 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 2 号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成 27 年法律第 53 号)」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成 27 年法律第 53 号)」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 12 条第 6 項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 12 条第 6 項」に改め、「建築主事」の次に「または建築副主事」を加え、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 12 条第 3 項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 12 条第 3 項」に改める。

第4条第2項および第3項中「建築主事」の次に「または建築副主事」を加える。
別記様式第2号および別記様式第3号中「建築主事」を「建築主事・建築副主事」に改める。

付 則
この規則は、令和6年4月1日から施行する。

彦根市地域体育館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年4月1日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市規則第21号

彦根市地域体育館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
彦根市地域体育館の管理運営に関する規則(令和2年彦根市規則第34号)の一部を次のように改正する。
別記様式第2号を次のように改める。
様式第2号(第2条関係)

彦根市地域体育館(体育館)使用許可書

申請番号						年 月 日
申請者住所						
氏名または団体の名称						
代表者氏名						
電 話						
F A X						
利用責任者住所						
氏 名						
電 話						
F A X						
彦根市長						
体育館の使用を、次のとおり許可します。						
催 事 区 分						
催 事 詳 細						
利 用 内 容						
利 用 年 月 日	利 用 時 間	施 設 名	利 用 目 的 営利/非営利 利用予定人数		基 本 料	
対 象 者				基 本 料 合 計		
入場料(最高額)				加 算 額		
公 益 / 収 益				減 額		
				利 用 料		

- 付 則
- この規則は、令和6年4月1日から施行する。
 - この規則の施行の際、この規則による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなすことができる。
 - この規則の施行の際、現にある旧様式による書類については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

彦根市立認定こども園管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 4 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市規則第 22 号

彦根市立認定こども園管理運営規則の一部を改正する規則

彦根市立認定こども園管理運営規則(平成 29 年彦根市規則第 12 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条の表彦根市立平田こども園の項中「140 人」を「110 人」に、「30 人」を「60 人」に改める。

付 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

彦根市国民健康保険条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 4 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市規則第 23 号

彦根市国民健康保険条例施行規則等の一部を改正する規則

(彦根市国民健康保険条例施行規則の一部改正)

第 1 条 彦根市国民健康保険条例施行規則(平成 9 年彦根市規則第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 21 条の見出し中「徴収職員」を「徴収」に改め、同条第 1 項中「徴収職員の」を削り、同項第 2 号中「搜索または財産差押え」を「滞納処分」に改め、同条第 2 項中「各号に掲げる事務の」を「規定により」に、「徴収職員は、第 1 号」を「職員(以下「徴収職員」という。))が同項各号」に改め、「、第 2 号の事務を行う場合においては別記様式第 15 号による証票を」を削る。

別記様式第 14 号を次のように改める。

様式第 14 号(第 21 条関係)

(表)

(裏)

第	号
写	
真	
徴 収 職 員 証	
所 属	
氏 名	
交付日	年 月 日
彦根市長	印

- この証票は、国民健康保険に係る徴収金の賦課徴収に関する調査のため質問もしくは検査を行う場合または滞納処分を行う場合には必ず携帯しなければならない。
- この証票は、関係人の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。
- この証票は、他人に貸与し、または譲渡してはならない。
- 身分を失ったときは、この証票を直ちに返却しなければならない。

別記様式第 15 号から別記様式第 17 号までを次のように改める。

別記様式第 15 号から別記様式第 17 号まで 削除

(彦根市介護保険条例施行規則の一部改正)

第 2 条 彦根市介護保険条例施行規則(平成 12 年彦根市規則第 41 号)の一部を次のように改正す

る。

第48条の見出し中「徴収職員」を「徴収」に改め、同条第1項中「徴収職員の」を削り、同項第2号中「搜索または財産差押え」を「滞納処分」に改め、同条第2項中「前項各号に掲げる事務の」を「前項の規定により」に、「徴収職員は、第1号」を「職員(以下「徴収職員」という。)が同項各号」に、「場合において徴収職員証を、第2号の事務を行う場合において滞納者財産差押証票」を「場合においては別記様式第1号による証票」に改める。

第55条第1項中「別記様式第1号」を「別記様式第2号」に改め、同条第4項中「別記様式第2号」を「別記様式第3号」に、「別記様式第3号」を「別記様式第4号」に改める。

第55条の2第3項中「別記様式第4号」を「別記様式第5号」に改める。

別記様式第4号を別記様式第5号とし、別記様式第3号を別記様式第4号とし、別記様式第2号を別記様式第3号とし、別記様式第1号を別記様式第2号とし、付則の次に次の様式を加える。

別 記

様式第1号(第48条関係)

(表)

(裏)

第	号
写	
真	
徴 収 職 員 証	
所 属	
氏 名	
交付日	年 月 日
彦根市長	印

1	この証票は、介護保険に係る徴収金の賦課徴収に関する調査のため質問もしくは検査を行う場合または滞納処分を行う場合には必ず携帯しなければならない。
2	この証票は、関係人の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。
3	この証票は、他人に貸与し、または譲渡してはならない。
4	身分を失ったときは、この証票を直ちに返却しなければならない。

(彦根市後期高齢者医療に関する規則の一部改正)

第3条 彦根市後期高齢者医療に関する規則(平成25年彦根市規則第36号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「その他の保険料その他の徴収金の徴収」を削り、同項第1号中「その他の」を「に係る」に改め、同項第2号中「その他の」を「に係る」に、「搜索または財産差押え」を「滞納処分」に改め、同条第2項中「は、同項第1号」を「が同項各号」に、「別記様式第1号」を「別記様式」に改め、「、同項第2号の事務を行う場合においては別記様式第2号による証票を」を削る。

別記様式第1号を次のように改める。

別記様式(第2条関係)

(表)

(裏)

第	号
写	
真	

1	この証票は、後期高齢者医療に係る徴収金の賦課徴収に関する調査のため質問もしくは検査を行う場合または滞納処分を行う場合には必ず携帯しなければならない。
---	--

徴 収 職 員 証

所 属
氏 名

交付日 年 月 日

彦根市長



- 2 この証票は、関係人の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。
- 3 この証票は、他人に貸与し、または譲渡してはならない。
- 4 身分を失ったときは、この証票を直ちに返却しなければならない。

別記様式第 2 号を削る。

付 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

彦根市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 4 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市規則第 24 号

彦根市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則等の一部を改正する規則

(彦根市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則の一部改正)

第 1 条 彦根市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則(平成 18 年彦根市規則第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。))および介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。))に定めるもののほか」を削る。

第 2 条第 1 項中「法」を「介護保険法(平成 9 年法律第 123 条。以下「法」という。))」に、「別記様式第 1 号による指定申請書」を「介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。))第 140 条の 32 第 5 項に規定する厚生労働大臣が定める様式」に改める。

第 3 条中「第 115 条の 25」を「第 115 条の 25 各項」に、「第 140 条の 37 第 1 項に掲げる事項の変更に係るものにあつては別記様式第 2 号による変更届出書により、事業の廃止、休止または再開に係るものにあつては別記様式第 3 号による廃止・休止・再開届出書により、それぞれ」を「第 140 条の 37 第 4 項に規定する厚生労働大臣が定める様式により」に改める。

第 4 条中「法第 115 条の 31」を「第 2 条の規定は、法第 115 条の 31」に、「第 70 条の 2」を「第 70 条の 2 第 1 項」に、「申請は、別記様式第 4 号による指定更新申請書により行うものとする」を「指定の更新について準用する」に改める。

第 5 条中「前 3 条の規定による指定の申請等、変更等の届出または」を「第 2 条の規定による指定の申請、第 3 条の規定による変更等の届出または前条の規定による」に改め、「(以下「指定等」という。))」を削り、「受理」の次に「(以下この条において「指定等」という。))」を加え、同条第 3 号中「指定年月日および指定更新年月日ならびに」を「指定または指定の更新の年月日および」に改める。

第 6 条中「同条各号の措置に係る事業所に関する次に掲げる事項」を「施行規則第 140 条の 38 に掲げる事項のほか、介護保険事業所番号」に改め、同条各号を削る。

別記様式第 1 号から別記様式第 4 号までを削る。

(彦根市指定地域密着型サービス事業所および指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部改正)

第 2 条 彦根市指定地域密着型サービス事業所および指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則(平成 18 年彦根市規則第 29 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「指定地域密着型サービス事業所」を「この規則は、指定地域密着型サービス事業所」に、「については、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。))および介護

保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる」を「に關し必要な事項を定めるものとする」に改める。

第2条第1項中「法」を「介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)」に、「別記様式第1号による指定申請書」を「介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第131条の2の2第4項、第131条の3第4項、第131条の3の2第6項、第131条の4第5項、第131条の5第5項、第131条の6第5項、第131条の7第4項、第131条の8第4項、第131条の8の2第4項、第140条の24第5項、第140条の25第5項および第140条の26第5項に規定する厚生労働大臣が定める様式」に改める。

第2条の次に次の1条を加える。

(共生型地域密着型サービス事業者等の特例に係る別段の申出)

第2条の2 法第78条の2の2第1項ただし書および第115条の12の2第1項ただし書の規定による別段の申出は、施行規則第131条の11の9第2項および第140条の28の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

第3条中「第78条の5」を「第78条の5各項」に、「第115条の15」を「第115条の15各項」に、「第131条の13第1項に掲げる事項の変更に係るものにあつては別記様式第2号による変更届出書により、事業の廃止、休止または再開に係るものにあつては別記様式第3号による廃止・休止・再開届出書により、それぞれ」を「第131条の13第5項および第140条の30第5項に規定する厚生労働大臣が定める様式により」に改め、同条に次の1項を加える。

2 法第78条の2の2第5項および第115条の12の2第5項の規定による届出は、施行規則第131条の11の10第2項および第140条の28の3第2項に規定する厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。ただし、施行規則第131条の11の10第2項ただし書および第140条の28の3第2項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

第4条中「別記様式第4号による指定辞退届出書」を「施行規則第131条の13の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める様式」に改める。

第5条第1項中「法第78条の12」を「第2条の規定は、法第78条の12」に、「第70条の2」を「第70条の2第1項」に、「更新申請は、別記様式第5号による指定更新申請書により行うものとする」を「指定の更新について準用する」に改め、同条第2項を削る。

第6条中「から前条まで」を削り、「または届出」を「の申請、第3条の規定による変更等の届出、第4条の規定による指定の辞退または前条の規定による指定の更新の申請」に改め、同条第2号中「申請者および」を「申請者の名称、」に、「代表者の氏名および住所」を「その代表者の氏名、生年月日、住所および職名」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 指定または指定の更新の年月日および指定有効期間満了日

第6条に次の2号を加える。

(7) 管理者の氏名、生年月日および住所

(8) サービスの種類

第7条中「法第78条の11各号および第115条の20各号の措置に係る事業所に関する次に掲げる事項」を「施行規則第131条の14および第140条の31に掲げる事項のほか、介護保険事業所番号」に改め、同条各号を削る。

別記様式第1号から別記様式第5号までを削る。

(彦根市指定居宅介護支援事業者の指定等に関する規則の一部改正)

第3条 彦根市指定居宅介護支援事業者の指定等に関する規則(平成30年彦根市規則第13号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)および介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)に定めるもののほか」を削る。

第2条第1項中「法第79条第1項」を「介護保険法(平成9年法律第123条。以下「法」という。)第79条第1項」に改め、「法第46条第1項の指定(以下「指定」という。)の」を削り、「別記様式第1号による指定申請書」を「介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第

36 号。以下「施行規則」という。)第 132 条第 4 項に規定する厚生労働大臣が定める様式」に改め、同条第 2 項中「指定を受けた者」を「法第 79 条第 1 項の規定により指定を受けた者」に改める。

第 3 条を次のように改める。

(指定の更新の申請等)

第 3 条 前条の規定は、法第 79 条の 2 第 1 項の規定による指定の更新について準用する。

第 4 条第 1 項中「第 82 条第 1 項」を「第 82 条各項」に改め、「指定に係る事業所の事項の変更の」を削り、「別記様式第 3 号による変更届出書」を「施行規則第 133 条第 4 項に規定する厚生労働大臣が定める様式」に改め、同条第 2 項を削る。

第 5 条中「指定、更新」を「第 2 条の規定による指定の申請、第 3 条の規定による指定の更新の申請」に改め、「前条」の次に「の規定による」を加え、同条第 1 号中「名称」を「事業所の名称」に改め、同条第 2 号中「指定または更新をした場合にあっては、当該指定または更新」を「当該事業所の指定」に改め、同条第 3 号中「指定または更新をした場合にあっては、当該」を削る。

第 6 条を第 7 条とし、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

(公示)

第 6 条 法第 85 条の規定による公示は、施行規則第 133 条の 2 に掲げる事項のほか、介護保険事業所番号について行うものとする。

別記様式第 1 号から様式第 4 号までを削る。

付 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

彦根市介護保険料の減額賦課に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 4 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市規則第 25 号

彦根市介護保険料の減額賦課に関する規則の一部を改正する規則

彦根市介護保険料の減額賦課に関する規則(平成 28 年彦根市規則第 28 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 10 条第 2 項」を「第 10 条第 3 項」に改める。

第 2 条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に、「21,600 円」を「20,862 円」に改め、同条第 2 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に、「36,000 円」を「35,502 円」に改め、同条第 3 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に、「50,400 円」を「50,142 円」に改める。

付 則

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 2 条の規定は、令和 6 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 5 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

彦根市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 4 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市規則第 26 号

彦根市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

彦根市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則(平成 26 年彦根市規則第 51 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条の見出し中「建築主事」の次に「または建築副主事」を加え、同条第 1 項中「建築主事の」を「建築主事または建築副主事の」に、「建築主事同意要求書」を「建築主事・建築副主

事同意要求書」に改め、同条第 2 項中「建築主事同意書」を「建築主事・建築副主事同意書」に改める。

第 11 条の見出し中「建築主事」の次に「または建築副主事」を加える。

別記様式第 3 号中 (宛先) を (宛先) に、
建築主事 建築主事・建築副主事

「建築主事同意要求書」を「建築主事・建築副主事同意要求書」に改める。

別記様式第 4 号中「建築主事」印を「建築主事・建築副主事」印に、「建築主事同意書」を「建築主事・建築副主事同意書」に改める。

別記様式第 8 号中「建築主事」を「建築主事・建築副主事」に改める。

付 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

彦根市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 4 月 1 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市規則第 27 号

彦根市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則

彦根市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則(平成 19 年彦根市規則第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 号中「、同法第 66 条」を「または同法第 66 条」に改め、「または売春防止法(昭和 31 年法律第 118 号)第 17 条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合」を削る。

付 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

彦根市消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 4 月 1 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市規則第 28 号

彦根市消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

彦根市消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則(平成 19 年彦根市規則第 6 号)の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「172,550 円」を「177,950 円」に、「77,890 円」を「81,290 円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「86,280 円」を「88,980 円」に、「38,900 円」を「40,600 円」改める。

付 則

1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則による改正後の彦根市消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則の規定は、令和 6 年 4 月 1 日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

彦根市消防吏員服制規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 4 月 1 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市規則第 29 号

彦根市消防吏員服制規則の一部を改正する規則

彦根市消防吏員服制規則(昭和 43 年彦根市規則第 5 号)の一部を次のように改正する。
別表救急服の部を次のように改める。

救急服	上衣	色または地質	灰色とし、アラミド繊維含有の難燃トロピカルとする。 襟トリミング部、肩および背面上部に紺色を配する。
		製式	襟先ジップアップ(前ファスナー式)の長袖とし、立体性に配慮する。 襟トリミング入りとし、両胸に各 1 個のポケットを付ける。 背面上部にHIKONE SHIGAと表示する。 左胸ポケット上部に彦根市消防本部と表示する。 形状は、図のとおりとする。
		肩章	外側の端を肩の縫目に縫い込み、肩章先は、灰色のボタン 1 個で留める。
	ズボン	色または地質	灰色とし、アラミド繊維含有の難燃トロピカルとする。
		製式	裾タブ付きの長ズボンとし、立体性に配慮する。 両ももおよび左右後方に各 1 個のポケットを付ける。 形状は図のとおりとし、図中二重斜線の部分は当て地とする。

別表盛夏救急服の部を削る。
別表救急服の図を次のように改める。



別表盛夏救急服長そでの図および盛夏救急服半そでの図を削る。
付 則

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の彦根市消防吏員服制規則に規定する救急服を使用しているときは、この規則による改正後の彦根市消防吏員服制規則の救急服の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

彦根市児童福祉法に基づく障害児通所支援および障害福祉サービスの措置に関する規則をここに公布する。
令和 6 年 4 月 1 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市規則第 30 号

彦根市児童福祉法に基づく障害児通所支援および障害福祉サービスの措置に関する規則
(趣旨)

第 1 条 この規則は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)第 21 条の 6 の規定に基づく障害児通所支援(法第 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する障害児通所支援をいう。)または障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービスの提供の措置(以下「障害児通所支援等の措置」と

いう。)に関し、法、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)および児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(障害児通所支援等の措置の手続)

第2条 福祉事務所長は、障害児通所支援等の措置を行おうとするときは、障害児通所支援事業(法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業をいう。)を行う者または障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条1項に規定する障害福祉サービス事業を行う者(以下「障害児通所支援事業者等」という。)に委託して行うものとする。

2 福祉事務所長は、前項の規定により障害児通所支援等の措置を委託しようとするときは、あらかじめ障害児通所支援事業者等の事業所の長に障害児通所支援等依頼(委託)書(別記様式第1号)を送付するものとする。

3 福祉事務所長は、障害児通所支援等の措置を行うことを決定したときは、障害児通所支援等措置決定通知書(別記様式第2号)を、当該障害児通所支援等の措置を受ける障害児(以下「被措置児」という。)の保護者(法第6条に規定する保護者をいう。以下同じ。)に交付するものとする。

4 福祉事務所長は、当該障害児通所支援等の措置を解除し、または変更したときは、障害児通所支援等措置解除(変更)通知書(別記様式第3号)を当該被措置児の保護者に交付するものとする。

(負担金の額の決定および通知)

第3条 福祉事務所長は、法第56条第2項の規定により、被措置児の扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者をいう。以下同じ。)から、その負担能力に応じ、障害児通所支援等の措置の費用の全部または一部を負担金として徴収するものとする。

2 福祉事務所長は、前項の規定により被措置児の扶養義務者から負担金を徴収しようとするときは、速やかに負担金の額の決定を行い、障害児通所支援等負担額決定(変更)通知書(別記様式第4号)により当該扶養義務者に通知するものとする。

3 前項の規定による負担金の額は、やむを得ない事由による措置(障害児通所支援)を行った場合の単価等の取扱いについて(平成24年6月25日付け障障発0625第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知。以下「取扱い通知」という。)に基づき算定するものとする。

4 前2項の規定は、負担金の額を変更する場合に準用する。

(負担金の減免)

第4条 福祉事務所長は、取扱い通知の規定による場合または被措置児の扶養義務者について被災その他やむを得ない事情が生じた場合は、当該扶養義務者の申請により、負担金を減免することができる。

2 被措置児の扶養義務者は、前項の規定による申請をするときは、障害児通所支援等費用負担金減免申請書(別記様式第5号)を福祉事務所長に提出するものとする。

3 福祉事務所長は、第1項の規定により負担金の減免を決定したときは、障害児通所支援等負担金減免決定通知書(別記様式第6号)により被措置児の扶養義務者に通知するものとする。

(負担金の納入)

第5条 被措置児の扶養義務者は、納入通知書に記載された納期日までに負担金を納入しなければならない。

2 前項の納入通知書は、当月分をその月の翌月の初日に発行するものとし、その納期日は、発行する日の属する月の末日とする。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別 記

様式第1号(第2条関係)

第 号
年 月 日

様

彦根市福祉事務所長



障害児通所支援等依頼(委託)書

児童福祉法第21条の6の規定に基づき、下記の者に対する障害児通所支援等の提供を依頼(委託)します。

記

被 措 置 児	氏 名			
	住 所			
	生年月日	年 月 日	電 話	
障害児通所支援等の内容		種 類		
		内 容		
扶 養 義 務 者	氏 名			
	住 所			
	被措置児との関係		電 話	
備 考				

様式第 2 号(第 2 条関係)

第 年 月 日 号

様

彦根市福祉事務所長



障害児通所支援等措置決定通知書

このことについて、次のとおり決定したので通知します。

被 措 置 児	氏 名			
	住 所			
	生年月日	年 月 日	電 話	
措置決定日		年 月 日		
措置開始日		年 月 日		

措置委託 事業所名	事業所名			
	所在地			
サービスの種類				
備 考				

教示

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、彦根市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、彦根市を被告として(訴訟において彦根市を代表する者は彦根市長となります。)、提起することができます。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日
の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しを求める訴えは、提起することが
できなくなります。ただし、1の審査請求をした場合には、この処分の取消しを求める訴え
は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提
起することができます。

様式第3号(第2条関係)

第 号

年 月 日

様

彦根市福祉事務所長



障害児通所支援等措置解除(変更)通知書

このことについて、次のとおり決定したので通知します。

被 措 置 児	氏 名				
	住 所				
	生年月日	年 月 日	電 話		
措置委託事業所名					
措置年月日		年 月 日	解除または変更年月日	年 月 日	
変更前の内容			変更後の内容		
解除または 変更の理由					

教示

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、彦根市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、彦根市を被告として(訴訟において彦根市を代表する者は彦根市長となります。)、提起することができます。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日
の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しを求める訴えは、提起することが

できなくなります。ただし、1の審査請求をした場合には、この処分の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

様式第4号(第3条関係)

第 号
年 月 日

様

彦根市福祉事務所長



障害児通所支援等負担額決定(変更)通知書

児童福祉法第21条の6の規定による措置に要する費用について、同法第56条第2項の規定に基づき、あなたから徴収する負担金の月額を下記のとおり決定したので、通知します。

記

被措置者氏名		
扶養 義務者	住 所	
	氏 名	
措置委託事業所名		
負担金月額		月額 円
理 由		

教示

- この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、彦根市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、彦根市を被告として(訴訟において彦根市を代表する者は彦根市長となります。)、提起することができます。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しを求める訴えは、提起することができなくなります。ただし、1の審査請求をした場合には、この処分の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

様式第5号(第4条関係)

年 月 日

彦根市福祉事務所長

様

住 所
氏 名

障害児通所支援等負担金減免申請書

年 月 日付け 第 号で決定(改定)された負担金の額を下記の理由により減免されるよう申請します。

記

被措置者氏名	
措置委託事業所名	
現行負担金月額	月 額 円
減免申請理由	

様式第6号(第4条関係)

第 年 月 日

様

彦根市福祉事務所長



障害児通所支援等負担金減免決定通知書

児童福祉法第21条の6に規定する障害児通所支援等に要する費用について、あなたから徴収する負担金の月額を下記のとおり(減額・免除)することに決定しましたので、通知します。

記

措置対象者氏名	
措置委託事業所名	
サービスの種類	
減免後の負担金月額	月 額 円
理 由	

教示

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、彦根市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、彦根市を被告として(訴訟において彦根市を代表する者は彦根市長となります。)、提起することができます。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日
の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しを求める訴えは、提起することが
できなくなります。ただし、1の審査請求をした場合には、この処分の取消しを求める訴え
は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提
起することができます。

彦根市市民交流センターの設置および管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をこ
ここに公布する。

令和6年4月1日

彦根市長 和田裕行

彦根市規則第31号

彦根市市民交流センターの設置および管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
彦根市市民交流センターの設置および管理に関する条例施行規則(平成28年彦根市規則第41
号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項および第4条第2項中「主幹、副主幹、」を削る。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

彦根市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

彦根市長 和田裕行

彦根市規則第32号

彦根市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
彦根市職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年彦根市規則第43号)の一部を次のよう
に改正する。

第15条第1項第3号中「配偶者」を「配偶者等(配偶者、婚姻の届出をしないが事実上婚姻
関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別は同一であるが婚姻関係と同様の事情にある者を
いう。以下同じ。)」に改め、同項第5号中「場合」の次に「(婚姻の届出をしないが事実上婚姻
関係と同様の事情となる場合および戸籍上の性別は同一であるが婚姻関係と同様の事情となる場
合を含む。)」を加え、同項第6号および第7号中「女性職員」を「職員」に改め、同項第9号
中「妻(届出をしない事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。)」を
「配偶者等」に、「妻の」を「配偶者等の」に改め、同項第10号中「妻」を「配偶者等」に改
め、同項第11号中「配偶者」を「配偶者等」に改める。

第16条第1項第2号中「配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含
む。)」を「配偶者等」に改め、同号アからエまでの規定中「配偶者」を「配偶者等」に改め
る。

第20条第3項中「女性職員」を「職員」に改める。

第31条第1項第5号および第6号中「女性の」を削り、同項第7号中「妻(届出をしないが
事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。)」を「配偶者等」に改め、
同項第8号中「妻」を「配偶者等」に改め、同項第14号および第15号中「女性の」を削り、同
条第2項第2号中「配偶者」を「配偶者等」に改め、同項第3号ア中「配偶者(届出をしないが
事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下この号において同じ。)」を「配偶者等」
に、「配偶者の」を「配偶者等の」に改め、同号ウ中「配偶者」を「配偶者等」に改め、同項第
6号および第7号中「女性の」を削り、同項第10号中「配偶者」を「配偶者等」に改める。

別表第2 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の項中「配

偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))を「配偶者等」に改め、同表姻族の項中「配偶者」を「配偶者等」に改める。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

彦根市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

彦根市長 和田裕行

彦根市規則第33号

彦根市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

彦根市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年彦根市規則第19号)の一部を次のように改正する。

別表第1(7)の項中「場合」の次に「(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情となる場合および戸籍上の性別は同一であるが婚姻関係と同様の事情となる場合を含む。))」を加え、同表(10)および(11)の項中「女性の」を削り、同表(12)の項中「妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。))」を「配偶者等(配偶者、婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別は同一であるが婚姻関係と同様の事情にある者をいう。以下同じ。))」に改め、同表(13)の項中「妻」を「配偶者等」に改め、同表(14)および(15)の項中「女性の」を削る。

別表第2(3)の項中「配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。))」を「配偶者等」に、「配偶者の」を「配偶者等の」に、「配偶者との」を「配偶者等との」に改め、同表(6)および(7)の項中「女性の」を削り、同表(10)の項中「配偶者」を「配偶者等」に改める。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

彦根市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

彦根市長 和田裕行

彦根市規則第34号

彦根市事務分掌規則の一部を改正する規則

彦根市事務分掌規則(平成9年彦根市規則第38号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表スポーツ部国スポ・障スポ競技課の項中「宿泊・輸送係」を「宿泊衛生係輸送交通係」に改め、同条第2項の表秘書課の部およびスポーツ振興課の部を削り、同表文化財課の部の次に次のように加える。

地域経済振興課	営業戦略室
---------	-------

第5条第1項の表企画振興部まちづくり推進課の項中第14号を第15号とし、第13号の次に次の1号を加える。

(14) 市民交流センターとの連絡調整に関すること。

第5条第1項の表企画振興部人権政策課人権啓発係の項中第7号を削り、第8号を第7号とし、同表スポーツ部国スポ・障スポ競技課宿泊・輸送係の項中「宿泊・輸送係」を「宿泊衛生係」に、「国スポ等」を「国スポ・障スポ」に改め、「および輸送交通」を削り、同項の次に次のように加える。

輸送交通係

(1) 国スポ・障スポに係る輸送交通に関すること。

第5条第1項の表産業部地域経済振興課商業振興係の項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同表上下水道部上下水道総務課下水道総務係の項第4号中「公共下水道事業審議会」を「上下水道事業審議会」に改め、同条第2項の表営業戦略室の項および新市民体育センター整備

推進室の項を削り、同表彦根城世界遺産登録推進室の項の次に次のように加える。

営業戦略室	(1) 営業戦略に係る総合調整および渉外活動に関すること。
	(2) 室内の庶務に関すること。

付 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

彦根市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 4 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市規則第 35 号

彦根市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

彦根市職員の職の設置に関する規則(平成 3 年彦根市規則第 20 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「主任保育士、主幹保育教諭」を「主任保育士、副主任保育士、主幹保育教諭、副主任保育教諭、統括保健師」に、「副主査、主任」を「副主査、主務、副主任、主任主事」に改める。

付 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

彦根市下水道事業会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 4 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市規則第 36 号

彦根市下水道事業会計規則の一部を改正する規則

彦根市下水道事業会計規則(令和 2 年彦根市規則第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 21 条第 1 項中「第 33 条の 2」の次に「において準用する地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 2 第 1 項」を加え、「公金徴収事務等受託者」を「指定公金事務取扱者」に改め、同条第 2 項中「公金徴収事務等受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第 22 条第 5 項ならびに第 26 条第 1 項および第 6 項中「公金徴収事務等受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第 88 条第 1 項中「第 21 条の 14 第 1 項第 1 号」を「第 21 条の 13 第 1 項第 1 号」に改め、同条第 2 項中「第 21 条の 14 第 1 項第 3 号および第 4 号」を「第 21 条の 13 第 1 項第 3 号および第 4 号」に改める。

第 89 条中「第 21 条の 15」を「第 21 条の 14」に改める。

第 90 条中「同規則」を「市契約規則」に改める。

第 91 条中「(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 2 の 2 第 1 項後段」を「第 243 条の 2 の 8 第 1 項後段」に改める。

付 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

彦根市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 4 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市規則第 37 号

彦根市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

彦根市国民健康保険条例施行規則(平成 9 年彦根市規則第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 12 条から第 14 条までの規定中「国民健康保険・退職者療養費支給申請書」を「国民健康保険療養費支給申請書」に改める。

第20条中「および」の次に「市長が指定する」を加え、「(別記様式第13号)」を削る。

別記様式第3号中
「
一・退
再
」
を削る。

別記様式第6号中「国民健康保険・退職者療養費支給申請書」を「国民健康保険療養費支給申請書」に改める。

別記様式第7号中
「
滋彦
一般・退職の別
一般・退職
」
を

「
滋彦
」
に改める。

別記様式第13号を次のように改める。
別記様式第13号 削除
別記様式第18号を次のように改める。

3 この規則の施行の際、現にある旧様式による書類については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

職員 の 級別職務 に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

彦根市長 和田裕行

彦根市規則第38号

職員 の 級別職務 に関する規則の一部を改正する規則

職員 の 級別職務 に関する規則(平成28年彦根市規則第23号)の一部を次のように改正する。
別表行政職給料表級別職務表5級の項の前に次のように加える。

4 級	(1) 主査の職務 (2) 係長の職務 (3) 主務の職務	市民交流センター所長、出張所長、障害者福祉センター所長、少年センター所長、東山児童館長、高宮地域文化センター所長、農村環境改善センター所長、庄堺公園管理事務所長、教育研究所長、公民館長、視聴覚ライブラリー館長
-----	-------------------------------------	--

別表行政職給料表級別職務表6級の項中「所長()」の次に「4級の項および」を、「館長()」の次に「4級の項および」を加える。

別表幼児教育職給料表級別職務表4級の項中「主幹保育教諭」を「主幹保育教諭
副主幹保育教諭」に改める。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

彦根市職員 の 分限 に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

彦根市長 和田裕行

彦根市規則第39号

彦根市職員 の 分限 に関する規則の一部を改正する規則

彦根市職員 の 分限 に関する規則(平成14年彦根市規則第2号)の一部を次のように改正する。
第4条第1項中「第6項第2項」を「第6条第2項」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

彦根市職員 の 給与 に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

彦根市長 和田裕行

彦根市規則第40号

彦根市職員 の 給与 に関する規則の一部を改正する規則

彦根市職員 の 給与 に関する規則(昭和47年彦根市規則第13号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項第2号中「交替制勤務に従事する職員等」を「在宅勤務等手当を支給される職員、交替制勤務に従事する職員その他の職員」に、「平均1箇月当たりの通勤所要回数分」を「1箇月当たりの平均通勤所要回数分」に改める。

第8条の4中「平均1箇月当たりの通勤所要回数」を「1箇月当たりの平均通勤所要回数」に改める。

第12条の次に次の2条を加える。

(地域手当の支給割合等)

第12条の2 条例第14条の2第3項の規則で定める地域および割合は、次の表に掲げるとおりとする。

地域	割合
東京都特別区	100 分の 20

(在宅勤務等手当の支給)

第 12 条の 3 条例第 15 条の 3 第 1 項の規則で定める場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)または 2 親等内の親族の住居
- (2) 宿泊施設の客室(職員が当該客室の利用に係る料金を負担する場合に限る。)
- (3) 前 2 号に掲げる場所に準ずる場所として任命権者が認めるもの
- 2 条例第 15 条の 3 第 1 項の規則で定める時間は、次に掲げる時間とする。
- (1) 勤務時間条例第 8 条の 3 第 1 項に規定する時間外勤務代休時間または条例第 19 条に規定する祝日法による休日等もしくは年末年始の休日等に割り振られた勤務時間(いずれも特に勤務することを命ぜられた時間を除く。)
- (2) 休暇により勤務しない時間および前号に掲げる時間のほか、勤務しないことにつき特に任命権者の承認があった時間
- 3 条例第 15 条の 3 第 1 項の規則で定める期間は、3 箇月とする。
- 4 任命権者は、在宅勤務等手当を支給する場合において必要と認めるときは、条例第 15 条の 3 第 1 項に規定する勤務(以下この項および次項において「在宅勤務等」という。)を行う場所、在宅勤務等を命ぜられた日数その他同項の職員たる要件を具備するかどうかの判断に必要な事項を確認するものとする。
- 5 任命権者は、前項の確認を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し在宅勤務等を行う場所等を明らかにする書類の提出等を求めるものとする。
- 6 在宅勤務等手当は、給料の支給定日(その月が給料の月額半額ずつを月 2 回に支給する月である場合にあっては、先の給料の支給定日)に支給する。
- 7 在宅勤務等手当の支給日前において離職し、または死亡した職員には、当該在宅勤務等手当をその際支給する。
- 8 職員が任命権者等を異にして異動した場合におけるその異動した日の属する月の在宅勤務等手当は、その月の初日に職員が所属する任命権者等において支給する。この場合において、職員の異動が当該在宅勤務等手当の支給日前であるときは、その際支給するものとする。
- 9 職員が新たに条例第 15 条の 3 第 1 項の職員たる要件を具備すると認められた場合には、同項に規定する規則で定める期間以上の期間、在宅勤務等手当を支給する。ただし、在宅勤務等手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くこととなったと認められた場合においては、当該要件を欠くこととなったと認められた月以降、在宅勤務等手当を支給しない。
- 第 14 条第 1 項中「4,360 円」を「4,410 円」に改める。
- 第 19 条第 2 項第 6 号中「休職されていた」を「休職にされていた」に改め、同項第 8 号を削る。
- 第 20 条第 1 項中「第 7 号」を「第 8 号」に改め、同項中第 7 号を第 8 号とし、第 4 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 3 号の次に次の 1 号を加える。
- (4) 彦根市第 2 号会計年度任用職員の給与および旅費に関する条例(令和元年彦根市条例第 6 号)の適用を受ける職員
- 第 25 条第 2 項第 14 号を削る。
- 別記様式第 1 号および別記様式第 2 号を次のように改める。

別記

様式第1号(第4条関係)

扶 養 親 族 届

(年 月 日提出)

任命権者	所属名	職 名
殿	職員番号	氏名

彦根市職員の給与に関する条例第14条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

(証明書類 通添付)

届出の理由<該当する□にレ印を付すとともに、事実の発生年月日を記入すること。>
☐1 新たに職員となった。
☐2 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある。
☐3 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある。(子、孫および弟妹で満22歳の年度末を超えた者を除く。)

扶養親族の氏名	続 柄	生 年 月 日	同居・別居の別 (別居の場合は住所)	所 得 の 年 額 所得の種類 金 額	届出事実の 発生年月日	届出の理由

(注)1 「続柄」欄には、職員との続柄を(重度心身障害者として届け出る場合は、その旨を併せて)記入する。
2 「同居・別居の別」欄で、別居の場合の所在地は、市区町村名まで記入する。
3 「所得の年額」欄には、給与所得、事業所得、不動産所得、年金所得等恒常的な所得がある場合に、これらの種類ごとにその年額(見込額)を記入する。
4 「届出の理由」欄には、届出の理由の2または3に該当する場合にその理由(例えば婚姻、離婚、出生、死亡、満60歳以上等)をそれぞれ記入する。

参考 <上記扶養親族を職員と共同して扶養している者がいる場合、配偶者が条例適用職員であって、別途扶養手当を受給している場合等、認定上参考となると思われる事項があれば記入する。>

※変更前の扶養手当の額 円	※変更後の扶養手当の額 円	※支給開始 年 月 日から
※計算式		
上記のとおり認定してよろしいか。	人事課長	課長補佐
	係 長	合 議 係

※印の欄は、記入しないこと。

様式第 2 号(第 4 条関係)

氏 名

1 扶養手当の状況

扶養親族の氏名	続柄	生年月日 (加算開始時期)	届出提出(受理) 年月日	届出事実 発生日	届出理由	支給の始期・終期 (満22歳年度末)
配偶者		年 月 日	年 月 日	年 月 日		年 月分から 年 月分まで
		年 月 日	年 月 日	年 月 日		年 月分から 年 月分まで
		年 月 日	年 月 日	年 月 日		年 月分から 年 月分まで
		年 月 日 (年4月～)	年 月 日	年 月 日		年 月分から 年 月分まで () (3)
		年 月 日 (年4月～)	年 月 日	年 月 日		年 月分から 年 月分まで () (3)
		年 月 日 (年4月～)	年 月 日	年 月 日		年 月分から 年 月分まで () (3)
		年 月 日 (年4月～)	年 月 日	年 月 日		年 月分から 年 月分まで () (3)
		年 月 日 (年4月～)	年 月 日	年 月 日		年 月分から 年 月分まで () (3)
		年 月 日 (年4月～)	年 月 日	年 月 日		年 月分から 年 月分まで () (3)
		年 月 日 (年4月～)	年 月 日	年 月 日		年 月分から 年 月分まで () (3)

2 扶養手当の月額の設定(支給額の改定)

支給開始(終了)・ 支給額改定時期	認定扶養親 親 (子以外)	認定扶養族 親 (子)	うち加算 措置対象	扶養手当 の月額	認定等 の理由	任命権者の認定(確認)欄 認定(確認) 年月日	職名・氏名
から 年 月分() まで	(人)	(人)	(人)	(円)		年 月 日	
から 年 月分() まで	(人)	(人)	(人)	(円)		年 月 日	
から 年 月分() まで	(人)	(人)	(人)	(円)		年 月 日	
から 年 月分() まで	(人)	(人)	(人)	(円)		年 月 日	
から 年 月分() まで	(人)	(人)	(人)	(円)		年 月 日	
から 年 月分() まで	(人)	(人)	(人)	(円)		年 月 日	
から 年 月分() まで	(人)	(人)	(人)	(円)		年 月 日	
から 年 月分() まで	(人)	(人)	(人)	(円)		年 月 日	
から 年 月分() まで	(人)	(人)	(人)	(円)		年 月 日	
から 年 月分() まで	(人)	(人)	(人)	(円)		年 月 日	
から 年 月分() まで	(人)	(人)	(人)	(円)		年 月 日	
から 年 月分() まで	(人)	(人)	(人)	(円)		年 月 日	
から 年 月分() まで	(人)	(人)	(人)	(円)		年 月 日	
から 年 月分() まで	(人)	(人)	(人)	(円)		年 月 日	

3 備考

別記様式第 4 号中「平均 1 箇月当たりの通勤所要回数」を「1 箇月当たりの平均通勤所要回数」に改める。

付 則

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 6 年 6 月 1 日を基準日とする勤勉手当に係る第 24 条に規定する勤務期間の算定に当たっ

ては、彦根市第2号会計年度任用職員の給与および旅費に関する条例(令和元年彦根市条例第6号)の適用を受けていた職員である期間は、算入しないものとする。

彦根市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当および費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

彦根市長 和田裕行

彦根市規則第41号

彦根市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当および費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

彦根市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当および費用弁償に関する条例施行規則(令和2年彦根市規則第20号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

彦根市第1号会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則

第1条中「彦根市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当および費用弁償に関する条例」を「彦根市第1号会計年度任用職員の報酬等に関する条例」に改める。

第6条第1項中「この条」の次に「および次条」を加え、同条第3項第6号を同項第7号とし、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号中「平成3年法律第110号」の次に「。以下「育児休業法」という。」を、「平成4年彦根市条例第2号」の次に「。以下「育児休業条例」という。」を加え、同条を同項第4号とし、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 刑事休職者(法第28条第2項第2号の規定に該当して休職にされている職員をいう。)

第6条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当)

第6条の2 条例第9条の2の規定により勤勉手当の支給を受ける第1号会計年度任用職員は、基準日において任用されている者とする。

2 条例第9条の2の任期の定めが6月以上に準ずるものとして規則で定めるものの第1号会計年度任用職員は、同一の会計年度内において、同一の任命権者に連続する2以上の任期で任用され、その任期の合計が6月以上に至った第1号会計年度任用職員とする。

3 条例第9条の2の勤勉手当を支給しない第1号会計年度任用職員として規則で定める者は、第1項に規定する者のうち、次の各号に掲げるものとする。

(1) 休職者

(2) 前条第3項第3号および第5号から第7号までのいずれかに該当する者

(3) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている者のうち、育児休業条例第7条第2項に規定する職員以外のもの

4 勤勉手当の支給日は、2号職員規則第5条の2第2項の規定の例による。

第8条中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

彦根市第2号会計年度任用職員の給与および旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

彦根市長 和田裕行

彦根市規則第42号

彦根市第2号会計年度任用職員の給与および旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

彦根市第2号会計年度任用職員の給与および旅費に関する条例施行規則(令和2年彦根市規則第21号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「この条」の次に「および次条」を加え、同項第5号を同項第6号とし、同

項第 4 号を同項第 5 号とし、同項第 3 号中「平成 3 年法律第 110 号」の次に「。以下「育児休業法」という。」を、「平成 4 年彦根市条例第 2 号」の次に「。以下「育児休業条例」という。」を加え、同号を同項第 4 号とし、同項中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 刑事休職者(法第 28 条第 2 項第 2 号の規定に該当して休職にされている職員をいう。)

第 5 条の次に次の 1 条を加える。

(勤勉手当)

第 5 条の 2 条例第 5 条の規定により勤勉手当の支給を受ける第 2 号会計年度任用職員は、基準日において任用されている第 2 号会計年度任用職員のうち、次に掲げる者以外のものとする。

(1) 休職者

(2) 前条第 1 項第 3 号、第 5 号および第 6 号のいずれかに該当する者

(3) 育児休業法第 2 条の規定により育児休業をしている者のうち、育児休業条例第 7 条第 2 項に規定する職員以外のもの

2 勤勉手当の支給日については、前条第 3 項および第 4 項の規定を準用する。

別表教育職の部講師その他職務の性質ならびに複雑、困難および責任の程度がこれと同程度であると市長が認めるものの項中「31」を「29」に、「39」を「37」に改め、同表幼児教育職の部保育士その他職務の性質ならびに複雑、困難および責任の程度がこれと同程度であると市長が認めるものの項中「18」を「16」に改め、同表上記以外の職の部一般事務員その他職務の性質ならびに複雑、困難および責任の程度がこれと同程度であると市長が認めるものの項中「13」を「11」に、「21」を「19」に改め、同部図書館司書その他職務の性質ならびに複雑、困難および責任の程度がこれと同程度であると市長が認めるものの項中「17」を「15」に、「25」を「23」に改め、同部相談支援員その他職務の性質ならびに複雑、困難および責任の程度がこれと同程度であると市長が認めるものの項中「22」を「20」に、「25」を「23」に改め、同部認定調査員その他職務の性質ならびに複雑、困難および責任の程度がこれと同程度であると市長が認めるものの項中「28」を「26」に改め、同部家庭相談員その他職務の性質ならびに複雑、困難および責任の程度がこれと同程度であると市長が認めるものの項中「33」を「31」に改め、同部看護師その他職務の性質ならびに複雑、困難および責任の程度がこれと同程度であると市長が認めるものの項中「42」を「40」に改め、同部保健師その他職務の性質ならびに複雑、困難および責任の程度がこれと同程度であると市長が認めるものの項中「50」を「48」に改め、同部言語聴覚士その他職務の性質ならびに複雑、困難および責任の程度がこれと同程度であると市長が認めるものの項中「52」を「50」に改める。

付 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

彦根市障害児通所給付費等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 4 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市規則第 43 号

彦根市障害児通所給付費等の支給に関する規則の一部を改正する規則

根市障害児通所給付費等の支給に関する規則(平成 25 年彦根市規則第 48 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条中「第 21 条の 5 の 28 第 1 項」を「第 21 条の 5 の 29 第 1 項」に、「医療型児童発達支援」を「児童発達支援」に改める。

別記様式第 2 号中「、医療型児童発達支援」を「、肢体不自由児通所医療」に、「□児童発達支援」を「□児童発達支援(肢体不自由のある児童に対して治療を行うものを除く。)」に、「□医療型児童発達支援」を「□児童発達支援(肢体不自由のある児童に対して治療を行うものに限る。)」に、「定率負担減免措置」を「自己負担減免措置」に改める。

別記様式第 5 号の 2 中「医療型児童発達支援を」を「児童発達支援のうち治療に係るものを」に、「指定医療型児童発達支援事業所」を「指定児童発達支援事業所(治療を行うものに限る。)」に改める。

別記様式第 7 号の 2 中「医療型児童発達支援を」を「児童発達支援のうち治療に係るもの(以下「肢体不自由児通所医療」という。)を」に、「指定医療型児童発達支援事業所」を「指定児童発達支援事業所(治療を行うものに限る。)」に、「医療型児童発達支援に」を「児童発達支援に」に改める。

別記様式第 8 号中「、医療型児童発達支援」を「、肢体不自由児通所医療」に、「□児童発達支援」を「□児童発達支援(肢体不自由のある児童に対して治療を行うものを除く。)」に、「□医療型児童発達支援」を「□児童発達支援(肢体不自由のある児童に対して治療を行うものに限る。)」に、「定率負担減免措置」を「自己負担減免措置」に改める。

付 則

- この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなすことができる。
- この規則の施行の際、現にある旧様式による書類については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

彦根市おむつ等購入費の給付等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 4 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市規則第 44 号

彦根市おむつ等購入費の給付等に関する規則の一部を改正する規則

彦根市おむつ等購入費の給付等に関する規則(令和 3 年彦根市規則第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号オ中「、介護療養型医療施設」を削る。

別記様式第 1 号中「・介護療養型医療施設」を削る。

付 則

(施行期日)

- この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- (経過措置)
- この規則による改正後の彦根市おむつ等購入費の給付等に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に購入したおむつ等に係るおむつ等購入費の給付等について適用し、同日前に購入したおむつ等に係るおむつ等購入費の給付等については、なお従前の例による。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなすことができる。
- この規則の施行の際、現にある旧様式による書類については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

告 示

彦根市告示第 25 号

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 42 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型サービス事業者および同法第 54 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

令和 6 年 3 月 18 日

彦根市長 和 田 裕 行

事業所の名称	事業所の所在地	申請者名および代表者氏名	サービスの種類	指定日	事業所番号	有効期限
あったかハウス甘呂デイサービスセンター	彦根市甘呂町 490 番地	株式会社アイズケア 代表取締役 矩 規晶	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	令和 6 年 3 月 16 日	2570200622	令和 6 年 3 月 16 日 から令和 12 年 3 月 15 日まで

彦根市告示第 26 号

彦根市特定教育・保育施設等整備運営補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 3 月 18 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市特定教育・保育施設等整備運営補助金交付要綱の一部を改正する告示

彦根市特定教育・保育施設等整備運営補助金交付要綱(平成 13 年彦根市告示第 129 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 1 号中「および第 5 号から第 7 号まで」を「、第 5 号および第 6 号」に改め、同項第 4 号中「別表第 2 第 8 号から第 11 号まで」を「別表第 2 第 7 号から第 10 号まで」に改める。

第 5 条第 6 号を削り、同条第 7 号中「別表第 2 第 7 号」を「別表第 2 第 6 号」に改め、同号を同条第 6 号とし、同条第 8 号中「別表第 2 第 8 号」を「別表第 2 第 7 号」に改め、同号を同条第 7 号とし、同条第 9 号中「別表第 2 第 9 号」を「別表第 2 第 8 号」に改め、同号を同条第 8 号とし、同条第 10 号中「別表第 2 第 10 号」を「別表第 2 第 9 号」に改め、同号を同条第 9 号とし、同条第 11 号中「別表第 2 第 11 号」を「別表第 2 第 10 号」に改め、同号を同条第 10 号とする。

第 17 条第 6 号を削り、同条第 7 号中「別表第 2 第 7 号」を「別表第 2 第 6 号」に改め、同号を同条第 6 号とし、同条第 8 号中「別表第 2 第 8 号」を「別表第 2 第 7 号」に改め、同号を同条第 7 号とし、同条第 9 号中「別表第 2 第 9 号」を「別表第 2 第 8 号」に改め、同号を同条第 8 号とし、同条第 10 号中「別表第 2 第 10 号」を「別表第 2 第 9 号」に改め、同号を同条第 9 号とし、同条第 11 号中「別表第 2 第 11 号」を「別表第 2 第 10 号」に改め、同号を同条第 10 号とする。

別表第 2 第 3 号中「滋賀県低年齢児保育保育士等特別配置事業実施要綱(令和 4 年 4 月 1 日付け滋子青第 1299 号滋賀県健康医療福祉部長通知別添 1)」を「低年齢児保育保育士等特別配置事業実施要綱(平成 29 年 8 月 17 日付け滋子青第 1804 号滋賀県健康医療福祉部長通知別添 8)」に、「令和 4 年度滋賀県保育所等支援事業費補助金交付要綱(令和 4 年 4 月 1 日付け滋子青第 1330 号滋賀県健康医療福祉部長通知別紙)」を「令和 5 年度滋賀県保育対策総合支援事業費等補助金交付要綱(令和 5 年 11 月 14 日付け滋子青第 2672 号滋賀県健康医療福祉部長通知別紙)」に改め、同表第 5 号中「滋賀県家庭支援推進保育事業実施要綱(令和 4 年 4 月 1 日付け滋子青第 1299 号滋賀県健康医療福祉部長通知別添 2)」を「家庭支援推進保育事業実施要綱(平成 29 年 8 月 17 日付け滋子青第 1804 号滋賀県健康医療福祉部長通知別添 9)」に、「令和 4 年度滋賀県保育所等支援事業費補助金交付要綱」を「令和 5 年度滋賀県保育対策総合支援事業費等補助金交付要綱」に改め、同表第 6 号を削り、同表 7 号中「令和 4 年度滋賀県保育対策総合支援事業費補助金交付要綱(令和 5 年 2 月 20 日付け滋子青第 351 号滋賀県健康医療福祉部長通知別紙)」を「令和 5 年度滋賀県保育対策総合支援事業費等補助金交付要綱」に改め、同号を同表第 6 号とし、同表第 8 号から第 11 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

別記様式第 2 号の 8 を次のように改める。

別記様式第 2 号の 8 削除

別記様式第 4 号の 8 を次のように改める。

別記様式第 4 号の 8 削除

付 則

この告示は、令和 6 年 3 月 18 日から施行し、改正後の彦根市特定教育・保育施設等整備運営補助金交付要綱の規定は、令和 5 年度以降の予算に係る補助金について適用する。

彦根市告示第 27 号

屋外広告物法(昭和 24 年法律第 189 号)第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり広告物等を保管したので、彦根市屋外広告物条例(平成 27 年彦根市条例第 6 号)第 21 条第 1 項の規定により告示する。

令和 6 年 3 月 25 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

- 1 保管広告物等の種類および数量
立看板 3 件
- 2 保管広告物等を除却した場所
彦根市芹川町および甘呂町
- 3 保管広告物等を除却した日
令和 6 年 3 月 14 日
- 4 保管広告物等の保管を始めた日
令和 6 年 3 月 14 日
- 5 保管広告物等の保管の場所
彦根市元町 4 番 2 号
- 6 その他
 - (1) 保管広告物等の詳細については、建築指導課景観まちなみ室に備付けの保管広告物等一覧簿により確認することができます。
 - (2) 保管広告物等の返還を受けようとするときは、当該保管広告物等の所有者等であることを証する書類を持参の上、建築指導課景観まちなみ室までお越しください。
- 7 問合せ先
彦根市都市政策部建築指導課景観まちなみ室
電話 0749-22-1411(代表) 内線 241
0749-30-6148(直通)

彦根市告示第 28 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき令和 5 年 12 月 27 日付けで専決処分した令和 5 年度(2023 年度)彦根市一般会計補正予算(第 8 号)の要領を次のとおり公表する。

令和 6 年 3 月 25 日

彦根市長 和 田 裕 行

(以下省略)

彦根市告示第 29 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき令和 6 年 2 月 1 日付けで専決処分した令和 5 年度(2023 年度)彦根市一般会計補正予算(第 9 号)の要領を次のとおり公表する。

令和 6 年 3 月 25 日

彦根市長 和 田 裕 行

(以下省略)

彦根市告示第 30 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 219 条第 2 項の規定により、令和 6 年 3 月 25 日市議会の議決を経た令和 6 年度(2024 年度)彦根市一般会計予算、令和 6 年度(2024 年度)彦根市国民健康保険事業特別会計予算、令和 6 年度(2024 年度)彦根市休日急病診療所事業特別会計予算、令和 6 年度(2024 年度)彦根市農業集落排水事業特別会計予算、令和 6 年度(2024 年度)彦根市介護保険事業特別会計予算、令和 6 年度(2024 年度)彦根市後期高齢者医療事業特別会計予算、令和 6 年度(2024 年度)彦根市病院事業会計予算、令和 6 年度(2024 年度)彦根市水道事業会計予算、令和 6 年度(2024 年度)彦根市下水道事業会計予算、令和 5 年度(2023 年度)彦根市一般会計補正予算(第 10 号)、令和 5 年度(2023 年度)彦根市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 4 号)、令和 5 年度(2023 年度)彦根市休日急病診療所事業特別会計補正予算(第 1 号)、令和 5 年度(2023 年度)彦根市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 3 号)、令和 5 年度(2023 年度)彦根市介護保険事業特別

会計補正予算(第2号)、令和5年度(2023年度)彦根市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)、令和5年度(2023年度)彦根市病院事業会計補正予算(第3号)、令和5年度(2023年度)彦根市水道事業会計補正予算(第2号)、令和5年度(2023年度)彦根市下水道事業会計補正予算(第2号)および令和6年度(2024年度)彦根市一般会計補正予算(第1号)の要領を次のとおり公表する。

令和6年3月25日

彦根市長 和田裕行

(以下省略)

彦根市告示第31号

彦根市視覚障害者点字新聞購読料助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月26日

彦根市長 和田裕行

彦根市視覚障害者点字新聞購読料助成金交付要綱の一部を改正する告示

彦根市視覚障害者点字新聞購読料助成金交付要綱(平成23年彦根市告示第54号)の一部を次のように改正する。

第2条に次のただし書を加える。

ただし、1世帯につき、1人を限度とする。

第3条第2項中「、新たに」を「新たに」に改め、「の属する月の翌月」を削り、「とす」を「とし、年度の中途において助成対象者でなくなった者に係る助成対象経費は助成対象者でなくなった日までの間に支出した点字新聞の購読料とする」に改める。

付 則

この告示は、令和6年3月26日から施行し、改正後の彦根市視覚障害者点字新聞購読料助成金交付要綱の規定は、令和5年度以後の年度分の予算に係る助成金について適用する。

彦根市告示第32号

彦根市結婚新生活支援補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月26日

彦根市長 和田裕行

彦根市結婚新生活支援補助金交付要綱の一部を改正する告示

彦根市結婚新生活支援補助金交付要綱(令和元年彦根市告示第55号の2)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「3月1日」を「1月1日」に改め、同条第2号中「婚姻を契機として新たに市内で住宅を取得し、または賃借する契約に係る」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

ア 婚姻を契機として新たに市内で住宅を取得するために要する費用

イ 新婚世帯が、新生活に当たり住居を賃借するために要する費用

第2条第5号中「周辺市町」を「周辺町」に改める。

第3条第1項第4号中「本市外(周辺市町を除く。)から定住を目的として新住宅に居住することに伴い転入をする者で、その転入の日」を「婚姻の届出の受理日から起算して1年前の日から第5条の規定による交付申請の日までの間に本市外(周辺町を除く。)から本市に転入した者であり、かつ、当該転入した者が当該転入の日」に、「周辺市町の」を「周辺町の」に、「ないもの」を「ない者」に改める。

第5条第1号を削り、同条第2号を同条第1号とし、同条第3号中「写し」の次に「その他の新婚世帯の直近の所得が確認できる書類」を加え、同号を同条第2号とし、同条第4号中「住民票等の写し」を「住民票の除票の写し等」に改め、同号を同条第3号とし、同条中第5号から第14号までを1号ずつ繰り上げる。

別表住居費(住宅を取得する契約に関する費用に限る。)の項中「および外構に係る工事費用」を「、外構に係る工事費用ならびに借入金に係る手数料および利息」に改め、同表住居費

(賃借する契約に関する費用に限る。)の項を次のように改める。

住居費(賃借する契約に関する費用に限る。)	(1) 新住宅の賃料および共益費のうち、新婚世帯の同居(住民票、賃貸借契約書等により同居していることが確認できる場合に限る。以下同じ。)後に生じた費用(勤務先から住宅手当が支給されている場合にあっては、住宅手当分を除く。) (2) 新婚世帯が同居を開始するために新住宅を賃借する場合の敷金、礼金および仲介手数料
-----------------------	--

別表リフォーム費の項中「ならびに家電の購入および設置に係る費用」を「、家電の購入および設置に係る費用ならびに借入金に係る手数料および利息」に改める。

別記様式第1号を次のように改める。

別 記

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

彦根市長 様

住 所
申請者 氏 名
電話番号

彦根市結婚新生活支援補助金交付申請書

彦根市結婚新生活支援補助金交付要綱第5条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

1	婚姻届提出日	年 月 日						
2	婚姻日における年齢	夫	歳			妻	歳	
3	新住宅に住所を定めた年月月	夫	年 月 日			妻	年 月 日	
4	彦根市に転入した年月日 ※婚姻の届出の受理日から起算して1年前の日から申請日までの間	夫	年 月 日			妻	年 月 日	
5	所得	夫	円	妻	円	合計	円	
	貸与型奨学金返済額	夫	円	妻	円	合計	円	
6	事業内訳	住居費 (賃貸)	契約締結年月日				年 月 日	
			家 賃				円	
			敷 金				円	
			礼 金				円	
			共 益 費				円	
			仲 介 手 数 料				円	
			小 計(A)				円	
			住宅手当等受給額(B)				円	
	住居費 (購入)	契約締結年月日				年 月 日		
		契 約 金 額(対象経費)				円		
		領収書記載額(C)				円		
	住居費 (借入金返済)	契約締結年月日				年 月 日		
		契 約 金 額(対象経費)				円		
領収書記載額(D)				円				

	リフォーム	契約締結年月日		年	月	日
		契 約 金 額(対象経費)		円		
		領収書記載額(E)		円		
	リフォーム (借入金返済)	契約締結年月日		年	月	日
		契 約 金 額(対象経費)		円		
		領収書記載額(F)		円		
	引越し	引 越 年 月 日		年	月	日
		費 用(G)		円		
	合計(H) (A-B+(C、 D、Eまたは F)+G		円			

7 補助申請額

※婚姻日における年齢が夫婦ともに 29 歳以下の場合は(HG)と 60 万円を比較し、低い方を記入

婚姻日における年齢が夫婦の双方または一方が 30 歳以上 39 歳以下の場合は(H)と 30 万円を比較し、低い方を記入

※1,000 円未満の端数切捨て

円

8 確認 ※該当する項目にはレ点、該当しない項目には×を記入	申請者	☐ 私は、勤務先からの住宅に関する手当分を控除して申請します。			
	配偶者	☐ 私は、生活保護による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助を控除して申請します。			

9 振込先	金融機関名	銀行・金庫 組合・農協	支店名	本店 支店 出張所
	預貯金の種類	普通 ・ 当座		
	口座番号	(右詰めで記入)		
	口座名義人	(フリガナ)		

10 添付書類

【必須】

☐ 婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍抄本

☐ 直近の所得証明書の写し等

☐ 住民票の除票の写し等

☐ 対象経費の確認ができる資料(契約書、領収書等)の写し

☐ 勤務先からの住宅に関する手当の支給の有無が確認できる書類(給与明細書、住宅手当支給証明書(別記様式第 1 号の 2)等)

☐ 補助金の振込先を確認することができる書類(振込先口座の通帳の写し等)

☐ 誓約書(様式第 1 号の 3)

☐ 同意書(様式第 1 号の 4)

【該当する場合】

☐ 貸与型奨学金を返済したことが分かるもの

☐ その他()

別記様式第 1 号の 3 中「夫婦の双方または一方が彦根市外」を「婚姻の届出の受理日の 1 年前

の日からこの交付申請の日までの間に、夫婦の双方または一方が彦根市外」に、「周辺市町」を「周辺町」に、「補助対象住宅に居住することに伴い移住する者で、その転入の日」を「彦根市に転入しており、かつ、当該転入した者が、当該転入の日」に、「ないもの」を「ない者」に改める。

付 則

- 1 この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この告示による改正後の彦根市結婚新生活支援補助金交付要綱の規定は、令和 6 年度以後の年度分の予算に係る補助金について適用する。

彦根市告示第 33 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、認可を受けた地縁による団体から告示された事項に変更があった旨の届出があったので、下記のとおり同条第 10 項の規定により告示する。

令和 6 年 3 月 27 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

変更事項

1 主たる事務所の所在地の変更

地縁による団体の名称	主たる事務所の所在地	
	変 更 前	変 更 後
正法寺ダイイチ・タウン自治会	(略)	(略)
中藪二丁目自治会	(略)	(略)

2 代表者の変更

地縁による団体の名称	代表者の氏名および住所	
	変 更 前	変 更 後
出路町自治会	宮氏 善隆 (略)	前田 孝史 (略)
上石寺町自治会	梅本 貢次 (略)	山田 功 (略)
開出今町内会	佐谷 泰親 (略)	面村 弘次 (略)
正法寺ダイイチ・タウン自治会	宮下 信道 (略)	小寺 完治 (略)
中藪二丁目自治会	大菅 由加 (略)	悦 良美 (略)
彦富町自治会笹田地区会	白石 剛 (略)	渡邊 良一 (略)
大堀町自治会	清水 晃 (略)	竹内 清司 (略)

彦根市告示第 34 号

彦根市障害福祉職場人材確保・定着事業補助金交付要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和 6 年 3 月 28 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市障害福祉職場人材確保・定着事業補助金交付要綱を廃止する告示

彦根市障害福祉職場人材確保・定着事業補助金交付要綱(平成 27 年彦根市告示第 232 号)は、廃止する。

付 則

- この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- この告示の施行前にこの告示による廃止前の彦根市障害福祉職場人材確保・定着事業補助金交付要綱第 9 条の規定により彦根市障害福祉職場人材確保・定着事業補助金の交付決定を受けた者に対する同要綱第 12 条の規定は、なおその効力を有する。

彦根市告示第 35 号

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により都市計画の変更を決定したので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により下記のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 29 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

- 都市計画の種類
彦根長浜都市計画公園
- 変更を決定した都市計画公園
追加

公園名称	4・4・5 稲枝公園
位 置	彦根市彦富町
面 積	約 5.0 h a

- 縦覧場所
彦根市役所都市政策部都市計画課(彦根市元町 4 番 2 号)

彦根市告示第 36 号

近隣景観形成協定修景対策事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 3 月 29 日

彦根市長 和 田 裕 行

近隣景観形成協定修景対策事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

近隣景観形成協定修景対策事業補助金交付要綱(昭和 61 年彦根市告示第 62 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 29 条」を「第 28 条」に改める。

付 則

この告示は、令和 6 年 3 月 29 日から施行する。

彦根市告示第 37 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 10 条の規定に基づき、次のように市道路線を廃止する。

その関係図面は、令和 6 年 3 月 29 日から同年 4 月 12 日まで彦根市建設部建設管理課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 29 日

彦根市長 和 田 裕 行

廃止

番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
184	地蔵町南町 1 号線	彦根市地蔵町字南町 493 番	彦根市地蔵町字南町 503 番 3	
249	古沢町姫袋沢町線	彦根市古沢町字姫袋 361 番	彦根市古沢町字沢町 255 番 1	

325	馬場南 2 号線	彦根市馬場一丁目 307 番 2	彦根市馬場一丁目 252 番	
819	大藪団地 43 号線	彦根市大藪町字大柳 225 番 135	彦根市大藪町字大柳 235 番 3	
985	竹ヶ鼻団地 2 号線	彦根市竹ヶ鼻町字大西出 500 番 9	彦根市竹ヶ鼻町字達中 416 番 2	
1203	八坂町三海 3 号線	彦根市八坂町字三海 3109 番 1	彦根市八坂町字三海 1675 番	
3137	高宮町中倉ノ町線	彦根市高宮町字中倉ノ町 684 番	彦根市高宮町字中倉ノ町 685 番 8	
3478	野瀬町中久保・下川原線	彦根市野瀬町字中久保 251 番 10	彦根市野瀬町字下川原 332 番 1	

彦根市告示第 38 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 8 条の規定に基づき、次のように市道路線を認定する。
その関係図面は、令和 6 年 3 月 29 日から同年 4 月 12 日まで彦根市建設部建設管理課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 29 日

彦根市長 和 田 裕 行

認定

番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
184	地蔵町南町 1 号線	彦根市地蔵町字南町 493 番	彦根市地蔵町字南町 503 番 3	
325	馬場南 2 号線	彦根市馬場一丁目 307 番 2	彦根市馬場一丁目字 広小路 232 番 1	
819	大藪団地 43 号線	彦根市大藪町字大野 308 番 26	彦根市大藪町字大柳 235 番 3	
985	竹ヶ鼻団地 2 号線	彦根市竹ヶ鼻町字大西出 500 番 9	彦根市竹ヶ鼻町字岸ノ前 345 番 5	
1675	彦富団地 14 号線	彦根市彦富町字下舟床 618 番 14	彦根市彦富町字井戸 620 番 19	
2168	芹町 10 号線	彦根市芹町字下里 657 番 1	彦根市芹町字下里 656 番 1	
2169	地蔵町横田線	彦根市地蔵町字横田 250 番 13	彦根市地蔵町字横田 250 番 7	
2170	彦根インター線	彦根市鳥居本町字城ヶ鼻 2927 番	彦根市原町字一ツ松 348 番 55	
3137	高宮町中倉ノ町線	彦根市高宮町字中倉ノ町 684 番 1	彦根市高宮町字中倉ノ町 685 番 8	
3478	野瀬町中久保・下川原線	彦根市野瀬町字中久保 251 番 10	彦根市野瀬町字下川原 332 番 3	
3511	大藪団地 74 号線	彦根市大藪町字寄洲 1811 番	彦根市大藪町字大野 308 番 28	
3512	大藪団地 75 号線	彦根市大藪町字寄洲 1810 番 47	彦根市大藪町字大野 308 番 28	

3513	平田町二ノ坪 2 号線	彦根市平田町字二ノ坪 65 番 15	彦根市平田町字二ノ坪 65 番 11	
3514	西今町南兵庫線	彦根市西今町字南兵庫 141 番 1	彦根市西今町字南兵庫 145 番 1	
3515	大堀町石塚 2 号線	彦根市大堀町字石塚 463 番 15	彦根市大堀町字石塚 463 番 20	
3516	開出今町北七溝田 1 号線	彦根市開出今町字南七溝田 1427 番	彦根市開出今町字北七溝田 1413 番 1	
3517	開出今町北七溝田 2 号線	彦根市開出今町字北七溝田 1414 番 25	彦根市開出今町字北七溝田 1414 番 8	
3518	高宮町中倉ノ町・上倉ノ町線	彦根市高宮町字中倉ノ町 664 番	彦根市高宮町字上倉ノ町 644 番 1	
3519	高宮町砂原・上井戸線	彦根市高宮町字砂原 118 番 2	彦根市高宮町字上井戸 281 番 1	
4215	川瀬馬場町ゴジマへ線	彦根市野口町字北 149 番	彦根市川瀬馬場町字ゴジマへ 483 番 8	
4216	南川瀬町尻廣 1 号線	彦根市南川瀬町字尻廣 1480 番 35	彦根市南川瀬町字尻廣 1480 番 9	
4217	南川瀬町尻廣 2 号線	彦根市南川瀬町字尻廣 1480 番 22	彦根市南川瀬町字上禿田 1562 番 19	
4218	南川瀬町尻廣 3 号線	彦根市南川瀬町字上禿田 1562 番 12	彦根市南川瀬町字上禿田 1561 番 7	

彦根市告示第 39 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のように市道区域を決定または変更する。

その関係図面は、令和 6 年 3 月 29 日から同年 4 月 12 日まで彦根市建設部建設管理課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 29 日

彦根市長 和 田 裕 行

1 決定

番号	路 線 名	起 点	終 点	延長(m)	幅員(m)
184	地蔵町南町 1 号線	彦根市地蔵町字南町 493 番	彦根市地蔵町字南町 503 番 3	74.1	1.6～6.6
325	馬場南 2 号線	彦根市馬場一丁目 307 番 2	彦根市馬場一丁目字広小路 232 番 1	128.3	1.8～14.7
819	大藪団地 43 号線	彦根市大藪町字大野 308 番 26	彦根市大藪町字大柳 235 番 3	494.2	6.0～11.5
985	竹ヶ鼻団地 2 号線	彦根市竹ヶ鼻町字大西出 500 番 9	彦根市竹ヶ鼻町字岸ノ前 345 番 5	251.3	4.5～11.0
1675	彦富団地 14 号線	彦根市彦富町字下舟床 618 番 14	彦根市彦富町字井戸 620 番 19	116.4	6.3～11.4
2168	芹町 10 号線	彦根市芹町字下里 657 番 1	彦根市芹町字下里 656 番 1	42.9	6.0～14.2

2169	地蔵町横田線	彦根市地蔵町字横田 250 番 13	彦根市地蔵町字横田 250 番 7	51.7	6.0～9.2
3137	高宮町中倉ノ町線	彦根市高宮町字中倉ノ町 684 番 1	彦根市高宮町字中倉ノ町 685 番 8	77.4	6.0～15.1
3478	野瀬町中久保・下川原線	彦根市野瀬町字中久保 251 番 10	彦根市野瀬町字下川原 332 番 3	136	6.0～10.0
3511	大藪団地 74 号線	彦根市大藪町字寄洲 1811 番	彦根市大藪町字大野 308 番 28	118.8	8.5～18.4
3512	大藪団地 75 号線	彦根市大藪町字寄洲 1810 番 47	彦根市大藪町字大野 308 番 28	182.2	6.0～14.1
3513	平田町二ノ坪 2 号線	彦根市平田町字二ノ坪 65 番 15	彦根市平田町字二ノ坪 65 番 11	92.4	6.0～8.7
3514	西今町南兵庫線	彦根市西今町字南兵庫 141 番 1	彦根市西今町字南兵庫 145 番 1	133.6	6.0～10.0
3515	大堀町石塚 2 号線	彦根市大堀町字石塚 463 番 15	彦根市大堀町字石塚 463 番 20	71.1	6.0～14.0
3516	開出今町北七溝田 1 号線	彦根市開出今町字南七溝田 1427 番	彦根市開出今町字北七溝田 1413 番 1	175.1	6.0～14.3
3517	開出今町北七溝田 2 号線	彦根市開出今町字北七溝田 1414 番 25	彦根市開出今町字北七溝田 1414 番 8	78.9	6.0～14.1
3518	高宮町中倉ノ町・上倉ノ町線	彦根市高宮町字中倉ノ町 664 番	彦根市高宮町字上倉ノ町 644 番 1	232.9	3.2～9.0
3519	高宮町砂原・上井戸線	彦根市高宮町字砂原 118 番 2	彦根市高宮町字上井戸 281 番 1	239.7	5.0～10.0
4215	川瀬馬場町ゴジマへ線	彦根市野口町字北 149 番	彦根市川瀬馬場町字ゴジマへ 483 番 8	87.4	6.0～14.1
4216	南川瀬町尻廣 1 号線	彦根市南川瀬町字尻廣 1480 番 35	彦根市南川瀬町字尻廣 1480 番 9	241.3	6.0～10.0
4217	南川瀬町尻廣 2 号線	彦根市南川瀬町字尻廣 1480 番 22	彦根市南川瀬町字上禿田 1562 番 19	127.0	6.0～14.1
4218	南川瀬町尻廣 3 号線	彦根市南川瀬町字上禿田 1562 番 12	彦根市南川瀬町字上禿田 1561 番 7	31.8	6.0～14.1

2 変更

番号	路 線 名	区分	起 点	終 点	延長(m)	幅員(m)
12	大藪金田線	前	彦根市開出今町字北庄界 1351 番 6	彦根市開出今町字南七溝田 1427 番	9.5	10.1～13.4
		後			9.5	10.1～13.6
13	西沼波野田山線	前	彦根市地蔵町字石塚 220 番 1	彦根市地蔵町字横田 250 番 13	36.4	6.7～9.0
		後			36.4	6.7～9.0

51	中山道線	前	彦根市法士町字南町 77 番	彦根市法士町字南町 94 番	11.0	16.2～18.0
		後			11.0	18.0～19.0
56	内町三ツ割線	前	彦根市鳥居本町字下中村 1566 番 1	彦根市鳥居本町字友定 1518 番 1	39.4	6.3～8.2
		後			39.4	6.3～16.3
60	安清西沼波線	前	彦根市安清町字下里 662 番 1	彦根市芹町字下里 640 番 3	107.2	10.9～11.5
		後			107.2	11.0～11.5
185	地蔵町南町 2 号線	前	彦根市地蔵町字南町 492 番	彦根市地蔵町字南町 480 番	32.2	2.5～2.7
		後			32.2	2.7～3.2
401	芹町 2 号線	前	彦根市芹町字下里 647 番	彦根市芹町字下里 658 番 2	50.4	1.6～2.1
		後			50.4	1.4～1.9
480	池州線	前	彦根市池州町 243 番	彦根市池州町 244 番	0.4	9.1～9.1
		後			0.0	9.5～9.5
845	下後三条東 11 号線	前	彦根市後三条町字上蓬原 347 番 1	彦根市後三条町字上蓬原 352 番 3	65.2	3.8～6.0
		後			65.2	3.8～4.7
989	竹ヶ鼻町東出 1 号線	前	彦根市竹ヶ鼻町字岸ノ前 345 番 5	彦根市竹ヶ鼻町字岸ノ前 332 番 5	24.9	5.0～6.0
		後			0.0	0.0～0.0
990	竹ヶ鼻町東出 2 号線	前	彦根市竹ヶ鼻町 654 番 1	彦根市竹ヶ鼻町字岸ノ前 323 番	37.0	4.3～4.4
		後			37.0	4.4～5.3
1138	小泉東部団地 8 号線	前	彦根市小泉町字中鶴田 106 番 7	彦根市小泉町字中鶴田 105 番 5	46.3	5.2～6.4
		後			46.3	6.4～11.0
1150	大堀町中出フコソ線	前	彦根市大堀町字下岩光寺 463 番 21	彦根市大堀町字下岩光寺 360 番 1	177.3	2.0～6.5
		後			195.6	2.0～14.0
1154	大堀町石塚野瀬線	前	彦根市大堀町字中出 460 番 1	彦根市大堀町字中出 624 番	91.8	2.2～7.7
		後			91.8	2.2～7.5
1166	高宮町西浦・中町 3 号線	前	彦根市高宮町字葛原 2035 番 1	彦根市高宮町字西浦 1990 番	11.2	4.0～4.4
		後			11.2	6.0～6.0
1257	開出今南中学校線	前	彦根市甘呂町字上島田 133 番	彦根市甘呂町字中島田 142 番 2	74.6	4.4～5.7
		後			74.6	4.0～6.0
1333	蓮台寺犬方線	前	彦根市堀町字横地 98 番 9	彦根市堀町字亀沢 31 番 1	16.6	6.7～8.3
		後			16.6	7.2～8.5
1396	川瀬神社中山道線	前	彦根市川瀬馬場町字若森 371 番 24	彦根市川瀬馬場町字北 481 番	14.0	5.6～7.1
		後			14.0	6.4～7.9
1397	川瀬馬場町北大上コシ線	前	彦根市川瀬馬場町字大上コン 507 番 1	彦根市川瀬馬場町字大上コン 533 番 1	95.4	3.5～4.8
		後			95.4	4.7～5.1
3300	高宮町七軒町・桃線	前	彦根市高宮町字中倉ノ町 664 番	彦根市高宮町字中倉ノ町 663 番 1	137.4	6.0～8.6
		後			137.4	6.6～14.5

彦根市告示第 40 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のように市道の供用を開始

する。

その関係図面は、令和 6 年 3 月 29 日から同年 4 月 12 日まで彦根市建設部建設管理課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 29 日

彦根市長 和 田 裕 行

開始

番号	路 線 名	起 点	終 点	使用開始の期日
12	大藪金田線	彦根市開出今町字北庄界 1351 番 6	彦根市開出今町字南七溝田 1427 番	令和 6 年 3 月 29 日
13	西沼波野田山線	彦根市地蔵町字石塚 220 番 1	彦根市地蔵町字横田 250 番 13	令和 6 年 3 月 29 日
51	中山道線	彦根市法士町字南町 77 番	彦根市法士町字南町 94 番	令和 6 年 3 月 29 日
56	内町三ツ割線	彦根市鳥居本町字下中村 1566 番 1	彦根市鳥居本町字友定 1518 番 1	令和 6 年 3 月 29 日
60	安清西沼波線	彦根市安清町字下里 662 番 1	彦根市芹町字下里 640 番 3	令和 6 年 3 月 29 日
184	地蔵町南町 1 号線	彦根市地蔵町字南町 493 番	彦根市地蔵町字南町 503 番 3	令和 6 年 3 月 29 日
185	地蔵町南町 2 号線	彦根市地蔵町字南町 492 番	彦根市地蔵町字南町 480 番	令和 6 年 3 月 29 日
325	馬場南 2 号線	彦根市馬場一丁目 307 番 2	彦根市馬場一丁目字広小路 232 番 1	令和 6 年 3 月 29 日
401	芹町 2 号線	彦根市芹町字下里 647 番	彦根市芹町字下里 657 番 10	令和 6 年 3 月 29 日
480	池州線	彦根市池州町 243 番	彦根市池州町 244 番	令和 6 年 3 月 29 日
819	大藪団地 43 号線	彦根市大藪町字大野 308 番 26	彦根市大藪町字大柳 235 番 3	令和 6 年 3 月 29 日
845	下後三条東 11 号線	彦根市後三条町字上蓬原 347 番 1	彦根市後三条町字上蓬原 352 番 3	令和 6 年 3 月 29 日
985	竹ヶ鼻団地 2 号線	彦根市竹ヶ鼻町字大西出 500 番 9	彦根市竹ヶ鼻町字岸ノ前 345 番 5	令和 6 年 3 月 29 日
989	竹ヶ鼻町東出 1 号線	彦根市竹ヶ鼻町字岸ノ前 345 番 5	彦根市竹ヶ鼻町字岸ノ前 332 番 5	令和 6 年 3 月 29 日
990	竹ヶ鼻町東出 2 号線	彦根市竹ヶ鼻町 654 番 1	彦根市竹ヶ鼻町字岸ノ前 323 番	令和 6 年 3 月 29 日
1138	小泉東部団地 8 号線	彦根市小泉町字中鶴田 106 番 7	彦根市小泉町字上鶴田 105 番 5	令和 6 年 3 月 29 日
1150	大堀町中出フコソ線	彦根市大堀町字石塚 463 番 21	彦根市大堀町字上岩光寺 360 番 1	令和 6 年 3 月 29 日

1154	大堀町石塚野瀬線	彦根市大堀町字石塚 460番1	彦根市大堀町字中出 624番	令和6年3月29日
1166	高宮町西浦・中町3号線	彦根市高宮町字葛原 2035番1	彦根市高宮町字西浦 1990番	令和6年3月29日
1257	開出今南中学校線	彦根市甘呂町字上島 田133番	彦根市甘呂町字中島 田142番2	令和6年3月29日
1333	蓮台寺犬方線	彦根市堀町字横地 98番9	彦根市堀町字亀沢 32番	令和6年3月29日
1396	川瀬神社中山道線	彦根市川瀬馬場町字 若森371番24	彦根市川瀬馬場町字 ゴジマへ483番8	令和6年3月29日
1397	川瀬馬場町北大上コシ線	彦根市川瀬馬場町字 大上コン507番1	彦根市川瀬馬場町字 大上コン530番3	令和6年3月29日
1675	彦富団地14号線	彦根市彦富町字下舟 床618番14	彦根市彦富町字井戸 620番19	令和6年3月29日
2168	芹町10号線	彦根市芹町字下里 657番1	彦根市芹町字下里 656番1	令和6年3月29日
2169	地蔵町横田線	彦根市地蔵町字横田 250番13	彦根市地蔵町字横田 250番7	令和6年3月29日
3137	高宮町中倉ノ町線	彦根市高宮町字中倉 ノ町684番1	彦根市高宮町字中倉 ノ町685番8	令和6年3月29日
3300	高宮町七軒町・桃線	彦根市高宮町字中倉 ノ町664番	彦根市高宮町字上倉 ノ町663番1	令和6年3月29日
3478	野瀬町中久保・下川原線	彦根市野瀬町字中久 保251番10	彦根市野瀬町字下川 原332番3	令和6年3月29日
3511	大藪団地74号線	彦根市大藪町字寄洲 1811番	彦根市大藪町字大野 308番28	令和6年3月29日
3512	大藪団地75号線	彦根市大藪町字寄洲 1810番47	彦根市大藪町字大野 308番28	令和6年3月29日
3513	平田町二ノ坪2号線	彦根市平田町字二ノ 坪65番15	彦根市平田町字二ノ 坪65番11	令和6年3月29日
3514	西今町南兵庫線	彦根市西今町字南兵 庫141番1	彦根市西今町字南兵 庫145番1	令和6年3月29日
3515	大堀町石塚2号線	彦根市大堀町字石塚 463番15	彦根市大堀町字石塚 463番20	令和6年3月29日
3516	開出今町北七溝田1号線	彦根市開出今町字南 七溝田1427番	彦根市開出今町字北 七溝田1413番1	令和6年3月29日
3517	開出今町北七溝田2号線	彦根市開出今町字北 七溝田1414番25	彦根市開出今町字北 七溝田1414番8	令和6年3月29日
3518	高宮町中倉ノ町・上倉ノ町線	彦根市高宮町字中倉 ノ町664番	彦根市高宮町字上倉 ノ町644番1	令和6年3月29日

3519	高宮町砂原・上井戸線	彦根市高宮町字砂原118番2	彦根市高宮町字上井戸281番1	令和6年3月29日
4215	川瀬馬場町ゴジマへ線	彦根市野口町字北149番	彦根市川瀬馬場町字ゴジマへ483番8	令和6年3月29日
4216	南川瀬町尻廣1号線	彦根市南川瀬町字尻廣1480番35	彦根市南川瀬町字尻廣1480番9	令和6年3月29日
4217	南川瀬町尻廣2号線	彦根市南川瀬町字尻廣1480番22	彦根市南川瀬町字上禿田1562番19	令和6年3月29日
4218	南川瀬町尻廣3号線	彦根市南川瀬町字上禿田1562番12	彦根市南川瀬町字上禿田1561番7	令和6年3月29日

彦根市告示第41号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、認可を受けた地縁による団体から告示された事項に変更があった旨の届出があったので、下記のとおり同条第10項の規定により告示する。

令和6年3月29日

彦根市長 和田裕行

記

変更事項

代表者の変更

地縁による団体の名称	代表者の氏名および住所	
	変更前	変更後
原町東団地自治会	高木 渉 (略)	東 良春 (略)

彦根市告示第42号

彦根市公共下水道の供用および下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定により、下記のとおり告示し、関係図面を令和6年3月31日から同年4月14日まで(土曜日および日曜日を除く。)彦根市上下水道部上下水道業務課に据え置き、一般の縦覧に供する。

令和6年3月31日

彦根市長 和田裕行

記

- 1 供用および下水の処理を開始する年月日
令和6年3月31日
- 2 供用および下水の処理を開始する区域
立花町、大藪町、大堀町、地藏町、正法寺町、野田山町、西今町、野瀬町、甘呂町、八坂町、日夏町、原町、高宮町、西葛籠町、川瀬馬場町、森堂町、金剛寺町、堀町、広野町、肥田町、稲枝町、および彦富町の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
上下水道部上下水道業務課において縦覧に供する。
- 4 公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置および名称
(1) 位置 彦根市松原町1550番地
(2) 名称 滋賀県琵琶湖流域下水道東北部浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の分流式または合流式の別
分流式

彦根市告示第43号

彦根市農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和6年4月1日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱を廃止する告示

彦根市農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱(平成7年彦根市告示第109号)は、廃止する。

付 則

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行前にこの告示による廃止前の彦根市農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱第5条の規定により利子助成金の交付決定を受けた者に対する同要綱第7条の規定は、なおその効力を有する。

彦根市告示第44号

彦根市予防接種事故災害補償要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年4月1日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市予防接種事故災害補償要綱の一部を改正する告示

彦根市予防接種事故災害補償要綱(平成24年彦根市告示第83号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号ウ中「死亡保証金」を「死亡補償金」に、「障害保証金」を「障害補償金」に改め、同条第2号ア中「42,500,000円」を「全国市長会予防接種事故賠償補償保険制度において適用される全国市長会予防接種事故賠償補償保険特約書に定める死亡補償保険金額を限度とする。」に改め、同号イ中「次の(ア)から(ウ)までに定める金額」を「全国市長会予防接種事故賠償補償保険制度において適用される全国市長会予防接種事故賠償補償保険特約書に定める障害補償保険金額を限度とする。」に改め、同号イ(ア)から(ウ)までを削る。

第7条中「「賠償責任保険普通保険約款」、「予防接種実施主体特約条項」および「全国市長会予防接種事故賠償補償保険特約書」」を「賠償責任保険普通保険約款、予防接種実施主体特約条項および全国市長会予防接種事故賠償補償保険特約書」に改める。

付 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

彦根市告示第45号

彦根市予防接種健康被害調査委員会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年4月1日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市予防接種健康被害調査委員会設置要綱の一部を改正する告示

彦根市予防接種健康被害調査委員会設置要綱(平成4年彦根市告示第20号)の一部を次のように改正する。

第3条中「次に掲げる者で構成し、委員は、市長が任命または委嘱する」を「委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する」に改める。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条を第7条とする。

第5条第1項中「委員会」の次に「の会議(以下「会議」という。)」を加え、「市長が設置し、次条の規定による報告後に解散するものとする」を「、委員長が招集する」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第3条の規定による委嘱または任命後の最初に行う会議は、市長が招集する。

第5条第2項中「委員会の」を削り、同条を第6条とする。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、委員の任期の末日において調査中の案件が継続する場合で、市長が特に必要と認めるときは、当該調査が終了するまでの間、委員の任期を延長することができる。

	「		(1) 住所
	(1) 住所		(2) 氏名
別記様式中「第6条関係」を「第7条関係」に、	(2) 氏名	を	(3) 生年
	(3) 生年月日		(4) 予防
		」	(5) 接種

月日 に改める。

接種名

年月日

」
付 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

彦根市告示第46号

彦根市建築物の耐震改修の促進に関する法律事務処理要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年4月1日

彦根市長 和田裕行

彦根市建築物の耐震改修の促進に関する法律事務処理要綱の一部を改正する告示

彦根市建築物の耐震改修の促進に関する法律事務処理要綱(平成26年彦根市告示第230号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項ただし書中「建築主事」の次に「または建築副主事」を加える。

第18条中「建築主事」の次に「もしくは建築副主事」を加える。

付 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

彦根市告示第47号

彦根市介護職員初任者研修受講補助金交付要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和6年4月1日

彦根市長 和田裕行

彦根市介護職員初任者研修受講補助金交付要綱を廃止する告示

彦根市介護職員初任者研修受講補助金交付要綱(平成30年彦根市告示第120号)は、廃止する。

付 則

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

2 この告示の施行前にこの告示による廃止前の彦根市介護職員初任者研修受講補助金交付要綱第6条の規定により介護職員初任者研修受講補助金の交付決定を受けた者に対する同要綱第9条の規定は、なおその効力を有する。

彦根市告示第48号

彦根市介護福祉士育成応援補助金交付要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和6年4月1日

彦根市長 和田裕行

彦根市介護福祉士育成応援補助金交付要綱を廃止する告示

彦根市介護福祉士育成応援補助金交付要綱(平成 29 年彦根市告示第 102 号)は、廃止する。

付 則

- この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- この告示の施行前にこの告示による廃止前の彦根市介護福祉士育成応援補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により彦根市介護福祉士育成応援補助金の交付決定を受けた者に対する同要綱第 12 条の規定は、なおその効力を有する。

彦根市告示第 49 号

彦根市高額介護サービス費等支払資金貸付要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市高額介護サービス費等支払資金貸付要綱を廃止する告示

彦根市高額介護サービス費等支払資金貸付要綱(平成 12 年彦根市告示第 72 号)は、廃止する。

付 則

- この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- この告示の施行前にこの告示による廃止前の彦根市高額介護サービス費等支払資金貸付要綱第 6 条第 1 項の規定により高額介護サービス費等支払資金の貸付けの決定を受けた者に対する同要綱第 7 条の規定は、なおその効力を有する。

彦根市告示第 50 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、彦根市城山観覧料の徴収事務を下記のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

1 委託の相手方

- (1) 所在地 大阪市北区芝田二丁目 4 番 24 号
- (2) 名 称 西日本旅客鉄道株式会社
- (3) 代表者 取締役兼執行役員デジタルソリューション本部長 奥 田 英 雄

2 委託した歳入

特別史跡彦根城跡内(彦根城博物館を除く。)における彦根市城山観覧料条例(昭和 38 年彦根市条例第 4 号)に基づく観覧料

3 地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の規定による指定をした日

令和 6 年 4 月 1 日

4 地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の規定による委託をした日

令和 6 年 4 月 1 日

彦根市告示第 51 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 6 条第 1 項の規定により、令和 6 年度(2024 年度)一般廃棄物処理実施計画を次のように定めたので、彦根市廃棄物の処理および清掃に関する条例(昭和 47 年彦根市条例第 9 号)第 5 条第 1 項の規定により告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

(以下省略)

彦根市告示第 52 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、認可を受けた地縁による団体から告示された事項に変更があった旨の届出があったので、下記のとおり同条第 10 項の規定により告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

変更事項

1 代表者の変更

地縁による団体の名称	代表者の氏名および住所	
	変 更 前	変 更 後
野口町自治会	田中 潤一 (略)	若松 治彦 (略)

2 区域の変更

地縁による団体の名称	規約に定める区域	
	変 更 前	変 更 後
野口町自治会	彦根市野口町 1 番地から 402 番地まで、川瀬馬場町 503 番地 1、505 番地、522 番地 1 および 526 番地 1 ならびに南川瀬町 816 番地から 818 番地までの区域とする。ただし、野口町 103 番地から 109 番地までは除く。	彦根市野口町 1 番地から 402 番地まで、川瀬馬場町 503 番地 1、505 番地、522 番地 1 および 526 番地 1 ならびに南川瀬町 816 番地から 818 番地までの区域とする。ただし、野口町 103 番地から 109 番地までおよび 227 番地 3 ならびに南川瀬町 816 番地 17 は除く。

彦根市告示第 53 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、認可を受けた地縁による団体から告示された事項に変更があった旨の届出があったので、下記のとおり同条第 10 項の規定により告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

変更事項

1 主たる事務所の所在地の変更

地縁による団体の名称	主たる事務所の所在地	
	変 更 前	変 更 後
金沢町林自治会	(略)	(略)
城町一丁目町内会	(略)	(略)
上後三条町自治会	(略)	(略)
東沼波町サニー団地会	(略)	(略)
松原一丁目第 2 部自治会	(略)	(略)

2 代表者の変更

地縁による団体の名称	代表者の氏名および住所	
	変 更 前	変 更 後
金沢町林自治会	森 仁 (略)	竹中 大芳 (略)
楡町自治会	北川 幸夫 (略)	林 信弘 (略)

八坂北町自治会	山崎 和雄 (略)	大橋 信二 (略)
鳥居上町自治会	杉原 茂 (略)	桂田 滋康 (略)
外町自治会	西村 政一 (略)	高砂 仁 (略)
城町一丁目町内会	安藤 嘉彦 (略)	横津 光則 (略)
北芹川町自治会	田中 省司 (略)	保木 正 (略)
川瀬馬場町駅地区自治会	野本 幸造 (略)	古川 雅教 (略)
出町自治会	古川 重徳 (略)	岸田 敏広 (略)
極楽寺町町内会	藤島 恒男 (略)	平塚 弘良 (略)
長曽根町自治会	北村 徳三 (略)	近藤 正己 (略)
川瀬馬場町自治会	種橋 晃雄 (略)	川村 康夫 (略)
上後三条町自治会	若林 久広 (略)	大久保 米宏 (略)
金田町自治会	田村 学 (略)	荻野 正明 (略)
堀町自治会	宮崎 二三男 (略)	川分 房夫 (略)
森堂町自治会	織田 義雄 (略)	坂口 善輝 (略)
千原自治会	吉居 孝次 (略)	吉居 秀行 (略)
日夏ニュータウン第3区 自治会	馬場 正男 (略)	近藤 喜久男 (略)
三津町自治会	辻 克美 (略)	夏原 敏昭 (略)
西沼波町自治会	馬場 良之 (略)	中野 憲彦 (略)
妙楽寺自治会	植野 茂稔 (略)	古川 明彦 (略)
西清崎町自治会	田中 貴博 (略)	長崎 博文 (略)
小田部自治会	長崎 正巳 (略)	小寺 定樹 (略)
東沼波町サニー団地会	角川 義信 (略)	山田 繁雄 (略)
エクセレントヒルズ彦根 自治会	秋吉 大貴 (略)	西口 和宏 (略)
日夏町泉自治会	寺村 義伸 (略)	寺村 浩 (略)
新海浜自治会	西川 雄 (略)	清水 倍朋 (略)

稲部町自治会	西野 達夫 (略)	上林 豊一 (略)
尾末町自治会	井伊 裕子 (略)	室谷 敏裕 (略)
須越町自治会	北川 勝之 (略)	疋田 進 (略)
法士町自治会	竹中 康和 (略)	村松 信治 (略)
松原一丁目第 2 部自治会	原 源治 (略)	北川 泰清 (略)
辻堂町自治会	宮内 義勝 (略)	田中 勝 (略)

彦根市告示第 54 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により、指定納付受託者を指定したので、下記のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

1 指定納付受託者の名称および所在地

- (1) 名 称 P a y P a y 株式会社
(2) 所在地 東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号

2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入

バーコード等による代金決済サービスを利用して納付する次の表に掲げる施設等における手数料等

施設等	手数料等
総務部税務課	(1) 彦根市市税条例(昭和 25 年彦根市条例第 23 号)に基づく原動機付自転車および小型特殊自動車の標識の弁償金 (2) 彦根市手数料条例(平成 12 年彦根市条例第 10 号)に基づく証明手数料、住宅用家屋証明申請手数料ならびに公簿、公文書および図書の閲覧手数料 (3) 彦根市情報公開条例施行規則(平成 15 年彦根市規則第 4 号)に基づく写しの作成および送付に要する費用 (4) 彦根市個人情報の保護に関する法律施行細則(令和 5 年彦根市規則第 3 号)に基づく写しの作成および送付に要する費用
総務部債権管理課	(1) 彦根市手数料条例に基づく証明手数料 (2) 彦根市情報公開条例施行規則に基づく写しの作成および送付に要する費用 (3) 彦根市個人情報の保護に関する法律施行細則に基づく写しの作成および送付に要する費用
総務部稲枝支所	(1) 彦根市市税条例に基づく原動機付自転車および小型特殊自動車の標識の弁償金 (2) 彦根市印鑑条例(昭和 52 年彦根市条例第 28 号)に基づく手数料 (3) 彦根市戸籍等に関する手数料条例(平成 12 年彦根市条例第 2 号)に基づく手数料 (4) 彦根市手数料条例に基づく証明手数料、住宅用家屋証明申請手数料、公簿、公文書および図書の謄抄本交付手数料、個人番号カード再交付手数料ならびに公簿、公文書および図書の閲覧手数料 (5) 彦根市情報公開条例施行規則に基づく写しの作成および送付に要する費用 (6) 彦根市個人情報の保護に関する法律施行細則に基づく写し

	の作成および送付に要する費用
総務部各出張所	(1) 彦根市印鑑条例に基づく手数料 (2) 彦根市戸籍等に関する手数料条例に基づく手数料 (3) 彦根市手数料条例に基づく証明手数料、公簿、公文書および図書の謄抄本交付手数料、個人番号カード再交付手数料ならびに公簿、公文書および図書の閲覧手数料 (4) 彦根市情報公開条例施行規則に基づく写しの作成および送付に要する費用 (5) 彦根市個人情報の保護に関する法律施行細則に基づく写しの作成および送付に要する費用
市民環境部ライフサービス課	(1) 彦根市印鑑条例に基づく手数料 (2) 彦根市戸籍等に関する手数料条例に基づく手数料 (3) 彦根市手数料条例に基づく証明手数料、臨時運行許可申請手数料、公簿、公文書および図書の謄抄本交付手数料、個人番号カード再交付手数料ならびに公簿、公文書および図書の閲覧手数料 (4) 彦根市情報公開条例施行規則に基づく写しの作成および送付に要する費用 (5) 彦根市個人情報の保護に関する法律施行細則に基づく写しの作成および送付に要する費用
彦根市福祉センター(証明書発行コーナーに限る。)	(1) 彦根市印鑑条例に基づく手数料 (2) 彦根市戸籍等に関する手数料条例に基づく手数料 (3) 彦根市手数料条例に基づく証明手数料、臨時運行許可申請手数料、公簿、公文書および図書の謄抄本交付手数料、個人番号カード再交付手数料ならびに公簿、公文書および図書の閲覧手数料 (4) 彦根市情報公開条例施行規則に基づく写しの作成および送付に要する費用 (5) 彦根市個人情報の保護に関する法律施行細則に基づく写しの作成および送付に要する費用
彦根城博物館	(1) 彦根市城山観覧料徴収条例(昭和 38 年彦根市条例第 4 号)に基づく観覧料および使用料 (2) 彦根城博物館の設置および管理に関する条例(昭和 61 年彦根市条例第 2 号)に基づく観覧料および使用料 (3) 彦根市情報公開条例の施行に関する教育委員会規則(平成 15 年彦根市教育委員会規則第 7 号)の規定によりその例によることとされた彦根市情報公開条例施行規則の規定に基づく写しの作成および送付に要する費用 (4) 彦根市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に関する教育委員会規則(令和 5 年彦根市教育委員会規則第 3 号)の規定によりその例によることとされた彦根市個人情報の保護に関する法律施行細則の規定に基づく写しの作成および送付に要する費用 (5) 物品の売払代金等

3 指定をした日
令和 6 年 4 月 1 日

彦根市告示第 55 号
介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 42 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型サービス事業者および同法第 54 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。
令和 6 年 4 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

事業所の 名称	事業所の 所在地	申請者名およ び代表者氏名	サービスの 種類	指定日	事業所番号	有効期限
------------	-------------	------------------	-------------	-----	-------	------

あったか ハウス甘 呂グルー プホーム	彦根市甘呂 490 番地	株式会社アイ ズケア 代表取締役 矩 規晶	認知症対応 型共同生活 介護	令和 6 年 3 月 31 日	2570200622	令和 6 年 3 月 31 日 から令和 12 年 3 月 30 日まで
			介護予防認 知症対応型 共同生活介 護			

彦根市告示第 56 号

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 42 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型サービス事業者および同法第 54 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

令和 6 年 4 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

事業所の 名称	事業所の 所在地	申請者名およ び代表者氏名	サービスの 種類	指定日	事業所番号	有効期限
グループ ホームあ いの里八 坂	彦根市八坂町 1900 番地 12	有限会社 渚タクシー 代表取締役 土田 浅次	認知症対応 型共同生活 介護	令和 6 年 4 月 1 日	2590200149	令和 6 年 4 月 1 日 から令和 12 年 3 月 31 日まで
			介護予防認 知症対応型 共同生活介 護			

彦根市告示第 57 号

地方自治法の一部を改正する法律(令和 5 年法律第 19 号)附則第 2 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法附則第 4 条の規定による改正前の児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 56 条第 3 項の規定により、特定教育・保育施設のうち保育所に係る保育料(以下「保育料」という。)の収納事務を下記のとおり委託した。

令和 6 年 4 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

1 委託の相手方

所在地	名称	代表者
彦根市平田町 670 番地	社会福祉法人彦根福祉会	理事長 野瀬 毅
彦根市南川瀬町 1195 番地 1	社会福祉法人善行会	理事長 那須 弘毅
彦根市本庄町 2647 番地	社会福祉法人ふたば会	理事長 安居 勉
彦根市上岡部町 503 番地	社会福祉法人ことぶき会	理事長 西川 友雄
彦根市稲部町 400 番地 1	社会福祉法人みづほ会	理事長 山内 善男
彦根市本町一丁目 8 番 20 号	社会福祉法人ノゾミ会	理事長 澤田 宣雄
彦根市高宮町 1755 番地	社会福祉法人慈水会	理事長 豊原 真人
彦根市河原一丁目 1 番 4 号	社会福祉法人愛育会	理事長 小川 良紘
彦根市中藪二丁目 2 番 6 号	社会福祉法人白露会	理事長 渡辺 彰
彦根市川瀬馬場町 1149 番地 1	社会福祉法人どんぐり会	理事長 今宿 博樹

彦根市野瀬町 106 番地	社会福祉法人森の子会	理事長 森田 清子
彦根市野田山町 1099 番地 1	社会福祉法人大樹会	理事長 片山 紀子
和歌山県紀の川市古和田 240 番地	社会福祉法人檸檬会	理事長 岩井田 てる子
長浜市大戌亥町 1260 番地	社会福祉法人愛悠ももの会	理事長 西村 卓身
栗東市野尻 451 番地 1	社会福祉法人湖心会	理事長 岸本 満津枝
彦根市芹川町 328 番地	学校法人松風学園	理事長 松本 伸次
彦根市戸賀町 36 番地 6	医療法人藤野こどもクリニック	理事長 藤野 英俊
埼玉県志木市柏町五丁目 5 番 38 号	社会福祉法人タイケン福祉会	理事長 柴岡 三千夫
広島市西区庚午中一丁目 7 番 24 号	株式会社アイグラン	代表取締役 橋本 雅文

- 2 委託事務の内容
 保育料の収納事務
- 3 委託期間
 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
- 4 収納の方法
 (1) 保育料は、現金で収納し、彦根市が指定する収入通知書に基づき市へ納入する。
 (2) 保育料の収納方法は、前号に規定するもののほか、彦根市特定教育・保育施設保育料等徴収規則(平成 27 年彦根市規則第 21 号)および彦根市財務規則(平成 5 年彦根市規則第 11 号)の定めるところによる。

彦根市告示第 58 号

彦根市養育費に関する債務名義取得費用補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市養育費に関する債務名義取得費用補助金交付要綱の一部を改正する告示

彦根市養育費に関する債務名義取得費用補助金交付要綱(令和 3 年彦根市告示第 113 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 号を加える。

(5) 弁護士、弁護士法人または総合法律支援法(平成 16 年法律第 74 号)第 13 条に規定する日本司法支援センター(以下「弁護士等」という。)への法律相談に係る費用

第 5 条第 3 号中「書類」の次に「(弁護士等への法律相談に係る費用については、当該養育費に係る相談であることが確認できるものに限る。)」を加える。

別記様式第 1 号中「証する書類」の次に「(弁護士等への法律相談に係る費用については、当該養育費に係る相談であることが確認できるものに限る。)の写し」を加える。

付 則

1 この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の彦根市養育費に関する債務名義取得費用補助金交付要綱の規定は、令和 6 年度以後の年度分の予算に係る補助金について適用する。

彦根市告示第 59 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、彦根市城山観覧料の徴収事務を下記のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

1 委託の相手方

- (1) 所在地 彦根市駅東町 15 番 1
(2) 名 称 近江トラベル株式会社
(3) 代表者 代表取締役 伊 藤 孝 樹

2 委託した歳入

特別史跡彦根城跡内(彦根城博物館を除く。)における彦根市城山観覧料条例(昭和38年彦根市条例第4号)に基づく観覧料

3 地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の規定による指定をした日

令和 6 年 4 月 1 日

4 地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の規定による委託をした日

令和 6 年 4 月 1 日

彦根市告示第 60 号

彦根市在宅重度障害者住宅改造事業費助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市在宅重度障害者住宅改造事業費助成金交付要綱の一部を改正する告示

彦根市在宅重度障害者住宅改造事業費助成金交付要綱(平成 15 年彦根市告示第 179 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条中「250,000 円」を「200,000 円」に改める。

付 則

- 1 この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
2 改正後の彦根市在宅重度障害者住宅改造事業費助成金交付要綱の規定は、令和 6 年度以後の年度分の予算に係る助成金について適用する。

彦根市告示第 61 号

彦根市身体障害者自動車改造費助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市身体障害者自動車改造費助成金交付要綱の一部を改正する告示

彦根市身体障害者自動車改造費助成金交付要綱(平成 15 年彦根市告示第 154 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条中「10 万円」を「75,000 円」に改める。

第 5 条第 1 項ただし書中「自動車検査証」の次に「(自動車検査証が電子化されている場合は、自動車検査証記録事項。以下同じ。)」を加える。

付 則

- 1 この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
2 改正後の第 4 条の規定は、令和 6 年度以後の年度分の予算に係る助成金について適用する。

彦根市告示第 62 号

彦根市こにちは赤ちゃん事業実施要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市こにちは赤ちゃん事業実施要綱を廃止する告示

彦根市こにちは赤ちゃん事業実施要綱(平成 23 年彦根市告示第 68 号)は、廃止する。

付 則

- 1 この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

彦根市告示第 63 号

彦根市不妊治療費助成事業実施要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市不妊治療費助成事業実施要綱を廃止する告示

彦根市不妊治療費助成事業実施要綱(平成 23 年彦根市告示第 69 号)は、廃止する。

付 則

- 1 この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この告示の施行前にこの告示による廃止前の彦根市不妊治療費助成事業実施要綱第 6 条の規定により助成金の交付決定を受けた者に対する同要綱第 9 条の規定は、なおその効力を有する。

彦根市告示第 64 号

令和 6 年度における利便性係数(公営住宅法施行令(昭和 26 年政令第 240 号)第 2 条第 1 項第 4 号の規定に基づき定める数値をいう。)を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

彦根市長 和田 裕 行

住宅名		利便性係数
開出今団地		0.84
西今団地		0.84
正法寺団地		0.76
肥田団地		0.87
大東団地		0.91
中藪団地		0.85
広野第 1 団地		0.76
広野第 2 団地		0.76
中島団地		0.78
堀団地		0.78
春日団地	9 号以外	0.77
	9 号	0.76
里根団地	1 号から 6 号まで	0.83
	7 号から 16 号まで	0.82
馬場団地		0.86
岡町団地		0.84
東沼波団地		0.87
芹川団地 1 棟	102 号から 104 号までおよび 202 号から 204 号まで	0.84
	上記以外	0.85
芹川団地 2 棟・3 棟		0.85
和田西団地		0.93
和田東団地		0.84
ブルーレイク八坂		0.83
高宮竹之腰団地		0.84
稲枝西団地 1 棟	106 号から 108 号まで、206 号から 208 号までおよび 306 号から 308 号まで	0.76
	上記以外	0.77

彦根市告示第 65 号

彦根市介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業者の指定に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業者の指定に関する要綱の一部を改正する告示

彦根市介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業者の指定に関する要綱(平成29年彦根市告示第44号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語は、法および施行規則において使用する用語の例による。

第3条第1項中「施行規則第140条の63の5第1項」を「法第115条の45の5第1項」に改め、「規定による」の次に「指定事業者の指定の」を加え、同条第2項中「指定を受けた事業者(以下「指定事業者」という。)」を「前項の規定により指定を受けた者」に改める。

第5条第1項を削り、同条第2項中「施行規則第140条の63の5第2項」を「法第115条の45の6第4項において準用する法第115条の45の5第1項」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項を同条第2項とする。

第7条第1項中「指定事業者は、第3条第1項の指定の申請または第5条第2項の指定の更新の申請に係る事項に変更があったとき」を「施行規則第140条の62の3第2項第4号に規定する変更の届出」に、「彦根市介護予防・日常生活支援総合事業事業者変更届出書(別記様式第3号)を市長に提出しなければ」を「行わなければ」に改め、同条第2項中「指定事業者は、当該指定に係る事業を廃止し、または休止しようとする場合にあってはその廃止または休止の日の1月前までに、当該指定に係る事業を再開しようとする場合にあっては」を「施行規則第140条の62の3第2項第5号に規定する事業の再開の届出は、」に、「彦根市介護予防・日常生活支援総合事業事業者廃止・休止・再開届出書(別記様式第4号)を市長に提出しなければ」を「行わなければ」に改める。

第8条中「指定事業者が法第115条の45の9各号のいずれかに該当する場合は」を「法第115条の45の9の規定により」に、「停止することができる」を「停止したときは、その旨を当該指定事業者に通知するものとする」に改める。

第9条中「第2条」を「第3条」に、「または」を「もしくは」に改め、「停止」の次に「または施行規則第140条の62の3第2項第6号の規定による事業の廃止もしくは休止の届出の受理」を加え、「都道府県、国民健康保険団体連合会」を「滋賀県、滋賀県国民健康保険団体連合会」に改め、同条第2号中「申請者および」を「申請者の名称、」に、「代表者の氏名および住所」を「その代表者の氏名、生年月日、住所および職名」に改める。

別記様式第1号から様式第4号までを削る。

付 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

彦根市告示第66号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第2項の規定により、指定納付受託者を指定したので、下記のとおり告示する。

令和6年4月1日

彦根市長 和田裕行

記

1 指定納付受託者の名称および所在地

(1) 名 称 株式会社アイモバイル

(2) 所在地 東京都渋谷区桜丘町22番14号 N.E.S.ビルN棟2階

2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入

インターネットを利用して納付するふるさと彦根応援寄附条例(平成20年彦根市条例第36号)に基づく寄附金

3 指定をした日

令和6年4月1日

彦根市告示第67号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第2項の規定により、指定納付受託者を指定したので、下記のとおり告示する。

令和6年4月1日

彦根市長 和田裕行

記

1 指定納付受託者の名称および所在地

(1) 名称 Pay Pay 株式会社

(2) 所在地 東京都千代田区紀尾井町1番3号

2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入

インターネットを利用して納付するふるさと彦根応援寄附条例(平成20年彦根市条例第36号)に基づく寄附金

3 指定をした日

令和6年4月1日

彦根市告示第68号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第2項の規定により、指定納付受託者を指定したので、下記のとおり告示する。

令和6年4月1日

彦根市長 和田裕行

記

1 指定納付受託者の名称および所在地

(1) 名称 株式会社トラストバンク

(2) 所在地 東京都品川区上大崎三丁目1番1号

2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入

インターネットを利用して納付するふるさと彦根応援寄附条例(平成20年彦根市条例第36号)に基づく寄附金

3 指定日

令和6年4月1日

彦根市告示第69号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第2項の規定により、指定納付受託者を指定したので、下記のとおり告示する。

令和6年4月1日

彦根市長 和田裕行

記

1 指定納付受託者の名称および所在地

(1) 名称 楽天グループ株式会社

(2) 所在地 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号楽天クリムゾンハウス

2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入

インターネットを利用して納付するふるさと彦根応援寄附条例(平成20年彦根市条例第36号)に基づく寄附金

3 指定をした日

令和6年4月1日

彦根市告示第70号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第2項の規定により、指定納付受託者を指定したので、下記のとおり告示する。

令和6年4月1日

彦根市長 和田裕行

記

- 1 指定納付受託者の名称および所在地
- (1) 名 称 株式会社滋賀ディーシーカード

(2) 所在地 大津市浜町 1 番 10 号
- 2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入
- インターネットを利用して納付するふるさと彦根応援寄附条例(平成 20 年彦根市条例第 36 号)に基づく寄附金
- 3 指定をした日
- 令和 6 年 4 月 1 日

彦根市告示第 71 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 231 条の 2 の 3 第 2 項の規定により、指定納付受託者を指定したので、下記のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

- 1 指定納付受託者の名称および所在地
- (1) 名 称 P a y P a y 株式会社

(2) 所在地 東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号
- 2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入
- インターネットを利用して納付するふるさと彦根応援寄附条例(平成 20 年彦根市条例第 36 号)に基づく寄附金
- 3 指定をした日
- 令和 6 年 4 月 1 日

彦根市告示第 72 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、認可を受けた地縁による団体から告示された事項に変更があった旨の届出があったので、下記のとおり同条第 10 項の規定により告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

変更事項

- 1 主たる事務所の所在地の変更

地縁による団体の名称	主たる事務所の所在地	
	変 更 前	変 更 後
亀山ニュータウン自治会	(略)	(略)

- 2 代表者の変更

地縁による団体の名称	代表者の氏名および住所	
	変 更 前	変 更 後
野田山町自治会	中村 稔 (略)	奥野 慶介 (略)
亀山ニュータウン自治会	山田 幹世 (略)	澤田 美穂 (略)
柳川町自治会	萩野 昇 (略)	仁保 隆 (略)
新海町自治会	木村 文隆 (略)	吉川 徹 (略)
八坂町自治会	土川 雅永 (略)	吉田 真也 (略)

彦根市告示第73号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第2項の規定により、指定納付受託者を指定したので、下記のとおり告示する。

令和6年4月1日

彦根市長 和田裕行

記

1 指定納付受託者の名称および所在地

(1) 名称 株式会社さとふる

(2) 所在地 東京都中央区京橋二丁目2番1号京橋エドグラン13F

2 指定納付受託者に納付させる歳入

インターネットを利用して納付するふるさと彦根応援寄附条例(平成20年彦根市条例第36号)に基づく寄附金

3 指定をした日

令和6年4月1日

彦根市告示第74号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第2項の規定により、指定納付受託者を指定したので、下記のとおり告示する。

令和6年4月1日

彦根市長 和田裕行

記

1 指定納付受託者の名称および所在地

(1) 名称 株式会社しがぎんジェーシービー

(2) 所在地 大津市浜町1番10号

2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入

インターネットを利用して納付するふるさと彦根応援寄附条例(平成20年彦根市条例第36号)に基づく寄附金

3 指定をした日

令和6年4月1日

彦根市告示第75号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和6年政令第12号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第1条の規定による改正前の地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、彦根市営中央駐車場の使用料の徴収事務を下記のとおり委託した。

令和6年4月1日

彦根市長 和田裕行

記

1 委託の相手方

(1) 所在地 彦根市開出今町1419番地

(2) 名称 公益社団法人彦根市シルバー人材センター

(3) 代表者 理事長 高橋 貞夫

2 委託事務の内容

彦根市駐車場の設置および管理に関する条例(昭和45年彦根市条例第20号。以下「条例」という。)に基づく使用料の徴収事務

3 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。ただし、彦根市営中央駐車場の指定管理者としての地位を有する期間とする。

4 徴収の方法

- (1) 使用料は、現金および美しいひこね創造条例(平成17年彦根市条例第79号)第12条に規定する地域通貨「彦」で徴収する。
- (2) 使用料の徴収の方法は、前号に規定するもののほか、条例、彦根市駐車場の設置および管理に関する条例施行規則(昭和48年彦根市規則第1号)および彦根市財務規則(平成5年彦根市規則第11号)の定めるところによる。

彦根市告示第76号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和6年政令第12号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第1条の規定による改正前の地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、彦根市営河瀬駅前西口駐車場、彦根駅前第1自転車駐車場、彦根駅前第2自転車駐車場、河瀬駅前東口自転車駐車場および河瀬駅前西口自転車駐車場の使用料の徴収事務を下記のとおり委託した。

令和6年4月1日

彦根市長 和田裕行

記

1 委託の相手方

- (1) 所在地 大阪市西区南堀江一丁目12番19号四ツ橋スタービル9階
- (2) 名称 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 近畿支店
- (3) 代表者 支店長 野 寄 貴 之

2 委託事務の内容

彦根市駐車場の設置および管理に関する条例(昭和45年彦根市条例第20号)および彦根市自転車駐車場条例(平成6年彦根市条例第26号)(以下「駐車場条例等」という。)に基づく使用料の徴収事務

3 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。ただし、彦根市営河瀬駅前西口駐車場、彦根駅前第1自転車駐車場、彦根駅前第2自転車駐車場、河瀬駅前東口自転車駐車場および河瀬駅前西口自転車駐車場の指定管理者としての地位を有する期間とする。

4 徴収の方法

- (1) 使用料は、現金、カード等の決済端末による代金決済サービスおよび美しいひこね創造条例(平成17年彦根市条例第79号)第12条に規定する地域通貨「彦」で徴収する。
- (2) 使用料の徴収の方法は、前号に規定するもののほか、駐車場条例等、彦根市駐車場の設置および管理に関する条例施行規則(昭和48年彦根市規則第1号)、彦根市自転車駐車場条例施行規則(平成6年彦根市規則第44号)および彦根市財務規則(平成5年彦根市規則第11号)の定めるところによる。

彦根市告示第77号

彦根市身体障害者自動車運転免許取得奨励事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年4月1日

彦根市長 和田裕行

彦根市身体障害者自動車運転免許取得奨励事業補助金交付要綱の一部を改正する告示
彦根市身体障害者自動車運転免許取得奨励事業補助金交付要綱(平成元年彦根市告示第66号)の一部を次のように改正する。

第3条中「取得するとき」の次に「(初めて免許を取得するときに限る。)」を加える。

第4条中「100,000円」を「75,000円」に改める。

付 則

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の彦根市身体障害者自動車運転免許取得奨励事業補助金交付要綱の規定は、令和6年度以後の年度分の予算に係る補助金について適用する。

彦根市告示第 78 号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和 6 年政令第 12 号)附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第 1 条の規定による改正前の地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 158 条第 1 項の規定に基づき、健康診査手数料の徴収事務を下記のとおり委託した。

令和 6 年 4 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

1 委託の相手方

- (1) 所在地 大津市京町四丁目 3 番 28 号
- (2) 名 称 一般社団法人滋賀県病院協会
- (3) 代表者 会長 三 木 恒 治

2 委託事務の内容

彦根市手数料条例(平成 12 年彦根市条例第 10 号)に基づく乳がん検診に係る健康診査手数料の徴収事務

3 委託期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

4 徴収の方法

受託先の徴収方法により徴収する。

5 その他

委託業務は、別表に掲げる乳がん検診実施医療機関で行う。

彦根市告示第 79 号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和 6 年政令第 12 号)附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第 1 条の規定による改正前の地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 158 条第 1 項の規定に基づき、健康診査手数料の徴収事務を下記のとおり委託した。

令和 6 年 4 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

1 委託の相手方

- (1) 所在地 栗東市糺一丁目 10 番 7 号
- (2) 名 称 一般社団法人滋賀県医師会
- (3) 代表者 会長 越 智 眞 一

2 委託事務の内容

彦根市手数料条例(平成 12 年彦根市条例第 10 号)に基づく子宮頸がん検診に係る健康診査手数料の徴収事務

3 委託期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

4 徴収の方法

受託先の徴収方法により徴収する。

5 その他

委託業務は、別表に掲げる子宮頸がん検診実施医療機関で行う。

彦根市告示第 80 号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和 6 年政令第 12 号)附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第 1 条の規定による改正前の地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 158 条第 1 項の規定に基づき、健康診査手数料の徴収事務を下記のとおり委託した。

令和 6 年 4 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

1 委託の相手方

- (1) 所在地 大津市御殿浜 6 番 28 号
- (2) 名 称 公益財団法人滋賀県健康づくり財団
- (3) 代表者 理事長 山 元 雅 司

2 委託事務の内容

彦根市手数料条例(平成 12 年彦根市条例第 10 号)に基づく次に掲げる健康診査等に係る手数料の徴収事務

- (1) 健康診査
- (2) 肝炎ウイルス検診
- (3) 胃がん検診(集団検診)
- (4) 大腸がん検診
- (5) 子宮頸がん検診
- (6) 乳がん検診
- (7) 肺がん検診

3 委託期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

4 徴収の方法

現金で徴収する。

彦根市告示第 81 号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和 6 年政令第 12 号)附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第 1 条の規定による改正前の地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 158 条第 1 項の規定に基づき、健康診査手数料の徴収事務を下記のとおり委託した。

令和 6 年 4 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

1 委託の相手方

- (1) 所在地 大津市木下町 10 番 10 号
- (2) 名 称 一般財団法人近畿健康管理センター
- (3) 代表者 理事長 木 村 隆

2 委託事務の内容

彦根市手数料条例(平成 12 年彦根市条例第 10 号)に基づく次に掲げる健康診査等に係る健康診査手数料の徴収事務

- (1) 健康診査
- (2) 胃がん検診(胃エックス線検査)
- (3) 大腸がん検診
- (4) 子宮頸がん検診
- (5) 乳がん検診
- (6) 肺がん検診

3 委託期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

4 徴収の方法

受託先の徴収方法により徴収する。

彦根市告示第 82 号

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業者として、次の者を指定したので、同法第 85 条第 1 項第 1 号の規定により告示する。

令和6年4月1日

彦根市長 和田 裕行

事業所名	事業所所在地	申請者名および代表者氏名	サービス種類	指定日	事業所番号	有効期限
ケアプランセンターナツ	彦根市野瀬町 683 番地	合同会社ナツ 代表社員 岡林 智子	居宅介護支援	令和6年 4月1日	2570201729	令和6年4月1日から 令和12年3月31日まで

彦根市告示第83号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者として、次の者を指定したので、同法第85条第1項第1号の規定により告示する。

令和6年4月1日

彦根市長 和田 裕行

事業所名	事業所所在地	申請者名および代表者氏名	サービス種類	指定日	事業所番号	有効期限
彦根ケアセンターそよ風	彦根市駅東町 2 番地 3	株式会社SOYOKAZE 代表取締役 中川 清彦	居宅介護支援	令和6年 4月1日	2570201604	令和6年4月1日から令和 12年3月31日まで

彦根市告示第84号

介護保険法(平成9年法律第123号)第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者として、次の者を指定したので、同法第115条の30第1項第1号の規定により告示する。

令和6年4月1日

彦根市長 和田 裕行

事業所名	事業所所在地	申請者名および代表者氏名	サービス種類	指定日	事業所番号	有効期限
彦根市地域包括支援センターゆうじん	彦根市竹ヶ鼻町 80 番地	医療法人友仁会 理事長 矩 照幸	介護予防支援	令和6年 4月1日	2500200049	令和6年4月1日から令和 12年3月31日まで

彦根市告示第85号

介護保険法(平成9年法律第123号)第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者として、次の者を指定したので、同法第115条の30第1項第1号の規定により告示する。

令和6年4月1日

彦根市長 和田 裕行

事業所名	事業所所在地	申請者名および代表者氏名	サービス種類	指定日	事業所番号	有効期限
彦根市地域包括支援センターすばる	彦根市鳥居本町 670 番地	鈴木ヘルスケアサービス株式会社 代表取締役 鈴木 則成	介護予防支援	令和6年 4月1日	2500200023	令和6年4月1日から令和12 年3月31日まで

彦根市告示第86号

介護保険法(平成9年法律第123号)第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者として、次の者を指定したので、同法第115条の30第1項第1号の規定により告示する。

令和6年4月1日

彦根市長 和田 裕行

事業所名	事業所	申請者名およ	サービス	指定日	事業所番号	有効期限
------	-----	--------	------	-----	-------	------

	所在地	び代表者氏名	種類			
彦根市地域 包括支援セ ンターきら ら	彦根市川瀬 馬場町 1015 番地 1	公益財団法人 豊郷病院 代表理事 川上 賢三	介護予防支援	令和 6 年 4 月 1 日	2500200031	令 6 年 4 月 1 日か ら令和 12 年 3 月 31 日まで

彦根市告示第 87 号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和 6 年政令第 12 号)附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第 1 条の規定による改正前の地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 158 条第 1 項の規定に基づき、犬の登録手数料および狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収事務を下記のとおり委託した。

令和 6 年 4 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

1 委託の相手方

- (1) 所在地 大津市松本一丁目 2 番 20 号
- (2) 名 称 公益社団法人滋賀県獣医師会
- (3) 代表者 会長 石 田 龍 一

2 委託事務の内容

彦根市狂犬病予防に関する手数料条例(平成 12 年彦根市条例第 3 号)第 3 条に規定する犬の登録手数料および狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収事務ならびに彦根市財務規則(平成 5 年彦根市規則第 11 号)第 31 条第 4 項に規定する事務

3 委託期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

4 徴収の方法

現金で徴収する。

彦根市告示第 88 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、認可を受けた地縁による団体から告示された事項に変更があった旨の届出があったので、下記のとおり同条第 10 項の規定により告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

変更事項

1 代表者の変更

地縁による団体の名称	代表者の氏名および住所	
	変 更 前	変 更 後
日夏ニュータウン第四自治会	小杉 喜代和 (略)	佐竹 輝彦 (略)

2 規約に定める目的の変更

地縁による団体の名称	規約に定める目的	
	変 更 前	変 更 後
日夏ニュータウン第四自治会	以下に掲げる事業活動を行うことにより、会員相互および会内外の諸団体との協力・協調のもと、住みよい生活環境を実現することにより、会員の生活向上を図ることを旨とし、併せて、地域的な共同作業を行うことにより、良好な地域社会の維持ならびに形成	以下に掲げる事業活動を行うことにより、会員相互および会内外の諸団体との協力・協調のもと、住みよい生活環境を実現することにより、会員の生活向上を図ることを旨とし、併せて、地域的な共同作業を行うことにより、良好な地域社会の維持ならびに形成に資す

	に資することを目的とする。 (1) 社会福祉、福利厚生活動の推進 (2) 社会教育、青少年の育成活動の推進 (3) スポーツ、レクリエーション活動の推進 (4) 交通安全、防犯、防災活動の推進 (5) 資産の運営、維持、管理に関する事業活動 (6) 美化、清掃等、環境整備に関する事業活動 (7) 市政協力に関する事業活動 (8) その他、本会の目的達成に必要な事業活動	ることを目的とする。 (1) 社会福祉、福利厚生活動の推進 (2) 生涯学習、青少年の育成活動の推進 (3) スポーツ、レクリエーション活動の推進 (4) 交通安全、防犯、防災活動の推進 (5) 資産の運営、維持、管理に関する事業活動 (6) 美化、清掃等環境整備に関する事業活動 (7) 市政協力に関する事業活動 (8) その他、本会の目的達成に必要な事業活動
--	---	---

彦根市告示第 89 号

彦根市 24 時間対応型利用制度支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市 24 時間対応型利用制度支援事業実施要綱の一部を改正する告示

彦根市 24 時間対応型利用制度支援事業実施要綱(平成 15 年彦根市告示第 127 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条中「次に掲げる」を「実施施設が定める」に改め、同条各号を削る。

付 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

彦根市告示第 90 号

彦根市リフォーム事業助成金交付要綱を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市リフォーム事業助成金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市長は、地域経済の活性化、居住環境の向上および住宅における省エネルギー性能の向上に伴う脱炭素化を図るとともに、エネルギー、食料品等の価格の高騰に伴う市民および市内産業への影響を踏まえ、市内施工業者を利用して市内に居住する住宅の改修等を行った者に対して、予算の範囲内において彦根市リフォーム事業助成金(以下「助成金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、彦根市補助金等交付規則(平成 19 年彦根市規則第 15 号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 独立して生活を営むことができる建物をいい、マンション等の集合住宅にあつては、居住する者の専有部分をいう。
- (2) 併用住宅 住宅のうち住居部分(住宅において専ら居住の用に供する部分をいう。以下同じ。)と非住居部分(住宅において店舗、事務所等居住の用に供さない部分をいう。以下同じ。)とが一体となったものをいう。
- (3) 省エネ対策工事 日常生活におけるエネルギーの効率的利用を図るために行う太陽熱・雨水等の利用設備の設置、高効率給湯器の設置、住宅の断熱改修等の工事をいう。
- (4) 増築工事 住宅の床面積を増加させる工事をいう。ただし、非住居部分の床面積のみを増加させる工事を除く。
- (5) 改築工事 住宅の住居部分の一部を取り壊し、その場所に改めて住居部分を建築する工

事をいう。

- (6) 修繕等工事 住宅の安全性、耐久性および居住性を向上させるために行う修繕、補修、模様替え等の工事をいう。
 - (7) 外構工事 住宅と同一の敷地内において住宅の外に構造物を設置する工事および既存の構造物を改修する工事をいう。
 - (8) 下水道工事 公共下水道への接続工事、合併処理浄化槽の設置工事ならびにこれらに伴う排水設備工事および排水管清掃をいう。
 - (9) 防犯対策工事 安全・安心に暮らすために行う防犯性の高いドア、サッシ等への交換工事または防犯カメラ、防犯ライト等の設置工事をいう。
 - (10) リフォーム 省エネ対策工事、増築工事、改築工事、修繕等工事、外構工事、下水道工事および防犯対策工事をいう。ただし、賃貸または売却を目的として行われるもの、新築工事の工程に含まれるものおよび購入した家電製品等の簡易な取付の作業が主となるものを除く。
 - (11) 市内施工業者 市内に本社を有する法人または市内に事業所もしくは住民登録を有する個人事業者のうち、リフォームに係る工事を行うものをいう。
- (助成対象者等)

第3条 助成金の交付の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、第10条の規定による交付申請の日(以下「交付申請日」という。)において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 助成金の交付の対象となる住宅(以下「交付対象住宅」という。)に居住し、かつ、当該居住地に住民登録を有する者であること。
- (2) 市税を滞納していない者であること。

2 交付対象住宅は、交付申請日において、次の各号のいずれにも該当する住宅とする。

- (1) 市内に所在し、助成金を受けようとする者またはその2親等内の親族が所有している住宅(外構工事を行う場合にあっては、当該住宅の敷地を含む。)であること。ただし、当該住宅の所有者が死亡している場合その他市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。
- (2) 当該住宅(助成金を受けようとする者またはその2親等内の親族が当該住宅の敷地を所有している場合にあっては、当該住宅の敷地を含む。)に係る固定資産税に滞納がないこと。

(助成対象工事)

第4条 助成金の交付の対象となる工事(以下「助成対象工事」という。)は、次の各号のいずれにも該当する工事とする。

- (1) 市内施工業者を利用して行う交付対象住宅に係るリフォームであること。
- (2) 次条の規定により算定した助成対象経費の額(消費税を含む。)が200,000円以上であること。
- (3) 交付申請日の属する年度内に着手し、当該年度の末日までに完了する工事であること。
- (4) 本市の他の制度もしくは国県等の補助金等または保険金、損害賠償金その他これらに類するものによる補填(以下「他の補助金等」という。)を受けていない、かつ、受ける予定のない工事であること。ただし、当該他の補助金等の額が明らかな場合を除く。

(助成対象経費)

第5条 助成金の交付の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、助成対象工事に要する経費とする。ただし、次の各号に掲げる場合に該当するときは、助成対象工事に要する経費から当該各号に定める額を除いた額を助成対象経費とする。

- (1) 併用住宅に係る助成対象工事を行う場合 非住居部分に係る工事に要する経費
- (2) 前条第4号ただし書に規定する場合 当該他の補助金等の額

2 前項第1号の場合において、住居部分に係る工事に要する経費と非住居部分に係る工事に要する経費とを容易に区分できないときは、当該助成対象工事に要する経費を住居部分と非住居部分との面積比率により按分して非住居部分に係る工事に要する経費を算出するものとする。

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、助成対象経費の10パーセントに相当する額とし、100,000円を限度とする。

2 前項の助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(助成回数)

第7条 助成金を交付する回数は、同一の住宅、同一の敷地内および同一の者に対して、いずれも1回に限るものとする。

(助成候補者の決定)

第8条 市長は、公募により、予算の範囲内において、助成金を交付する候補となる者(以下「助成候補者」という。)を決定するものとする。

2 前項の公募は、期間を定めて、助成金の交付を希望する者に申込書の提出を求めることにより行うものとする。

3 前項の公募の期間および申込書の様式は、市長が別に定める。

4 市長は、第2項の期間の終了後、審査の上、助成候補者を決定し、彦根市リフォーム事業助成金助成候補者決定通知書(別記様式第1号)または彦根市リフォーム事業助成金落選通知書(別記様式第2号)により、その結果を応募者に通知するものとする。

(辞退の届出)

第9条 前条第4項の規定により助成候補者の決定を受けた者は、次条の交付申請を辞退しようとするときは、彦根市リフォーム事業助成金交付辞退届出書(別記様式第3号)を、速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出書の提出があったときは、助成候補者の決定を取り消し、彦根市リフォーム事業助成金助成候補者取消通知書(別記様式第4号)により、当該助成候補者の決定を受けた者に通知するものとする。

(交付申請)

第10条 助成候補者が助成金の交付を受けようとするときは、彦根市リフォーム事業助成金交付申請書(別記様式第5号)に、市長が指定する書類を添えて、市長が指定する期間に、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第11条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、助成金の交付の可否を決定し、彦根市リフォーム事業助成金交付決定通知書(別記様式第6号)または彦根市リフォーム事業助成金不交付決定通知書(別記様式第7号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、助成金の交付決定について、助成金の交付の目的を達成するため、必要な条件を付することができる。

(実績報告および額の確定)

第12条 規則第13条の規定による実績報告は、第10条の申請書の提出をもってなされたものとみなす。

2 規則第14条の規定による助成金の額の確定は、前条第1項の交付決定をもってなされたものとみなす。

(助成金の交付)

第13条 第11条の規定により助成金の交付決定を受けた者(以下「助成決定者」という。)は、彦根市リフォーム事業助成金交付請求書(別記様式第8号)により、市長に対し助成金の請求を行うものとする。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、その内容を審査し、速やかに助成金を交付するものとする。

(報告および実地調査)

第14条 市長は、規則第11条の規定により、必要があると認めるときは、第10条の規定による交付申請の内容について申請者、施工業者等に報告を求め、担当職員に実地調査を行わせることができる。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 助成金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。

(2) 虚偽その他の不正の行為により助成金の交付を受け、または受けようとしたとき。

(助成金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該交付決定の取消しを受けた者に既に助成金を交付しているときは、当該助成金の全部または一部を返還させることができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別 記

様式第1号(第8条関係)

第 年 月 日

様

彦根市長



彦根市リフォーム事業助成金助成候補者決定通知書

年 月 日付けで彦根市リフォーム事業事前申込書により申込みのありました彦根市リフォーム事業助成金について、あなたを助成候補者とすることに決定しましたので、彦根市リフォーム事業助成金交付要綱第8条第4項の規定により通知します。

つきましては、下記のとおり交付申請書を提出してください。

なお、工事の中止その他諸般の事情により交付申請を辞退する場合は、彦根市リフォーム事業助成金交付要綱第9条第1項の規定により、彦根市リフォーム事業助成金交付辞退届出書(別記様式第3号)を提出してください。

記

1 交付申請書の提出時期

次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりです。ただし、年 月 日が最終日となります。

(1) この通知書の受理後に工事を着工する場合 工事完了日から数えて30日以内

(2) 既に工事を完了している場合 この通知書を受理した日から数えて30日以内

2 今後の予定

交付申請書を提出していただいた後、書類等の審査を行い、助成金の交付を適当と決定したときは交付決定通知書を、不適当と決定したときは不交付決定通知書を送付します。

様式第2号(第8条関係)

第 年 月 日

様

彦根市長



彦根市リフォーム事業助成金落選通知書

年 月 日付けで彦根市リフォーム事業事前申込書により申込みのありました彦根市
リフォーム事業助成金については、厳正な抽選の結果、本助成金の助成候補者とすることができ
ませんでしたので、彦根市リフォーム事業助成金交付要綱第 8 条第 4 項の規定により通知しま
す。あしからずご了承ください。

様式第 3 号(第 9 条関係)

年 月 日

彦根市長 様

〒 ー
住 所
氏 名
電話番号 () ー

彦根市リフォーム事業助成金交付辞退届出書

年 月 日付け 第 号彦根市リフォーム事業助成金助成候補者決定通知書を受
理しましたが、次の理由により交付申請を辞退します。

交付申請を辞退する理由(該当する欄の全てに「レ」を付してください。)

- ☐ 工事を延期・中止するため
☐ 市外の施工業者であるため
☐ 工事金額が 200,000 円未満であるため
☐ 助成対象外の工事であるため
☐ 交付対象住宅でないため
☐ 補助金、保険金等の給付対象工事であるため
☐ 市税の滞納があるため
☐ 必要書類が不足しているため
☐ その他()

様式第 4 号(第 9 条関係)

第 号
年 月 日

様

彦根市長



彦根市リフォーム事業助成金助成候補者取消通知書

年 月 日付けで彦根市リフォーム事業助成金交付辞退届出書を受理し、
年 月 日付け 第 号の彦根市リフォーム事業助成金助成候補者とする決定を取り消しまし
たので通知します。

様式第5号(第10条関係)

申請日

2	0			年			月			日
---	---	--	--	---	--	--	---	--	--	---

彦根市長様

申請者

〒				-						
住所	滋賀県彦根市									
フリガナ										
氏名										
携帯電話										
固定電話										

彦根市リフォーム事業助成金交付申請書

次のとおり助成金の交付を受けたいので、彦根市リフォーム事業助成金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、申請内容の確認のため、必要に応じて、私および私の申請物件に係る国、県または市の他の制度の活用状況、戸籍情報、住民票情報、市税の納税状況および固定資産課税台帳記載情報について調査されることに同意します。

助成候補者決定通知番号	彦経振第						号				
助成候補者決定通知日	2	0			年			月		日	
総工事金額								円 (消費税込み) ※右詰めでご記入ください			
助成対象経費								円 ※右詰めでご記入ください			
助成金申請額								円 ※右詰めでご記入ください			
他の補助制度等の活用	☐ 有		(有の場合)		他の補助制度等の名称						
	☐ 無				工事内容の重複		☐ 有	☐ 無			
			(工事内容の重複有の場合)		重複金額(※右詰め)						
市税の滞納	☐ 有 ☐ 無										

◇宣誓 次のとおり誓約します。(各項目にチェック☑をしてください。)

☐ 私は、彦根市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)または同条第1号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。

☐ 私は、彦根市が必要に応じ誓約の内容について滋賀県彦根警察署に照会することを同意します。

委任欄

代理人(提出者)	氏名(※1)		住所		
携帯電話			固定電話		

私は、上記の者(※1)を代理人に定め、彦根市リフォーム事業助成金に係る交付申請手続および申請内容の補完および訂正に係る権限を委任いたします。

年 月 日

委任者 氏名(申請者自署)

添付書類

- (1) 施工を証明する書類
- (2) リフォームの前後の写真
- (3) 領収書または金融機関等の振込済証明書の写し
- (4) 工事費内訳書(工事の内容および金額の内訳が分かるものに限る。)の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類(登記事項証明書の写し、戸籍謄本の写し等)

様式第 6 号(第 11 条関係)

第 号
年 月 日

様

彦根市長



彦根市リフォーム事業助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった彦根市リフォーム事業助成金については、次のとおり交付することに決定しましたので、彦根市リフォーム事業助成金交付要綱第 11 条第 1 項の規定により通知します。

1 交付決定額 金 円

2 交付の条件

- (1) 交付申請書の記載内容に虚偽があることが判明したときは、交付決定を取り消すことがあります。
- (2) 交付決定を取り消した場合において、既に助成金を交付しているときは、当該助成金の返還を求めることがあります。

様式第 7 号(第 11 条関係)

第 号
年 月 日

様

彦根市長



彦根市リフォーム事業助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった彦根市リフォーム事業助成金については、次の理由により交付しないことに決定しましたので、彦根市リフォーム事業助成金交付要綱第 11 条第 1 項の規定により通知します。

交付しない理由

葬式第 8 号(第 13 条関係)

請求日

2	0			年			月			日
---	---	--	--	---	--	--	---	--	--	---

彦根市長 様

申請者

〒				-						
住所	滋賀県彦根市									
フリガナ										
氏名										
携帯電話										
固定電話										

彦根市リフォーム事業助成金交付請求書

交付決定通知があった彦根市リフォーム事業助成金の交付について、彦根市リフォーム事業助成金交付要綱第13条第1項の規定により、次のとおり請求します。

交付決定通知番号	彦経振第						号		
交付決定通知日	2	0			年		月		日
交付請求額	金						円 ※右詰めでご記入ください		
振 込 先 口 座 名									
金融機関コード									
金融機関店舗コード									
口座番号							☐ 普通	☐ 当座	
フリガナ									
口座名義人									

(※債権者名と振込口座名が相違する場合は、別に委任状が必要です。)

彦根市告示第 91 号

彦根市在宅重度障害者等支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。
令和 6 年 4 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市在宅重度障害者等支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示
彦根市在宅重度障害者等支援事業補助金交付要綱(平成 25 年彦根市告示第 237 号)の一部を次のように改正する。
別表第 1(8)の項を削る。
別表第 2(8)の項を削る。
別記様式第 1 号中「(8) 障害児対応看護職員配置加算事業」を削り、同様式別紙 2((8) 障害児対応看護職員配置加算事業)の部分削る。

別記様式第 3 号別紙 4((8) 障害児対応看護職員配置加算事業)の部分进行削る。

別記様式第 5 号別紙 6((8) 障害児対応看護職員配置加算事業)の部分进行削る。

別記様式第 7 号中「(8) 障害児対応看護職員配置加算事業」进行削る。

付 則

- 1 この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の彦根市在宅重度障害者等支援事業補助金交付要綱の規定は、令和 6 年度以後の年度分の予算に係る補助金について適用する。

彦根市告示第 92 号

彦根市近江鉄道線輸送安全確保事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市近江鉄道線輸送安全確保事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市長は、一般社団法人近江鉄道線管理機構(以下「補助事業者」という。)が行う持続可能性、利便性および効率性の向上に資する設備の整備等に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては社会資本整備総合交付金交付要綱(平成 22 年 3 月 26 日付け国官会第 2317 号国土交通事務次官通知。以下「交付金要綱」という。)および彦根市補助金等交付規則(平成 19 年彦根市規則第 15 号)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第 2 条 補助金の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、地域公共交通再構築事業(交付金要綱附属第Ⅱ編イ-17-(1)の 3 に掲げる事業をいう。)とする。

(補助対象経費)

第 3 条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、社会資本整備総合交付金交付申請等要領(平成 23 年 3 月 11 日付け国官会第 2379 号国土交通事務次官通知)別表第 1 に定める事業に要する経費とする。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、前条に定める経費のうち、市長が必要かつ適当と認める額とする。

(交付申請書)

第 5 条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、彦根市近江鉄道線輸送安全確保事業費補助金交付申請書(別記様式第 1 号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象事業明細書(別記様式第 2 号)

(2) 収支予算書(別記様式第 3 号)

(3) その他市長が必要と認める書類

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額(補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第 6 条 市長は、前条第 1 項に規定する申請書を受理したときは、これを審査の上、適当と認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、補助事業者に通知するものとする。

(事業変更承認および変更交付申請)

第 7 条 補助事業者は、前条の規定により補助金の交付決定を受けた後において、次のいずれかに該当するときは、軽微な変更(国土交通省所管補助金等交付規則(平成 12 年総理府・建設省令第 9 号)別表第 1 に掲げる軽微な変更をいう。)に該当する場合を除き、あらかじめ彦根市

近江鉄道線輸送安全確保事業費補助金変更承認および変更交付申請書(別記様式第4号)を提出し、市長の承認および変更交付決定を受けなければならない。

- (1) 補助対象事業に要する経費の配分の変更をしようとするとき。
- (2) 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助対象事業を中止し、または廃止しようとするとき。

- 2 市長は、前項の規定により変更承認をする場合において、必要があると認めるときは、当該申請書に係る事項について、変更を指示することができる。

(補助対象事業の着手)

- 第8条 補助事業者は、第6条の規定による交付決定後に補助対象事業に着手しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助事業者は、やむを得ない事情により第6条の規定による交付決定前に補助対象事業に着手する必要があるときは、その理由を明記した彦根市近江鉄道線輸送安全確保事業費補助金交付決定前着手届(別記様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(完了予定期日の変更)

- 第9条 補助事業者は、予定の期間内に当該補助対象事業を完了しないため、当該事業の完了予定期日を変更しようとするときは、彦根市近江鉄道線輸送安全確保事業完了予定期日変更報告書(別記様式第6号)により、その旨を市長に報告するものとする。

(実績報告書)

- 第10条 補助事業者は、補助金の交付を受けた事業が完了した場合は、完了した日から起算して30日を経過した日または事業実施年度の3月10日のいずれか早い日までに、彦根市近江鉄道線輸送安全確保事業費補助金実績報告書(別記様式第7号。以下「実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業明細書
- (2) 収支決算書(別記様式第3号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の規定にかかわらず、当該年度内に実績報告書の提出が困難であると市長が認めるときは、補助事業者は、実績報告書の提出に代えて、当該年度の末日までに彦根市近江鉄道線輸送安全確保事業費補助金年度完了報告書(別記様式第8号。以下「年度完了報告書」という。)を市長に提出しなければならない。この場合において、補助事業者は、年度完了報告書を提出した後、遅滞なく実績報告書を提出し、年度完了報告書に基づき交付された補助金について精算しなければならない。

- 3 第5条第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

- 第11条 市長は、前条第1項または第2項に規定する報告を受けたときは、これを審査の上、速やかに交付すべき補助金の額の確定を行い、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

- 第12条 補助金の交付は、前条の規定により補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、市長が必要と認めたときは、補助対象事業の完了前に補助金の全部または一部を概算払により交付することができる。

- 2 補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、彦根市近江鉄道線輸送安全確保事業費補助金請求書(別記様式第9号)を市長に提出するものとする。

(消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第13条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合(消費税等仕入れ控除税額が0円の場合を含む。)は、速やかに消費税等仕入れ控除税額報告書(別記様式第10号)を市長に提出しなければならない。この場合において、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があるときは、当該消費税等仕入れ控除税額を市長に返還しなければならない。

(財産の処分制限)

第14条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助対象事業により取得し、または効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間を経過するまでは、市長の承認を受けることなく補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。

2 前項の期間内に取得財産等(機械および重要な器具にあっては、取得価格または効用の増加価格が500,000円を超えるものに限る。)を処分することにより、収入を生じたときは、その補助金相当額を市に納付しなければならない。

(関係書類の保存)

第15条 市長および補助事業者は、事業に関する帳簿および書類を当該事業の完了した日の属する年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

付 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別 記

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

彦根市長

様

申請者住所

法人の名称

代表者の職名・氏名

発行責任者・担当者

連絡先

電話番号

彦根市近江鉄道線輸送安全確保事業費補助金交付申請書

年度において、彦根市近江鉄道線輸送安全確保事業を実施したいので、補助金 円を交付されるよう、彦根市近江鉄道線輸送安全確保事業費補助金交付要綱第5条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に当たり、暴力団との関与が認められるときは、補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

関係書類

- 補助対象事業明細書(別記様式第2号)
- 収支予算書(別記様式第3号)
- 施設・設備等の整備箇所を明示した図面
- その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号(第 5 条・第 10 条関係)

補助対象事業明細書

区分 補助対象事業		補助対象経費					計
		本工事費	附帯工事費	測量設計費	用地費および補償費	その他	
総事業費 (税抜)							
総事業費 (税込)							

交付申請額

総事業費費(税込) × 自治体負担割合 =

=

- 補助対象事業の着手(予定)期日
- 補助対象事業の完了(予定)期日

様式第 3 号(第 5 条・第 10 条関係)

収支予算書(収支決算書)

1 収入の部

[単位：円]

区分	予 算 額	決 算 額	比較増減
彦根市補助金			
他の自治体からの 補助金			
計			

2 支出の部

[単位：円]

区分	予 算 額	決 算 額	備考
計			

様式第 4 号(第 7 条関係)

年 月 日

彦根市長 様

申請者住所
法人の名称
代表者の職名・氏名
発行責任者・担当者

連絡先
電話番号

彦根市近江鉄道線輸送安全確保事業費補助金変更承認および変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった標記補助金について変更したいので、彦根市近江鉄道輸送安全確保事業費補助金交付要綱第7条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 変更理由

2 変更内容

※ 変更前の事業の内容および経費の配分と変更後の事業の内容と経費の配分を容易に比較できるように両者を2段書きにすること。なお、変更前の内容を括弧書きとする。

様式第5号(第8条関係)

年 月 日

彦根市長 様

申請者住所
法人の名称
代表者の職名・氏名
発行責任者・担当者
連絡先
電話番号

彦根市近江鉄道線輸送安全確保事業費補助金交付決定前着手届

年度彦根市近江鉄道線輸送安全確保事業について、下記条件を了承の上、下記の理由により補助金の交付決定前に着手したいので、彦根市近江鉄道線輸送安全確保事業費補助金交付要綱第8条第2項の規定により届け出ます。

記

1 事前着手に係る条件

- (1) 着手した日から補助金の交付の決定通知を受ける日までの期間内に、天災地変等の理由によって実施した事業に損失を生じた場合においては、これらの損失は、補助事業者が負担すること。
- (2) 当該事業の全部または一部が補助対象とならなかった場合においても、異議がないこと。
- (3) 着手した日から補助金の交付の決定通知を受ける日までの期間内において、計画変更を行わないこと。

2 事前着手が必要な理由等

- (1) 事前着手する理由
- (2) 事業の内容の概要
- (3) 事業費

(4) 着手(予定)期日および完了(予定)期日

様式第 6 号(第 9 条関係)

年 月 日

彦根市長 様

申請者住所
法人の名称
代表者の職名・氏名
発行責任者・担当者
連絡先
電話番号

彦根市近江鉄道線輸送安全確保事業完了予定期日変更報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった標記補助金について、完了予定期日を変更したいので、彦根市近江鉄道線輸送安全確保事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 交付決定額
- 2 着手期日
- 3 完了予定期日
(変更前) (変更後)
- 4 繰越額
- 5 変更の理由

様式第 7 号(第 10 条関係)

年 月 日

彦根市長 様

申請者住所
法人の名称
代表者の職名・氏名
発行責任者・担当者
連絡先
電話番号

彦根市近江鉄道線輸送安全確保事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった彦根市近江鉄道線輸送安全確保事業について、彦根市近江鉄道線輸送安全確保事業費補助金交付要綱第10条第 1 項の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

関係書類

- 1 補助対象事業明細書(別記様式第2号)
- 2 収支決算書(別記様式第3号)
- 3 事業完了写真
- 4 その他市長が必要と認める書類

様式第8号(第10条関係)

年 月 日

彦根市長 様

申請者住所
法人の名称
代表者の職名・氏名
発行責任者・担当者
連絡先
電話番号

彦根市近江鉄道線輸送安全確保事業費補助金年度完了報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった近江鉄道線輸送安全確保事業の令和 年度における実績について、彦根市近江鉄道線輸送安全確保事業費補助金交付要綱第10条第2項の規定により、次のとおり報告します。

- 1 交付決定内容
補助対象事業費 _____円 交付決定額 _____円
- 2 当該年度完了分
補助対象事業費 _____円 補助金額 _____円
- 3 翌年度繰越分
補助対象事業費 _____円 補助金額 _____円
- 4 完了予定期日

様式第9号(第12条関係)

年 月 日

彦根市長 様

申請者住所
法人の名称
代表者の職名・氏名
発行責任者・担当者
連絡先
電話番号

彦根市近江鉄道線輸送安全確保事業費補助金請求書

年 月 日付け 第 号で(確定通知／交付決定通知)があった彦根市近江鉄道線輸送安全確保事業費補助金について、彦根市近江鉄道線輸送安全確保事業費補助金交付要綱第12条第2項の規定により請求します。

1 交付確定額／交付決定額

2 既交付額

3 今回請求額

4 振込先

口座振込先金融機関名および支店名

口座種別 当 座 ・ 普 通

口座番号

フリガナ

口座名義人

様式第 10 号(第 13 条関係)

年 月 日

彦根市長

様

申請者住所

法人の名称

代表者の職名・氏名

発行責任者・担当者

連絡先

電話番号

消費税等仕入れ控除税額報告書

年 月 日付け 第 号で額の確定通知があった彦根市近江鉄道線輸送安全確保事業費補助金について、彦根市近江鉄道線輸送安全確保事業費補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 年 月 日付け 第 号による補助金の額の確定通知額 金 円

2 実績報告時に減額した消費税等仕入れ控除税額 金 円

3 消費税等の申告により確定した消費税等仕入れ控除税額 金 円

4 当該補助金に係る消費税等仕入れ控除税額 金 円

彦根市告示第 93 号

彦根市災害対策本部規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市災害対策本部規程の一部を改正する告示

彦根市災害対策本部規程(昭和38年彦根市告示第69号)の一部を次のように改正する。
第6条第2項第4号中「契約監理班」の次に「、臨時特別給付金班」を加える。
別表第1企画振興部の部まちづくり推進班の項中「まちづくり推進課に」を「まちづくり推進課および市民交流センターに」に改め、同部人権政策班の項中「および市民交流センター」を削り、同表総務部の部契約監理班の項の次に次のように加える。

臨時特別給付金班	臨時特別給付金室長	臨時特別給付金室に所属する職員
----------	-----------	-----------------

別表第1総務部の部議会班の項中「議会事務局次長」を「議会課長」に、「議会事務局に」を「議会課に」に改める。
別表第2の1の表市長直轄部の部秘書班の項に次の1号を加える。
(5) 危機管理班実施事項の応援
別表第2の1の表企画振興部の部まちづくり推進班の項に次の1号を加える。
(3) 市民交流センター(東山児童館を含む。)の災害対策に関すること。
別表第2の1の表企画振興部の部人権政策班の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同表スポーツ部の部国スポ・障スポ総務班の項第1号を次のように改める。
(1) スポーツ振興班実施事項の応援
別表第2の1の表スポーツ部の部国スポ・障スポ競技班の項第1号中「国スポ・障スポ総務班実施事項」を「スポーツ振興班実施事項」に改め、同表総務部の部契約監理班の項の次に次のように加える。

臨時特別給付金班	(1) 他班実施事項の応援(部外を含む。)
----------	-----------------------

別表第2の1の表福祉保健部の部社会福祉班の項第6号および同表教育部の部学校教育班の項第2号中「避難勧告等」を「避難情報等」に改め、同表消防部の部通信指令班の項第3号中「非常召集」を「非常招集」に改める。
別表第2の2の表総務部の部契約監理班の項の次に次のように加える。

臨時特別給付金班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
----------	--------------------------

付 則
この告示は、令和6年4月1日から施行する。

彦根市告示第94号

彦根市産後ケア事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。
令和6年4月1日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市産後ケア事業実施要綱の一部を改正する告示

彦根市産後ケア事業実施要綱(平成28年彦根市告示第125号)の一部を次のように改正する。
第1条中「家族等から産後の十分な援助を受けることができない者で、育児への支援を必要とするものが、心身を安定させ、および育児に対する不安を解消し、安心して子育てができるようになるための支援体制の整備を図るため、母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱(平成17年8月23日付け雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知別紙)」を「母子保健法(昭和40年法律第141号)第17条の2第1項の規定」に改める。
第3条中「、家族等から十分な家事、育児等の援助が受けられない者で」を削り、同条ただし書中「医療行為」を「医療機関への入院」に改める。
第4条第1項第1号中「医療機関、助産所等」を「実施施設」に改め、同項第2号中「医療機関、助産所等に」を「実施施設に」に、「医療機関、助産所等の施設」を「実施施設」に改める。
別記様式第4号中「医療行為の必要がない者」を「医療機関への入院の必要がない者」に改める。

「
別記様式第 6 号中「(第 13 条関係)」を「(第 12 条関係)」に、
1 短期入所(ショートステイ)型
「
年 月 日から 年 月 日まで(日間) を 1 短期入所(ショートステイ)型
」

年 月 日から 年 月 日まで(泊) に改める。

別記様式第 7 号中「(第 13 条関係)」を「(第 12 条関係)」に改める。
付 則
この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

彦根市告示第 96 号
彦根市介護予防ケアマネジメント事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。
令和 6 年 4 月 1 日
彦根市長 和 田 裕 行

彦根市介護予防ケアマネジメント事業実施要綱の一部を改正する告示
第 1 条 彦根市介護予防ケアマネジメント事業実施要綱(平成 29 年彦根市告示第 49 号)の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。
別表(第 13 条関係)

区分	基本単位数または加算単位数(1 月につき)	単位数の減算
(1) ケアマネジメント A	442 単位	高齢者虐待防止措置が未実施の場合は、基本単位数または加算単位数(以下「基本単位数等」という。)から、基本単位数等に 100 分の 1 を乗じて得た単位数(1 単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数)を減じるものとする。
(2) ケアマネジメント B	442 単位	高齢者虐待防止措置が未実施の場合は、基本単位数等から、基本単位数等に 100 分の 1 を乗じて得た単位数(1 単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数)を減じるものとする。
(3) ケアマネジメント C	442 単位	高齢者虐待防止措置が未実施の場合は、基本単位数等から、基本単位数等に 100 分の 1 を乗じて得た単位数(1 単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数)を減じるものとする。
(4) 初回加算	300 単位	—
(5) 委託連携加算	300 単位	—

第 2 条 彦根市介護予防ケアマネジメント事業実施要綱の一部を次のように改正する。
別表(1)の項から(3)の項までを次のように改める。

(1) ケアマネジメント A	442 単位	高齢者虐待防止措置が未実施の場合は、基本単位数または加算単位数(以下「基本単位数等」という。)から、基本単位数等に 100 分の
----------------	--------	--

		1 を乗じて得た単位数(1 単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数)を減じるものとする。 業務継続計画が未策定の場合は、基本単位数等から、基本単位数等に 100 分の 1 を乗じて得た単位数(1 単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数)を減じるものとする。
(2) ケアマネジメントB	442 単位	高齢者虐待防止措置が未実施の場合は、基本単位数等から、基本単位数等に 100 分の 1 を乗じて得た単位数(1 単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数)を減じるものとする。 業務継続計画が未策定の場合は、基本単位数等から、基本単位数等に 100 分の 1 を乗じて得た単位数(1 単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数)を減じるものとする。
(3) ケアマネジメントC	442 単位	高齢者虐待防止措置が未実施の場合は、基本単位数等から、基本単位数等に 100 分の 1 を乗じて得た単位数(1 単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数)を減じるものとする。 業務継続計画が未策定の場合は、基本単位数等から、基本単位数等に 100 分の 1 を乗じて得た単位数(1 単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数)を減じるものとする。

付 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

彦根市告示第97号

彦根市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防通所介護相当サービスの事業の人員、設備および運営ならびに介護予防通所介護相当サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準ならびに介護予防通所介護相当サービスに要する費用の額を定める要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年4月1日

彦根市長 和田裕行

彦根市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防通所介護相当サービスの事業の人員、設備および運営ならびに介護予防通所介護相当サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準ならびに介護予防通所介護相当サービスに要する費用の額を定める要綱の一部を改正する告示

彦根市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防通所介護相当サービスの事業の人員、設備および運営ならびに介護予防通所介護相当サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準ならびに介護予防通所介護相当サービスに要する費用の額を定める要綱(平成29年彦根市告示第47号)の一部を次のように改正する。

- 第4条に次の1項を加える。
- 4 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、指定介護予防通所介護相当サービス事業を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。
- 第6条第1項第3号中「この節および次節」を「この条、次条および第20条」に改める。

第7条ただし書中「管理上支障がない場合」を「管理者が、利用者に対するサービスの提供の場面等で生じる事象を適切に把握し、かつ、第24条に規定する管理者の責務を果たすことができる場合」に改め、「同一敷地内にある」を削る。

第8条第4項中「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項ただし書の場合(指定介護予防通所介護相当サービス事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間および深夜に指定介護予防通所介護相当サービス以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第9条第1項中「第24条」を「第25条」に改め、同条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第24条第2項中「この節および次節」を「この章」に改める。

第25条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第26条第3項を次のように改める。

3 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービス従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該介護予防通所介護相当サービス事業者は、全ての介護予防通所介護相当サービス従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第3条で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第26条に次の1項を加える。

5 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、適切な指定介護予防通所介護相当サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防通所介護相当サービス従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第26条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第26条の2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、感染症または非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防通所介護相当サービスの提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービス従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第28条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第29条第2項中「必要な」を「次の各号に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該介護予防通所介護相当サービス事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防通所介護相当サービス従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 当該介護予防通所介護相当サービス事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該介護予防通所介護相当サービス事業所において、介護予防通所介護相当サービス従業者に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的実施すること。

第30条中「第24条」を「第25条」に改め、「規定する重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条に次の2項を加える。

- 2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、重要事項を記載した書面を当該介護予防通所介護相当サービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。
- 3 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第35条の見出し中「連携」を「連携等」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携および協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

第35条に次の1項を加える。

- 3 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、指定介護予防通所介護相当サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防通所介護相当サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防通所介護相当サービスの提供を行うよう努めなければならない。

第36条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、第8条第4項に規定する指定介護予防通所介護相当サービス以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項および第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第36条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第36条の2 介護予防通所介護相当サービス事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該介護予防通所介護相当サービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、介護予防通所介護相当サービス従業者等に周知徹底を図ること。
- (2) 当該介護予防通所介護相当サービス事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所において、介護予防通所介護相当サービス従業者等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第38条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第40条第9号の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

第40条第12号中「第10号」を「第12号」に改め、同号を同条第14号とし、同条中第8号から第11号までを2号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の2号を加える。

- (8) 指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

別表を次のように改める。

別表(第43条関係)

区分	基本単位数または 加算単位数	利用 定員 超過 減算	看護・ 介護職 員減算	高齢者 虐待防 止措置 未実施 減算	業務継 続計画 未策定 減算	中山間地域 等に居住 する者へのサ ービス提供 加算	同一建 物サー ビス提 供減算	送迎 未実 施減 算
(1) 介護予防 通所介護相 当サービス (要支援1)	1月につき1,798 単位	100 分の 70	100分 の70	100分の 1	100分 の1	100分の5	1月につ き37 6単位	片道につ き47 単位
(2) 介護予防 通所介護相 当サービス (要支援2)	1月につき3,621 単位	100 分の 70	100分 の70			100分の5	1月につ き75 2単位	
(3) 生活機能 向上グルー プ活動加算	1月につき100単 位	—	—	—	—	—	—	—
(4) 若年性認 知症利用者 受入加算	1月につき240単 位	—	—	—	—	—	—	—
(5) 栄養アセ スメント加 算	1月につき50単位	—	—	—	—	—	—	—
(6) 栄養改善 加算	1月につき200単 位	—	—	—	—	—	—	—
(7) 口腔機能 向上加算 (Ⅰ)	1月につき150単 位	—	—	—	—	—	—	—
(8) 口腔機能 向上加算 (Ⅱ)	1月につき160単 位	—	—	—	—	—	—	—
(9) 一体的サ ービス提供 加算	1月につき480単 位	—	—	—	—	—	—	—
(10) 生活機 能向上連携 加算(Ⅰ)	1月につき100単 位(3月に1回を限 度とする。)	—	—	—	—	—	—	—
(11) 生活機 能向上連携 加算(Ⅱ)	1月につき200単 位	—	—	—	—	—	—	—
(12) 口腔・ 栄養スクリ ーニング加 算(Ⅰ)	1回につき20単位 (6月に1回を限度 とする。)	—	—	—	—	—	—	—
(13) 口腔・ 栄養スクリ ーニング加 算(Ⅱ)	1回につき5単位 (6月に1回を限度 とする。)	—	—	—	—	—	—	—
(14) サービス 提供体制 強化加算	1月につき88単位	—	—	—	—	—	—	—

(I)(要支援1)								
(15) サービス提供体制強化加算 (I)(要支援2)	1月につき176単位	—	—	—	—	—	—	—
(16) サービス提供体制強化加算 (II)(要支援1)	1月につき72単位	—	—	—	—	—	—	—
(17) サービス提供体制強化加算 (II)(要支援2)	1月につき144単位	—	—	—	—	—	—	—
(18) サービス提供体制強化加算 (III)(要支援1)	1月につき24単位	—	—	—	—	—	—	—
(19) サービス提供体制強化加算 (III)(要支援2)	1月につき48単位	—	—	—	—	—	—	—
(20) 科学的介護推進体制加算	1月につき40単位	—	—	—	—	—	—	—
(21) 介護職員処遇改善加算(I)	1月につき所定単位数に1,000分の59を乗じて得た単位数	—	—	—	—	—	—	—
(22) 介護職員処遇改善加算(II)	1月につき所定単位数に1,000分の43を乗じて得た単位数	—	—	—	—	—	—	—
(23) 介護職員処遇改善加算(III)	1月につき所定単位数に1,000分の23を乗じて得た単位数	—	—	—	—	—	—	—
(24) 介護職員等特定処遇改善加算(I)	1月につき所定単位数に1,000分の12を乗じて得た単位数	—	—	—	—	—	—	—
(25) 介護職員等特定処遇改善加算(II)	1月につき所定単位数に1,000分の10を乗じて得た単位数	—	—	—	—	—	—	—
(26) 介護職員等ベースアップ等支援加算	1月につき所定単位数に1,000分の11を乗じて得た単位数	—	—	—	—	—	—	—

備考

- 1 この表において「利用定員超過減算」とは、利用者の数が利用定員を超える場合における減算をいう。
- 2 この表において「看護・介護職員減算」とは、看護職員および介護職員の員数が基準に満たない場合の減算をいう。
- 3 この表において「若年性認知症利用者受入加算」とは、若年性認知症の利用者に対して介護予防通所介護相当サービスを行った場合の加算をいう。
- 4 この表において「要支援 1」とは、要支援 1 の者および彦根市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(平成 29 年彦根市告示第 43 号)第 7 条第 2 項に規定する第 1 号事業対象者(以下「第 1 号事業対象者」という。)を対象とするものをいう。
- 5 この表において「要支援 2」とは、要支援 2 の者および第 1 号事業対象者を対象とするものをいう。
- 6 (1)の項および(2)の項の単位数は、基本単位数または加算単位数欄の単位数に利用定員超過減算、看護・介護職員減算、高齢者虐待防止措置未実施減算または業務継続計画未策定減算のうち該当するいずれかの欄の割合を乗じて得た数に、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、同一建物サービス提供減算および送迎未実施減算のうち該当する欄の単位数(中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算にあっては、基本単位数または加算単位数欄の単位数に中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算欄の割合を乗じて得た数)を加え、または減じた数とする。
- 7 この表において「所定単位数」とは、(1)の項から(20)の項までの規定により算定した単位数の合計をいう。
- 8 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、同一建物サービス提供減算、送迎未実施減算、(14)の項から(19)の項までのサービス提供体制強化加算、(21)の項から(23)の項までの介護職員処遇改善加算、(24)の項および(25)の項の介護職員等特定処遇改善加算および(26)の項の介護職員等ベースアップ等支援加算は、支給限度額管理の算定項目の対象外とする。
- 9 業務継続計画未策定減算は、感染症の予防およびまん延の防止のための指針の整備および非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合は、令和 7 年 3 月 31 日までの間、適用しない。
- 10 送迎未実施減算は、(1)の項の介護予防通所介護相当サービス(要支援 1)を算定する場合は 1 月につき 376 単位、(2)の項の介護予防通所介護相当サービス(要支援 2)を算定する場合は 1 月につき 752 単位を限度とする。

付 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 30 条に 2 項を加える改正規定(同条第 3 項に係る部分に限る。)は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

彦根市告示第 98 号

彦根市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防訪問介護相当サービスの事業の人員、設備および運営ならびに介護予防訪問介護相当サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準ならびに介護予防訪問介護相当サービスに要する費用の額を定める要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防訪問介護相当サービスの事業の人員、設備および運営ならびに介護予防訪問介護相当サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準ならびに介護予防訪問介護相当サービスに要する費用の額を定める要綱の一部を改正する告示

彦根市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防訪問介護相当サービスの事業の人員、設備および運営ならびに介護予防訪問介護相当サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準ならびに介護予防訪問介護相当サービスに要する費用の額を定める要綱(平成 29 年彦根市告示第 45 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条に次の 1 項を加える。

- 4 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。
- 第6条第2項中「この条」の次に「および次条」を加え、同条第4項中「平成24年厚生労働省令第118号」を「平成24年厚生労働省告示第118号」に改め、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。
- 5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定介護予防訪問介護相当サービス事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50またはその端数を増すごとに1人以上とすることができる。
- 第7条ただし書中「管理上支障がない場合」を「管理者が、利用者に対するサービスの提供の場面等で生じる事象を適切に把握し、かつ、第26条第1項および第2項に規定する管理者の責務を果たすことができる場合」に改め、「同一敷地内にある」を削る。
- 第9条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体をいう。))」に改める。
- 第26条第3項中第8号を第9号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、同項第3号中「介護予防支援事業者等」を「介護予防支援事業者その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。
- (3) 介護予防支援事業者その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者に対し、
- 指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態および生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。
- 第27条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- 第29条に次の1項を加える。
- 5 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、適切な指定介護予防訪問介護相当サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
- 第29条の次に次の2条を加える。
- (業務継続計画の策定等)
- 第29条の2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、感染症または非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問介護相当サービスの提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的の実施しなければならない。
- 3 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
- (非常災害対策)
- 第29条の3 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、非常災害等の発生時においてもその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設と連携し、および相互に協力する体制を構築するよう努めなければならない。
- 第30条に次の1項を加える。
- 3 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければなら

らない。

- (1) 当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的実施すること。

第 31 条中「規定する重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条に次の 2 項を加える。

- 2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。
- 3 指定相当訪問型サービス事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第 35 条の次に次の 1 条を加える。

(不当な働きかけの禁止)

第 35 条の 2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防サービス・支援計画の作成または変更に関し、介護予防支援事業者の担当職員等(指定介護予防支援等基準第 2 条第 1 項に規定する担当職員および同条第 2 項の介護支援専門員をいう。)または居宅要支援被保険者等(施行規則第 140 条の 62 の 4 第 1 号または第 2 号に該当する者をいう。)に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

第 36 条の見出し中「連携」を「連携等」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問介護相当サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防訪問介護相当サービスの提供を行うよう努めなければならない。

第 37 条第 1 項中「介護予防支援事業者等」を「介護予防支援事業者」に改める。

第 37 条の次に次の 1 条を加える。

(虐待の防止)

第 37 条の 2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第 39 条第 2 項第 2 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第 5 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 4 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 第 41 条第 9 号の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

第 41 条第 12 号中「第 10 号」を「第 12 号」に改め、同号を同条第 14 号とし、同条中第 8 号から第 11 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 7 号の次に次の 2 号を加える。

- (8) 指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。
- (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

別表を次のように改める。

別表(第43条関係)

区分	基本単位数または加算単位数	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	特別地域加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
(1) 介護予防訪問介護相当サービス(I)	1月につき1,176単位	100分の1	100分の1	100の15	100分の10	100分の5
(2) 介護予防訪問介護相当サービス(II)	1月につき2,349単位	100分の1	100分の1	100の15	100分の10	100分の5
(3) 介護予防訪問介護相当サービス(III)	1月につき3,727単位	100分の1	100分の1	100の15	100分の10	100分の5
(4) 初回加算	1月につき200単位	—	—	—	—	—
(5) 生活機能向上連携加算(I)	1月につき100単位	—	—	—	—	—
(6) 生活機能向上連携加算(II)	1月につき200単位	—	—	—	—	—
(7) 口腔連携強化加算	1回につき50単位 (1月に1回を限度とする。)	—	—	—	—	—
(8) 介護職員処遇改善加算(I)	1月につき所定単位数に1,000分の137を乗じて得た単位数	—	—	—	—	—
(9) 介護職員処遇改善加算(II)	1月につき所定単位数に1,000分の100を乗じて得た単位数	—	—	—	—	—
(10) 介護職員処遇改善加算(III)	1月につき所定単位数に1,000分の55を乗じて得た単位数	—	—	—	—	—
(11) 介護職員等特定処遇改善加算(I)	1月につき所定単位数に1,000分の63を乗じて得た単位数	—	—	—	—	—
(12) 介護職員等特定処遇改善加算(II)	1月につき所定単位数に1,000分の42を乗じて得た単位数	—	—	—	—	—
(13) 介護職員等ベースアップ等支援加算	1月につき所定単位数に1,000分の24を乗じて得た単位数	—	—	—	—	—

備考

- 1 この表において「介護予防訪問介護相当サービス(I)」とは、要支援1・2の者および彦根市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(平成29年彦根市告示第43号)第7条第2項に規定する第1号事業対象者(以下「第1号事業対象者」という。)に対する週1回程度の介護予防訪問介護相当サービスをいう。

- 2 この表において「介護予防訪問介護相当サービス(Ⅱ)」とは、要支援1・2の者および第1号事業対象者に対する週2回程度の介護予防訪問介護相当サービスをいう。
- 3 この表において「介護予防訪問介護相当サービス(Ⅲ)」とは、要支援2の者および第1号事業対象者に対する週2回を超える程度の介護予防訪問介護相当サービスをいう。
- 4 (1)の項から(3)の項までの単位数は、基本単位数または加算単位数欄の単位数に、高齢者虐待防止措置未実施減算、業務継続計画未策定減算および特別地域加算のうち該当する欄の割合を乗じて得た数を減じた数に、中山間地域等における小規模事業所加算または中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算に該当する場合にあっては中山間地域等における小規模事業所加算または中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算の欄の割合を乗じて得た数を加えた数とする。
- 5 この表において「所定単位数」とは、(1)の項から(7)の項までの規定により算定した単位数の合計をいう。
- 6 特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、(8)の項から(10)の項までの介護職員処遇改善加算、(11)の項および(12)の項の介護職員等特定処遇改善加算および(13)の項の介護職員等ベースアップ等支援加算は、支給限度額管理の算定項目の対象外とする。
- 7 業務継続計画未策定減算は、令和7年3月31日までの間、適用しない。

付 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第31条に2項を加える改正規定(同条第3項に係る部分に限る。)は、令和7年4月1日から施行する。

彦根市告示第99号

彦根市介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービスAの事業の人員、設備および運営に関する基準ならびに通所型サービスAに要する費用の額を定める要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年4月1日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービスAの事業の人員、設備および運営に関する基準ならびに通所型サービスAに要する費用の額を定める要綱の一部を改正する告示

彦根市介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービスAの事業の人員、設備および運営に関する基準ならびに通所型サービスAに要する費用の額を定める要綱(平成29年彦根市告示第48号)の一部を次のように改正する。

第4条に次の2項を加える。

- 3 通所型サービスA事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 通所型サービスA事業者は、事業を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第7条中「常勤の」を削り、同条ただし書中「管理上支障がない場合」を「管理者が、利用者に対するサービスの提供の場面等で生じる事象を適切に把握し、かつ、当該通所型サービスA事業所の従業者の管理および業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うことができる場合」に改め、「同一敷地内にある」を削る。

第10条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第11条に次の1項を加える。

- 2 通所型サービスA事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項に規定する認定審

査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、通所型サービスAを提供するように努めなければならない。

第21条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第21条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第21条の2 通所型サービスA事業者は、感染症または非常災害の発生時において、利用者に対する通所型サービスAの提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 通所型サービスA事業者は、通所型サービスA事業所の従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施しなければならない。

3 通所型サービスA事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第23条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 通所型サービスA事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第24条第2項中「必要な」を「次の各号に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該通所型サービスA事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所型サービスA事業所の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該通所型サービスA事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該通所型サービスA事業所において、通所型サービスA事業所の従業者に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的実施すること。

第28条の見出し中「連携」を「連携等」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

通所型サービスA事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携および協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

第28条に次の1項を加える。

3 通所型サービスA事業者は、通所型サービスA事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して通所型サービスAを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても通所型サービスAの提供を行うよう努めなければならない。

第29条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第29条の2 通所型サービスA事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該通所型サービスA事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、通所型サービスA事業所の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該通所型サービスA事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該通所型サービスA事業所において、通所型サービスA事業所の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 通所型サービスAの提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

3 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第30条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 前条第3項の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

別表を次のように改める。

別表(第33条関係)

区分	基本単位数または加算単位数	利用定員超過減算	介護職員減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	同一建物サービス提供減算	送迎未実施減算
(1) 通所型サービスA(要支援1)	1月につき1,528単位	100分の70	100分の70	100分の1	100分の1	100分の5	1月につき320単位	片道につき40単位
(2) 通所型サービスA(要支援2)	1月につき3,078単位	100分の70	100分の70	100分の1	100分の1	100分の5	1月につき639単位	
(3) 生活機能向上グループ活動加算	1月につき85単位	—	—	—	—	—	—	—
(4) 若年性認知症利用者受入加算	1月につき204単位	—	—	—	—	—	—	—
(5) 栄養アセスメント加算	1月につき43単位	—	—	—	—	—	—	—
(6) 栄養改善加算	1月につき170単位	—	—	—	—	—	—	—
(7) 口腔機能向上加算(Ⅰ)	1月につき128単位	—	—	—	—	—	—	—
(8) 口腔機能向上加算(Ⅱ)	1月につき136単位	—	—	—	—	—	—	—
(9) 一体的サービス提供加算	1月につき408単位	—	—	—	—	—	—	—
(10) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	1月につき85単位	—	—	—	—	—	—	—
(11) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	1月につき170単位	—	—	—	—	—	—	—
(12) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	1回につき17単位	—	—	—	—	—	—	—
(13) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	1回につき4単位	—	—	—	—	—	—	—
(14) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(要支援1)	1月につき75単位	—	—	—	—	—	—	—
(15) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(要支援2)	1月につき150単位	—	—	—	—	—	—	—

(16) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)(要支援1)	1月につき61単位	—	—	—	—	—	—	—
(17) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)(要支援2)	1月につき122単位	—	—	—	—	—	—	—
(18) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)(要支援1)	1月につき20単位	—	—	—	—	—	—	—
(19) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)(要支援2)	1月につき41単位	—	—	—	—	—	—	—
(20) 科学的介護推進体制加算	1月につき34単位	—	—	—	—	—	—	—
(21) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1月につき所定単位数に1,000分の59を乗じて得た単位数	—	—	—	—	—	—	—
(22) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	1月につき所定単位数に1,000分の43を乗じて得た単位数	—	—	—	—	—	—	—
(23) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	1月につき所定単位数に1,000分の23を乗じて得た単位数	—	—	—	—	—	—	—
(24) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	1月につき所定単位数に1,000分の12を乗じて得た単位数	—	—	—	—	—	—	—
(25) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	1月につき所定単位数に1,000分の10を乗じて得た単位数	—	—	—	—	—	—	—
(26) 介護職員等ベースアップ等支援加算	1月につき所定単位数に1,000分の11を乗じて得た単位数	—	—	—	—	—	—	—

備考

- この表において「利用定員超過減算」とは、利用者の数が利用定員を超える場合における減算をいう。
- この表において「介護職員減算」とは、介護職員の員数が基準に満たない場合の減算をいう。
- この表において「若年性認知症利用者受入加算」とは、若年性認知症の利用者に対して介護予防通所介護相当サービスを行った場合の加算をいう。
- この表において「要支援1」とは、要支援1の者および彦根市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(平成29年彦根市告示第43号)第7条第2項に規定する第1号事業対象者(以下「第1号事業対象者」という。)を対象とするものをいう。
- この表において「要支援2」とは、要支援2の者および第1号事業対象者を対象とするものをいう。
- (1)の項および(2)の項の単位数は、基本単位数または加算単位数欄の単位数に利用定員超過減算、介護職員減算、高齢者虐待防止措置未実施減算または業務継続計画未策定減算のうち該当するいずれかの欄の割合を乗じて得た数に、中山間地域等に居住する者へ

のサービス提供加算、同一建物サービス提供減算および送迎未実施減算のうち該当する欄の単位数(中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算にあつては、基本単位数または加算単位数欄の単位数に中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算欄の割合を乗じて得た数)を加え、または減じた数とする。

- 7 この表において「所定単位数」とは、(1)の項から(20)の項まで(中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を除く。)の規定により算定した単位数の合計をいう。
- 8 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、同一建物サービス提供減算、送迎未実施減算、(14)の項から(19)の項までのサービス提供体制強化加算、(21)の項から(23)の項までの介護職員処遇改善加算、(24)の項および(25)の項の介護職員等特定処遇改善加算および(26)の項の介護職員等ベースアップ等支援加算は、支給限度額管理の算定項目の対象外とする。
- 9 業務継続計画未策定減算は、感染症の予防およびまん延の防止のための指針の整備および非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合は、令和 7 年 3 月 31 日までの間、適用しない。
- 10 送迎未実施減算は、(1)の項の通所型サービス A (要支援 1)を算定する場合は 1 月につき 320 単位、(2)の項の通所型サービス A (要支援 2)を算定する場合は 1 月につき 639 単位を限度とする。

付 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

彦根市告示第 100 号

彦根市介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービス A の事業の人員、設備および運営に関する基準ならびに訪問型サービス A に要する費用の額を定める要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービス A の事業の人員、設備および運営に関する基準ならびに訪問型サービス A に要する費用の額を定める要綱の一部を改正する告示

彦根市介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービス A の事業の人員、設備および運営に関する基準ならびに訪問型サービス A に要する費用の額を定める要綱(平成 29 年彦根市告示第 46 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条に次の 2 項を加える。

- 3 訪問型サービス A 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 訪問型サービス A 事業者は、事業を提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第 7 条ただし書中「管理上支障がない場合」を「管理者が、利用者に対するサービスの提供の場面等で生じる事象を適切に把握し、かつ、当該訪問型サービス A 事業所の従業者の管理および業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うことができる場合」に改め、「同一敷地内にある」を削る。

第 10 条第 2 項第 2 号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第 11 条に次の 1 項を加える。

- 2 訪問型サービス A 事業者は、前項の被保険者証に、法第 115 条の 3 第 2 項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、訪問型サービス A を提

供するように努めなければならない。

第23条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第23条の次に次の2条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第23条の2 訪問型サービスA事業者は、感染症または非常災害の発生時において、利用者に対する訪問型サービスAの提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスA事業所の従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施しなければならない。

3 訪問型サービスA事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(非常災害対策)

第23条の3 訪問型サービスA事業者は、非常災害等の発生時においてもその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設と連携し、および相互に協力する体制を構築するよう努めなければならない。

第24条に次の1項を加える。

3 訪問型サービスA事業者は、当該訪問型サービスA事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該訪問型サービスA事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問型サービスA事業所の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該訪問型サービスA事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該訪問型サービスA事業所において、訪問型サービスA事業所の従業者に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的実施すること。

第27条の次に次の1条を加える。

(不当な働きかけの禁止)

第27条の2 訪問型サービスA事業者は、介護予防サービス・支援計画の作成または変更に関し、介護予防支援事業者の担当職員等(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。)第2条第1項に規定する担当職員および同条第2項の介護支援専門員をいう。)または居宅要支援被保険者等(施行規則第140条の62の4第1号または第2号に該当する者をいう。)に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

第28条の見出し中「連携」を「連携等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスA事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して訪問型サービスAを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても訪問型サービスAの提供を行うよう努めなければならない。

第29条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第29条の2 訪問型サービスA事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該訪問型サービスA事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、訪問型サービスA事業所の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該訪問型サービスA事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該訪問型サービスA事業所において、訪問型サービスA事業所の従業者に対し、虐待

の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 訪問型サービス A の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

3 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第 30 条第 2 項第 2 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第 5 号中「前条第 2 項に規定する」を「第 29 条第 2 項の規定による」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 4 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 前条第 3 項の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

第 31 条第 1 号中「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 37 号)」を「指定介護予防支援等基準」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第 33 条関係)

区分	基本単位数または加算単位数	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
(1) 訪問型サービス A (Ⅰ)	1 月につき 1,000 単位	100 分の 1	100 分の 1	100 分の 5
(2) 訪問型サービス A (Ⅱ)	1 月につき 1,997 単位	100 分の 1	100 分の 1	100 分の 5
(3) 訪問型サービス A (Ⅲ)	1 月につき 3,168 単位	100 分の 1	100 分の 1	100 分の 5
(4) 初回加算	1 月につき 170 単位	—	—	—
(5) 口腔連携強化加算	1 回につき 43 単位(1 月に 1 回を限度とする。)	—	—	—
(6) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1 月につき所定単位数に 1,000 分の 137 を乗じて得た単位数	—	—	—
(7) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	1 月につき所定単位数に 1,000 分の 100 を乗じて得た単位数	—	—	—
(8) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	1 月につき所定単位数に 1,000 分の 55 を乗じて得た単位数	—	—	—
(9) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	1 月につき所定単位数に 1,000 分の 63 を乗じて得た単位数	—	—	—
(10) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	1 月につき所定単位数に 1,000 分の 42 を乗じて得た単位数	—	—	—
(11) 介護職員等ベースアップ等支援加算	1 月につき所定単位数に 1,000 分の 24 を乗じて得た単位数	—	—	—

備考

1 この表において「訪問型サービス A (Ⅰ)」とは、要支援 1・2 の者および彦根市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(平成 29 年彦根市告示第 43 号)第 7 条第 2 項に規定する第 1 号事業対象者(以下「第 1 号事業対象者」という。)に対する週 1 回程度の訪問

型サービスAをいう。

- 2この表において「訪問型サービスA(Ⅱ)」とは、要支援1・2の者および第1号事業対象者に対する週2回程度の訪問型サービスAをいう。
- 3この表において「訪問型サービスA(Ⅲ)」とは、要支援2の者および第1号事業対象者に対する週2回を超える程度の訪問型サービスAをいう。
- 4(1)の項から(3)の項までの単位数は、基本単位数または加算単位数欄の単位数に、高齢者虐待防止措置未実施減算または業務継続計画未策定減算のうち該当する欄の割合を乗じて得た数を減じた数に、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算に該当する場合にあっては中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算の欄の割合を乗じて得た数を加えた数とする。
- 5この表において「所定単位数」とは、(1)の項から(5)の項までの規定により算定した単位数の合計をいう。
- 6中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、(6)の項から(8)の項までの介護職員処遇改善加算、(9)の項および(10)の項の介護職員等特定処遇改善加算および(11)の項の介護職員等ベースアップ等支援加算は、支給限度額管理の算定項目の対象外とする。
- 7業務継続計画未策定減算は、令和7年3月31日までの間、適用しない。

付 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

彦根市告示第101号

彦根市地域生活支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年4月1日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市地域生活支援事業実施要綱の一部を改正する告示

彦根市地域生活支援事業実施要綱(平成18年彦根市告示第194号)の一部を次のように改正する。

第31条第1項中「ストマ用装具」を「ストーマ装具」に改め、同条第2項中「ストマ用装具」を「ストーマ装具」に改め、同項第1号中「0.75割」を「0.8割」に改め、同項第3号中「0.5割」を「0.6割」に改める。

別表第1在宅療養等支援用具の部電気式たん吸引器の項および電気式たん吸引器(バッテリー内蔵型)の項を次のように改める。

電気式たん吸引器(バッテリー内蔵型でないものに限る。)	62,040	次に掲げる者(電気式たん吸引器(バッテリー内蔵型のものに限る。))の給付を受ける者を除く。 (1) 呼吸器機能障害3級以上または同程度の身体障害者(児)で、必要と認められるもの (2) 呼吸器機能に障害のある難病患者等	障害者等または介護者が容易に使用できるもの	4年
電気式たん吸引器(バッテリー内蔵型のものに限る。)	66,000	次に掲げる者(電気式たん吸引器(バッテリー内蔵型でないものに限る。))の給付を受ける者を除く。 (1) 呼吸器機能障害3級以上または同程度の身体障害者(児)で、必要と認められるもの (2) 呼吸器機能に障害のある難病患者等	障害者等または介護者が容易に使用できるもの	3年

別表第1在宅療養等支援用具の部に次のように加える。

正弦波インバーター発電機	120,000	在宅で人工呼吸器を装着している身体障害者(児)等(ポータブル電源(蓄電池)、DC/ACインバーター(カーインバーター)および人工呼吸器用外部バッテリーの給付を受ける者を除く。)	ガソリン、ガスボンベ等で作動する正弦波インバーター発電機で、介助者が容易に使用し得るもの	5年
ポータブル	100,000	在宅で人工呼吸器を装着している身体障害者	蓄電機能を有する	5年

電源(蓄電池)		(児)等(正弦波インバーター発電機、DC／ACインバーター(カーインバーター)および人工呼吸器用外部バッテリーの給付を受ける者を除く。)	正弦波交流出力の電源装置で、介助者が容易に使用し得るもの	
DC／ACインバーター(カーインバーター)	30,000	在宅で人工呼吸器を装着している身体障害者(児)等(正弦波インバーター発電機、ポータブル電源(蓄電池)および人工呼吸器用外部バッテリーの給付を受ける者を除く。)	自家用車バッテリー等の直流電源を正弦波交流電源に交換する装置で、介助者が容易に使用し得るもの	5 年
人工呼吸器用外部バッテリー	100,000	在宅で人工呼吸器を装着している身体障害者(児)等(正弦波インバーター発電機、ポータブル電源(蓄電池)およびDC／ACインバーター(カーインバーター)の給付を受ける者を除く。)	居宅で使用する人工呼吸器(メーカー純正バッテリーを使用するものに限る。)に接続することで、人工呼吸器の稼働が可能な電力を供給できる装置で、介助者が容易に使用し得るもの	5 年

付 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

彦根市告示第 102 号

彦根市重症心身障害者通園施設運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市重症心身障害者通園施設運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示

彦根市重症心身障害者通園施設運営費補助金交付要綱(平成 27 年彦根市告示第 108 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「(支援員特別配置のための支援員の雇用に係る補助金にあっては、その額から彦根市在宅重度障害者等支援事業補助金交付要綱(平成 25 年彦根市告示第 237 号)別表第 1(1)の項から(4)の項までの事業に係る補助金の額を控除して得た額)」を削り、同条第 2 項を削る。
別表支援員特別配置のための雇用の項を次のように改める。

支援員特別配置のための雇用	特に高い医療的ケアの必要な利用者(以下「対象利用者」という。)に対する支援員を特別に配置するために必要な経費(報酬、給料、職員手当、共済費、賃金、報償費、委託料、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、光熱水費、燃料費および修繕料)、役務費(通信運搬費および修繕料)、委託料、使用料および賃借料、備品購入費等)	1 基本額 支援員 1 人につき 2,500,000 円(2 人を限度とする。) 2 対象利用者の利用日数に応じた額 (1) 対象利用者が該当施設の利用をした場合は、対象利用者 1 人につき 1 日当たり 3,500 円 (2) 対象利用者が該当施設の利用を予定していた日に急病等によりその利用を中止した場合(補助対象者が、当該対象利用者またはその家族等との連絡調整その他の相談援助を行い、かつ、当該対象利用者の状況、相談援助の内容その他の必要な事項を記録した場合に限る。)は、当該利用を中止した対象利用者 1 人につき 1 日当たり 3,500 円(各月において 4 日を限度とする。)
---------------	---	---

別記様式第 1 号(別紙 1 から別紙 3 までを除く。)中「別紙 3」の次に「および別紙 3 の 2」を加え、同様式別紙 3 の次に次のように加える。

別紙3の2

支援員特別配置のための雇用 所要額調書

1 基本額

支援員の数		補助基準額	補助基本額 ア
	2人を限度とする。	2,500,000円	

2 対象利用者の利用日数に応じた額

補助対象年月		対象者数	対象者の 利用日数 ①	対象者の 利用日数 (キャンセル分) ②	対象者の 利用日数計 ③ (①+②)	補助基準額 ④	補助基本額 ⑤=③×④
年	月						
	4					3,500	
	5					3,500	
	6					3,500	
	7					3,500	
	8					3,500	
	9					3,500	
	10					3,500	
	11					3,500	
	12					3,500	
	1					3,500	
	2					3,500	
	3					3,500	
補助基本額 イ							

※ 障害福祉サービス費等支払決定額内訳書・従業員の勤務体制および形態一覧を添付すること。

補助所要額
⑥

⇒

補助基本額合計④(ア+イ)

対象経費の実支出額 A	寄付金その他の収入額 B	差引額 C (A-B)	補助所要額 D	合計 E

(注1) D欄は、上記の「補助所要額合計⑥」を記入すること。
(注2) E欄は、C欄とD欄の額を比較していずれか少ない額を記入すること。

別記様式第3号(別紙4から別紙6までを除く。)中「別紙6」の次に「および別紙6の2」を加え、同様式別紙6の次に次のように加える。

別紙 6 の 2

支援員特別配置のための雇用 所要額変更調書

1 基本額

支援員の数		補助基準額	補助基本額 ア
	2人を限度とする。	2,500,000円	

2 対象利用者の利用日数に応じた額

補助対象年月		対象者数	対象者の 利用日数 ①	対象者の 利用日数 (キャン セル分) ②	対象者の 利用日数計 ③(①+②)	補助基準額 ④	補助基本額 ⑤=③×④
年	月						
	4					3,500	
	5					3,500	
	6					3,500	
	7					3,500	
	8					3,500	
	9					3,500	
	10					3,500	
	11					3,500	
	12					3,500	
	1					3,500	
	2					3,500	
	3					3,500	
補助基本額 イ							

※ 障害福祉サービス費等支払決定額内訳書・従業員の勤務体制および形態一覧を添付すること。

補助所要額
⑥

補助基本額合計④(ア+イ)

⇒

対象経費の実支出額 A	寄付金その他の収入額 B	差引額 C(A-B)	補助所要額 D	合計 E

(注1) D欄は、上記の「補助所要額合計⑥」を記入すること。
(注2) E欄は、C欄とD欄の額を比較していずれか少ない額を記入すること。

別記様式第 5 号(別紙 7 から別紙 9 までを除く。)中「別紙 9」の次に「および別紙 9 の 2」を加え、同様式別紙 9 の次に次のように加える。

別紙 9 の 2

支援員特別配置のための雇用 所要額精算調書

1 基本額

支援員の数		補助基準額	補助基本額 ア
	2人を限度とする。	2,500,000円	

2 対象利用者の利用日数に応じた額

補助対象年月		対象者数	対象者の 利用日数 ①	対象者の 利用日数 (キャンセル分) ②	対象者の 利用日数計 ③(①+②)	補助基準額 ④	補助基本額 ⑤=③×④
年	月						
	4					3,500	
	5					3,500	
	6					3,500	
	7					3,500	
	8					3,500	
	9					3,500	
	10					3,500	
	11					3,500	
	12					3,500	
	1					3,500	
	2					3,500	
	3					3,500	
補助基本額 イ							

※ 障害福祉サービス費等支払決定額内訳書・従業員の勤務体制および形態一覧を添付すること。

補助基本額合計④(ア+イ)		⇒	補助所要額 ⑥

対象経費の実支出額 A	寄付金その他の収入額 B	差引額 C(A-B)	補助所要額 D	合計 E

(注1) D欄は、上記の「補助所要額合計⑥」を記入すること。
(注2) E欄は、C欄とD欄の額を比較していずれか少ない額を記入すること。

付 則

- 1 この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の彦根市重症心身障害者通園施設運営費補助金交付要綱の規定は、令和 6 年度以後の年度分の予算に係る補助金について適用する。

彦根市告示第 103 号

彦根市国民健康保険一部負担金の徴収猶予および免除に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市国民健康保険一部負担金の徴収猶予および免除に関する要綱の一部を改正する告示

彦根市国民健康保険一部負担金の徴収猶予および免除に関する要綱(平成 23 年彦根市告示第 133 号)の一部を次のように改正する。

別記様式第 1 号中「(一般・退職)」を削る。

付 則

- 1 この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなすことができる。
- 3 この告示の施行の際、現にある旧様式による書類については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

彦根市告示第 104 号

彦根市都市公園における防犯カメラの設置および運用に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市都市公園における防犯カメラの設置および運用に関する要綱の一部を改正する告示

彦根市都市公園における防犯カメラの設置および運用に関する要綱(令和 4 年彦根市告示第 98 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項の表福満公園の項中「2」を「4」に、「1」を「3」に改め、同表河瀬公園の項中「2」を「4」に、「1」を「3」に改め、同表に次のように加える。

金亀公園	屋外	カメラ	4
	屋内	記録用サーバ	1

付 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

彦根市告示第 105 号

彦根市風しん予防接種費用助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市風しん予防接種費用助成金交付要綱の一部を改正する告示

彦根市風しん予防接種費用助成金交付要綱(平成 28 年彦根市告示第 102 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号中「書類」の次に「または風しん抗体検査申込(問診)票」を加える。

別記様式第 1 号を次のように改める。

別 記

様式第 1 号(第 4 条関係)

年 月 日

彦根市長 様

申請者(請求者)

住 所 〒

氏 名

電 話

彦根市風しん予防接種費用助成金交付申請書兼請求書

彦根市風しん予防接種費用助成金の交付について、関係書類を添えて申請します。

また、上記の助成金の交付の決定を受けたときは、その交付を請求しますので、この書面に記載している振込先に振り込んでください。

なお、この申請に基づく交付の決定に当たり、彦根市が保有する私の個人情報について閲覧することおよび医療機関等に必要な事項について問い合わせることに同意します。

申請額兼請求額

円

※1 円未満切捨て

該当するものに○をしてください。

助成区分	1 生活保護受給世帯に属する者・・・10,000 円を上限として接種費用の全額を助成します。
	2 上記に該当しない者・・・5,000 円を上限として接種費用の半額を助成します。

被接種者 (接種を受けた人)	ふりがな	生年月日
	氏 名	年 月 日
	住所 〒	電話番号
	接種日および接種ワクチンの種別 年 月 日 ・風しんワクチン ・麻しん風しん混合ワクチン いづれかに○をしてください。	接種を受けた医療機関名
対象区分	☐ 妊娠を希望する女性 ☐ 妊娠を希望する女性の配偶者その他の同居人 ☐ 風しんの抗体価が低い妊婦の配偶者その他の同居人	

振込先

振込金融機関	支 店 名
預 金 種 別 いづれかに○をしてください。 普 通 ・ 当 座	口 座 番 号
ふ り が な	
口 座 名 義 人	

※ 申出人と口座名義人とが異なる場合 ☐ 上記口座名義人に領収を委任します。
(委任する場合は、チェックしてください。)

※ 申請は、1 人につき 1 回までです。

[市確認欄]

住民登録 (接種日において)	宛名番号 7 桁	添付書類 ☐ 領収書(写し) ☐ 県の検査結果書または風しん抗体検査申込(問診)票(写し) ☐ その他(受給者証の確認)	受付者
-------------------	----------	--	-----

付 則

この告示は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

彦根市告示第 106 号

彦根市まちづくり推進事業総合補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市まちづくり推進事業総合補助金交付要綱の一部を改正する告示

彦根市まちづくり推進事業総合補助金交付要綱(平成 19 年彦根市告示第 99 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 4 の項(3)を削り、同項(4)を同項(3)とする。

別表第 2 の 1 の項中「および(3)」を削り、「別表第 1 の 4 の項(4)」を「別表第 1 の 4 の項(3)」に改める。

別記様式第 1 号別紙 1 を次のように改める。

別紙 1(コミュニティ活動推進事業)

事業計画書

補助対象テーマ		☐ 1 美しく、住みよい地域環境をつくるために ☐ 2 歴史と文化を学びコミュニケーションの輪を広げるために ☐ 3 健やかな心と体で活気ある地域をつくるために ☐ 4 安心・安全な地域をつくるために ☐ (1) A E D機器およびその附属品 ☐ (2) 防犯カメラおよびその附属品 ☐ (3) 集会所敷地内の舗装 ☐ 5 つどい・ふれあいと地域の絆を深めるために				
事業の内容						
および 維持管理等の 状況(テーマ 5)						
事業参加対象		世帯数		世帯	参加人数	人
着手予定		年 月 日		完了予定	年 月 日	
事業費		(総事業費)			(補助対象基本額)	
		円			円	
総事業費内訳	市の補助金					円
	自己資金					円
	その他 特定財源					円

備考

- 1 補助対象基本額は、総事業費のうち別表第 1 に掲げる補助対象設備等の整備に要する経費とすること。
- 2 市の補助金は、補助対象基本額の 2 分の 1 で、補助対象テーマ 1 から 3 までにあっては 30,000 円、補助対象テーマ 4(1)にあっては 100,000 円、補助対象テーマ 4(2)にあっては 2 台を上限とし 1 台につき 100,000 円、補助対象テーマ 4(3)にあっては 500,000 円、補助対象テーマ 5 にあっては 500,000 円を限度として計算すること。
- 3 補助対象テーマ 4(3)および補助対象テーマ 5 にあっては、事業の内容欄に、維持管理および運営の状況を併せて記入すること。
- 4 補助対象テーマ 4(3)にあっては、舗装する土地の整備、維持管理および運営をする団体と土地の所有者とが別の場合は、当該所有者の承諾を得ておくこと。

添付書類

- 1 事業費に係る見積書の写し

- 2 整備しようとする設備等の内容が分かるもの(パンフレット、整備計画要図等)
- 3 防犯カメラの設置の場合にあっては、設置運用基準等の案の写し
- 4 補助対象テーマ4(3)にあっては、対象となる集会所を避難場所として使用することが分かる資料を添付すること。

別記様式第1号別紙2中「1 活動計画書(自治会等の年間活動計画書等)の写し」を「1 保険料に係る見積書の写し」に改め、「2 保険料に係る見積書の写し」および「3 加入しようとする保険の内容がわかるもの(パンフレット等)」を削る。

別記様式第4号別紙4を次のように改める。

別紙4(コミュニティ活動推進事業)

事業実績報告書

補助対象テーマ	☐ 1 美しく、住みよい地域環境をつくるために ☐ 2 歴史と文化を学びコミュニケーションの輪を広げるために ☐ 3 健やかな心と体で活気ある地域をつくるために ☐ 4 安心・安全な地域をつくるために ☐ (1) AED機器およびその付属品 ☐ (2) 防犯カメラおよびその付属品 ☐ (3) 集会所敷地内の舗装 ☐ 5 つどい・ふれあいと地域の絆を深めるために		
実施事業の状況			
事業完了年月日	年 月 日		
事業費	(総事業費) 円	(補助対象基本額)	円
総事業費内訳	市の補助金	円	
	自己資金	円	
	その他特定財源	円	

添付書類

- 1 支払領収書の写し
- 2 写真
- 3 防犯カメラの設置の場合にあっては、設置運用基準等の写し

「

別記様式第6号および別記様式第9号中

自治会等名
代表者住所
代表者氏名

を

自治会等名
代表者住所
代表者氏名
電話番号

に

改める。

付 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

彦根市告示第 107 号

彦根市レンタサイクル事業実施要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市レンタサイクル事業実施要綱を廃止する告示

彦根市レンタサイクル事業実施要綱(平成 23 年彦根市告示第 174 号)は、廃止する。

付 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

彦根市告示第 108 号

彦根市出産・子育て応援給付金支給事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市出産・子育て応援給付金支給事業実施要綱の一部を改正する告示

彦根市出産・子育て応援給付金支給事業実施要綱(令和 5 年彦根市告示第 117 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 4 項中「支給申請は、」の次に「災害その他」を加え、同項ただし書中「3 歳に達する日」を「1 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日(対象児童が令和 6 年 3 月 31 日までに 1 歳に達している場合は令和 7 年 3 月 31 日)」に改める。

付 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

彦根市告示第 111 号

彦根市予防接種事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市予防接種事業実施要綱の一部を改正する告示

彦根市予防接種事業実施要綱(平成 24 年彦根市告示第 82 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 3 条」を「第 5 条」に改める。

第 2 条第 1 項の表 4 種混合(ジフテリア・百日せき・急性灰白髄炎(ポリオ)・破傷風)の項の前に次のように加える。

5 種混合(ジフテリア・百日せき・急性灰白髄炎(ポリオ)・破傷風・H i b 感染症)	個別接種	生後 2 月から生後 90 月に至るまでの間にある者
---	------	----------------------------

第 2 条第 1 項の表に次のように加える。

新型コロナウイルス感染症	個別接種	(1) 65 歳以上の者 (2) 60 歳以上 65 歳未満の者で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能の障害またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして予防接種法施行規則で定めるもの
--------------	------	---

付 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

彦根市告示第 112 号

彦根市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の一部を改正する告示

彦根市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(平成 29 年彦根市告示第 43 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 号中「第 115 条の 47 第 4 項」を「第 115 条の 47 第 5 項」に改める。

付 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

彦根市告示第 113 号

彦根市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱の一部を改正する告示

彦根市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱(平成 26 年彦根市告示第 103 号)の一部を次のように改正する。

別表購入および更新の項 1 台当たりの基準価格(円)の欄中「34,200」を「44,000」に、「43,900」を「46,400」に、「55,800」を「59,000」に、「67,300」を「71,200」に、「87,000」を「92,000」に、「137,000」を「144,900」に、「70,100」を「74,100」に、「120,000」を「126,900」に改め、同項附属品の欄中「基準価格に 9,000 円」を「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準(平成 18 年厚生労働省告示第 528 号。以下「基準」という。)別表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額」に、「基準価格に 1 枚につき 3,600 円」を「基準別表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額」に改め、同表修理の項中「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準(平成 18 年厚生労働省告示第 528 号)別表」を「基準別表」に改める。

「

」

居住地

別記様式第 7 号中

を

氏 名

」

居住地

氏 名

に改める。

電話番号

」

別記様式第 8 号を次のように改める。

様式第 8 号(第 12 条関係)

代理受領に係る補聴器購入費等支払請求書兼委任状

(請求先)

彦根市長 様

年 月 日付け 第 号で支給決定を受けた補聴器の引渡しを受け、次のとおり利用者負担額を支払いましたので、軽度・中等度難聴児補聴器購入費等を支払いを請求します。なお、その受領の権限を下記の業者に委任します。

補聴器等基準額	円
利用者負担額	円
利用者負担免除額	円
補聴器購入費等請求額	円

年 月 日

請求者兼委任者 住 所 _____
難聴児の保護者 氏 名 _____
 電話番号 _____

上記の受領の権限を委任しました。なお、支払いについては、登録の口座に振り込んでください。

年 月 日

 住 所 _____
 名 称 _____
受任者 代表者氏名 _____
(事業者)

付 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

彦根市告示第 113 号の 2

彦根市特定教育・保育施設等整備運営補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市特定教育・保育施設等整備運営補助金交付要綱の一部を改正する告示

彦根市特定教育・保育施設等整備運営補助金交付要綱(平成 13 年彦根市告示第 129 号)の一部

を次のように改正する。

別表第2(2)の項を次のように改める

(2) 一時預かり事業	一時預かり事業実施要綱(平成27年7月17日付け27文科初第238号雇児発0717第11号文部科学省初等中等教育局長厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知別紙)に定める一時預かり事業(以下「一時預かり事業」という。)に対し、次のアとイとを比較して、低い方の額を補助金額とする。 ア 次の(ア)から(ウ)まで掲げる年間延べ利用児童数の区分に応じ、当該(ア)から(ウ)までに掲げる額 (ア) 50人未満 800,000円 (イ) 50人以上100人未満 1,600,000円 (ウ) 100人以上 2,751,000円 イ 一時預かり事業に要する経費から保護者の負担額を除いた額
-------------	---

別記様式第2号の3から別記様式第2号の5までを次のように改める。

様式第2号の3(第5条関係)

年度 障害児保育実施特定教育・保育施設等保育士等配置事業計画画書

1 事業実施施設の状況 (4月1日現在)

施設名

入所児童数					備考	
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳以上児	合計	入所障害児数
人	人	人	人	人	人	人

2 障害児の状況

氏名	生年月日	障害名	配置状況	手帳等 有の場 合の 認定 状況		意見書 有無	意見書 交付機関	対象期間
				有無	身体障害()級 療育手帳()級 精神障害手帳()級 身体障害()級 療育手帳()級 精神障害手帳()級 身体障害()級 療育手帳()級 精神障害手帳()級 身体障害()級 療育手帳()級 精神障害手帳()級 身体障害()級 療育手帳()級 精神障害手帳()級			
			() : 1					年 月 日 ~ 年 月 日
			() : 1					年 月 日 ~ 年 月 日
			() : 1					年 月 日 ~ 年 月 日
			() : 1					年 月 日 ~ 年 月 日
			() : 1					年 月 日 ~ 年 月 日
			() : 1					年 月 日 ~ 年 月 日

(注)障害名は次の区分によること。ただし、「その他」については、判定による障害名を記入すること。
① 視覚 ② 聴覚 ③ 知的・発達 ④ 肢体不自由 ⑤ 病弱・身体虚弱 ⑥ その他

3 専任保育士の状況

氏名	保育士資格等の 取得年月日・証明書番号	配置予定期間	配置状況	常勤保育士等		非常勤保育士等		備考
				年間給与支払予定額 円	勤務予定日数 日	支給予定額 円	日	
		～	() : 1	円	日	円	日	
		～	() : 1	円	日	円	日	
		～	() : 1	円	日	円	日	
計 人				円	日	円	日	

様式第2号の4(第5条関係)

年度 一時預かり事業計画書(一般型)

保育所等名

1 対象児童の状況

対象児童の区分	利用時間	一時預かり事業対象児童数												基準額	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	円
(ア)	4時間以内	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
	4時間超														
(イ)	4時間以内														
	4時間超														
(ウ)	4時間以内														
	4時間超														
計	4時間以内														
	4時間超														
計のうち特別支援児童対象児童	4時間以内														
	4時間超														

- (1) 「一時預かり事業対象児童数」欄には、各月の延べ利用児童数を記入すること。
- (2) 対象児童の区分は、次のとおりとする。

ア 保護者の就労形態等により家庭における育児が継続的に困難となり、一時的に保育が必要となる児童

イ 保護者の傷病・入院等により、緊急・一時的に保育が必要となる児童

ウ 私的な理由その他の事由により一時的に保育が必要となる児童
- (3) 「計のうち特別支援児童対象児童」欄には、障害児および多胎児の人数を記入すること。

2 実施施設等の状況

専任保育士		児童数		保育室の状況⑤		一時預かり事業用保育室	事業実施日数	利用料
氏名	勤務形態	定員	現員	部室数	面積			
①	②	③	④		⑥	⑦	⑧	円
		人	人		m ²	日		
					新 既			

- (1) この表は、実施年度の4月1日現在(開始見込みの場合を含む。)で作成すること。ただし、事業の開始が年度途中となる場合は、その開始予定日現在で作成すること。
- (2) ②欄は、常勤(常)および非常勤(非)の区分を記入すること。
- (3) ③・④欄には、認可定員およびそれに対する現員(見込現員)を記入することとし、当該事業対象児童は含まない。
- (4) ⑤欄には、保育室、ほふく室および乳児室の合計部屋数および各室面積の合計を記入するものとし、当該事業用の部屋は含まない。
- (5) ⑥欄には、当該事業を実施するに当たり、新たに保育室を整備を行う場合には「新」に○を付し、既存の保育室等を利用して実施する場合には「既」に○を付し、それぞれその部屋の面積を記入すること。
- (6) ⑦欄は、利用者がいない日であっても算定すること。
- (7) ⑧欄には、保護者が負担する額を記入すること。(例)「月額○○円」「日額○○円」「1時間○○円」等

様式第2号の4の2(第5条関係)

年度 ー 時期 ー 事業計画書(幼稚園型)

保育所等名

1 対象児童の状況

施設の種類		利用者数(年間延べ人数)										施設当たり年間延べ利用者数(平日・長期休業日の在籍園児)		
平日	長期休業日	④以外の園児					⑤以外の園児					平日	長期休業日	
		特別な支援を受ける園児		幼稚園在籍園児			特別な支援を受ける園児		幼稚園在籍園児以外					
		平日	長期休業日(8時間未満)	長期休業日(8時間以上)	休日(土曜日等)に通常園所として当該事業を実施する場合、③欄ではなく本欄にカウントすること。	平日+長期休業日+休日	長期休業日+休日	2時間未満	2~3時間	3時間以上	2時間未満			2~3時間
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮

(1) ①欄は、長期休業期間の平日に実施する場合はカウントせず②欄に記入すること。休日(土曜日等)に通常園所として当該事業を実施する場合は、③欄ではなく本欄にカウントすること。

(2) ②欄は、各園で定めている長期休業(夏季休暇等)中の平日における実施日における実施日数を記入すること。なお、長期休業中の休日は③にカウントすること。

(3) ④~⑤欄は、本市に居住する者について記入すること。

(4) ⑥⑦欄は、本市に居住する者との合計が8時間を超えた場合、⑧⑨⑩欄は8時間を超えた場合の年間延べ利用者数を記入すること。

(5) ⑪欄は、広域利用がある場合は、本市以外の市町村に居住する利用者分も含めること。

2 実施施設等の状況

専任保育士		児童数		保育室の状況		一時預かり事業用保育室		事業実施日数		利用料	
氏名	勤務形態	定員	現員	部屋数	面積	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫

(1) この表は、実施年度の4月1日現在(開始見込みの場合を含む。)で作成すること。ただし、事業の開始が年度途中となる場合は、その開始予定日現在で作成すること。

(2) ②欄は、常勤(常)および非常勤(非常)の区分を記入すること。

(3) ③④⑤欄は、認可定員およびそれに対する現員(見込現員)を記入することとし、当該事業対象児童数は含まないこと。

(4) ⑥欄には、保育室、ほふく室および乳児室の合計部屋数および各室面積の合計を記入するものとし、当該事業用の部屋は含まないこと。

(5) ⑦欄は、当該事業を実施するに当たり、新たに保育室を整備して行う場合には「新」に○を付し、既存の保育室等を利用して実施する場合には「既」に○を付し、それぞれその部屋の面積を記入すること。

(6) ⑧欄は、利用者がない日であっても算定すること。

(7) ⑨欄には、保護者が負担する額を記入すること。(例)「月額○○円」「日額○○円」「1時間○○円」等

様式第2号の7(第5条関係)

年度 家庭支援推進保育事業計画書

保育所名

1 保育所の状況（4月1日現在）

定員	入所児童数					補助金 対象児童数 b	入所率 b/a %
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳以上児		
名		名					
名		名	名	名	名	名	

(注) 4月1日現在で記入すること

2 専任保育士の状況

氏名	勤務形態	保育士登録年月日・登録番号 または保育士資格の取得年月日 ・証明書番号	配置予定期間	配置予定期間における勤務予定日数	配置期間における給与支払い予定額	備考
			月～月	日	円	
			月～月	日	円	
			月～月	日	円	
合 計	—	—	—	—	円 0	—

(注1)「勤務形態」欄には、常勤職員の場合は(常)、非常勤職員の場合は(非)と記入すること。

(注2)「配置期間における勤務予定日数」欄は、有給休暇等を除く実勤務日数を0.5日単位で記入すること(ただし、休日勤務がある場合は休日出勤日を計上すること)。

付 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

彦根市告示第 113 号の 4

彦根市人権問題通信講座運営委員会設置要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和6年4月1日

彦根市長 和田裕行

彦根市人権問題通信講座運営委員会設置要綱を廃止する告示

彦根市人権問題通信講座運営委員会設置要綱(令和2年彦根市告示第111号の2)は、廃止す

る。

付 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。
